

# 第6次和泉市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

令和8年3月

和 泉 市



## 目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画 .....	1
第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨 .....	1
1 . 計画策定の背景 .....	1
2 . 計画の位置づけ及び諸計画との関係 .....	4
3 . 計画範囲・期間・構成 .....	5
第2章 ごみ処理基本計画 .....	6
第1節 ごみ処理事業の概況 .....	6
1 . ごみ処理システムの現状 .....	6
2 . 第5次基本計画のレビュー .....	29
3 . 現状ごみ処理システムに係る課題点・留意点 .....	34
第2節 ごみ処理の基本方針 .....	39
1 . 計画の基本的な考え方 .....	39
2 . 基本理念 .....	39
3 . ごみ処理の基本的な方向性 .....	40
4 . ごみ排出量の数値目標 .....	43
第3節 計画収集人口・ごみ量の将来予測 .....	45
1 . 計画収集人口の将来予測 .....	45
2 . ごみ排出量の将来予測 .....	45
3 . 国・府の将来目標の検証 .....	50
第4節 ごみ処理基本計画 .....	53
1 . 循環型地域経済システムの構築に向けた基本目標と基本施策 .....	54
2 . 循環型廃棄物処理システムの構築に向けた基本目標と基本施策 .....	58
3 . 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築に向けた基本目標と基本施策 .....	62
第3章 生活排水処理基本計画 .....	67
第1節 生活排水処理基本計画について .....	67
1 . 計画策定について .....	67
2 . 計画の基本的な考え方 .....	68
第2節 水環境の概況 .....	69
1 . 河川等の汚濁の状況 .....	69
第3節 生活排水処理の現状 .....	73
1 . 現状生活排水処理システム .....	73
2 . 生活排水対策の推進の状況と課題 .....	78
3 . 第5次基本計画のレビュー .....	81
4 . 現状生活排水処理システムに係る課題点・留意点 .....	83

第4節 生活排水処理基本計画	84
1. 基本方針	84
2. 自然環境への負荷の低減	84
3. 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保	85
4. 生活排水対策として啓発活動の積極的な推進	85
5. 今後の取組	87
6. 目標の設定	90
7. し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測	92

# 第1章 一般廃棄物処理基本計画

## 第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の背景

和泉市（以下「本市」という。）では、「環境にやさしい循環型都市の構築」を基本理念として、平成9年度に平成23年度を目標とした「**第1次一般廃棄物処理基本計画**」を策定しました。

そして、平成14年「大阪府廃棄物処理計画」、平成15年「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）及び平成16年「大阪府循環型社会形成に関する基本方針」の策定等の法律や方針の整備及び廃棄物処理技術の向上等も踏まえ、平成16年度に令和元年度（平成31年度）を目標として「循環型社会の推進」を目指した「**第2次一般廃棄物処理基本計画**」を策定しました。

さらに、各種リサイクル法及び「浄化槽法」の改正や、「国の基本方針」及び「第2次循環基本計画」の改正・策定及び社会的な一般廃棄物処理問題、資源化技術の向上等も踏まえ、平成22年度に令和6年度（平成36年度）を目標とする現行の「ごみゼロ社会への挑戦」を目指した「**第3次一般廃棄物処理基本計画**」を策定しました。第3次一般廃棄物処理基本計画策定後、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）の施行、「国の基本方針」の改正、「第3次循環基本計画」及び「大阪府循環型社会推進計画」の策定等の法律や方針の整備・改正も踏まえ、平成27年度に令和12年度を目標とする現行の「ごみゼロ社会への挑戦」を目指した「**第4次一般廃棄物処理基本計画**」を策定しました。

その後、「プラスチック資源循環戦略」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の策定、「国の基本方針」の改正、「第4次循環基本計画」及び「大阪府循環型社会推進計画」の策定等があり、第4次一般廃棄物処理基本計画を見直し、令和2年度に令和17年度を目標年度とする「**第5次和泉市一般廃棄物処理基本計画**」（以下「第5次計画」という。）を策定しました。

さらに、第5次計画策定以降にも、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行、また、令和6年8月に「第5次循環基本計画」が策定され、「国の基本方針」も令和7年2月に改定されました。

一方で、本市のごみ処理施設は和泉市、泉大津市、高石市で構成する泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）において適正に処理されてきていますが、施設の老朽化にともない、新施設の整備に向けた更新事業を進めることとなっています。

このような法律や方針の整備・改正及び社会的な一般廃棄物処理問題等の新たな動向や変化に対応し、今後の本市における一般廃棄物の減量及び適正処理・処分を進めるために、計画的かつ総合的な視点から第5次計画に掲げる施策等を見

直し、新たな一般廃棄物処理行政の基本方針として「**第6次和泉市一般廃棄物処理基本計画**」（以下「第6次計画」という。）を策定します。

なお、今回策定する第6次計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年10月）に基づき策定するとともに、「水質汚濁防止法」第14条の9の規定に基づき策定している「和泉市生活排水対策推進計画」も兼ねて策定するものとします。

表 1-1 一般廃棄物に係る関係法令及び関係指針・計画等

年次	法 令 等		方針・指針・計画等	
平成22年 (2010年)	5月 12月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布	12月	・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改正
平成23年 (2011年)	1月 5月 7月 8月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」公布 ・「東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布	2月	・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定
平成24年 (2012年)	8月	・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布	2月 3月 4月	・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づく主務大臣の定める期間及び基準発生原単位の件」告示 ・「環境基本計画」閣議決定
平成25年 (2013年)	1月 2月 3月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」公布 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令、施行規則」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布	2月 3月 4月 5月 6月	・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」公布 ・「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」改訂 ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改定
平成26年 (2014年)	3月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布	2月	・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定
平成27年 (2015年)	7月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布	7月 12月 1月	・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 ・「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」発行 ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改正
平成28年 (2016年)			4月 6月 8月 9月	・「パリ協定」発効 ・「大阪府循環型社会推進計画」策定 ・（日本）「パリ協定」締結 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改定
平成29年 (2017年)	6月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布		
平成30年 (2018年)			4月 6月	・「第五次環境基本計画」閣議決定 ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
令和元年 (2019年)	5月 6月	・「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布 ・「浄化槽法」改正	5月 8月	・「プラスチック資源循環戦略」策定 ・「大阪府ごみ処理広域化計画」策定
令和2年 (2020年)			8月 12月	・「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」策定 ・「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定
令和3年 (2021年)			5月	・「みどりの食料システム戦略」策定
令和4年 (2022年)	4月 5月 6月	・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行 ・「資源有効利用促進法法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布	9月	・「バイオマス活用推進基本計画」閣議決定
令和5年 (2023年)			6月	・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の全部を変更
令和6年 (2024年)	5月	・「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」公布	5月 8月	・「第六次環境基本計画」閣議決定 ・「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定

資料:平成19～20年版環境・循環型社会白書、平成21～25年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より一部抜粋、平成27～令和7年度加筆

## 2. 計画の位置づけ及び諸計画との関係

計画の位置づけ及び諸計画との関係を表1-1に示します。

本計画は、「廃棄物処理法」、「循環型社会形成推進基本法」等の関係法令に基づき策定するもので、本市の上位計画である「和泉市総合計画」や「和泉市環境基本計画」に定められている一般廃棄物の処理に係る基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本市の一般廃棄物処理に関する特化した計画です。

この一般廃棄物処理基本計画のうち、「ごみ処理基本計画」は市が長期的かつ総合的な視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針であり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的な事項を定めるものです。

また、「生活排水処理基本計画」は、市が長期的かつ総合的な視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

さらに、本計画の策定に当たっては、国・府が定める指針、基本方針及び各種関係計画等に配慮するとともに、本市が策定する「分別収集計画」や「公共下水道事業計画」等との整合を図ります。

なお、泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）が策定する一般廃棄物処理基本計画についても本計画との整合を図ります。

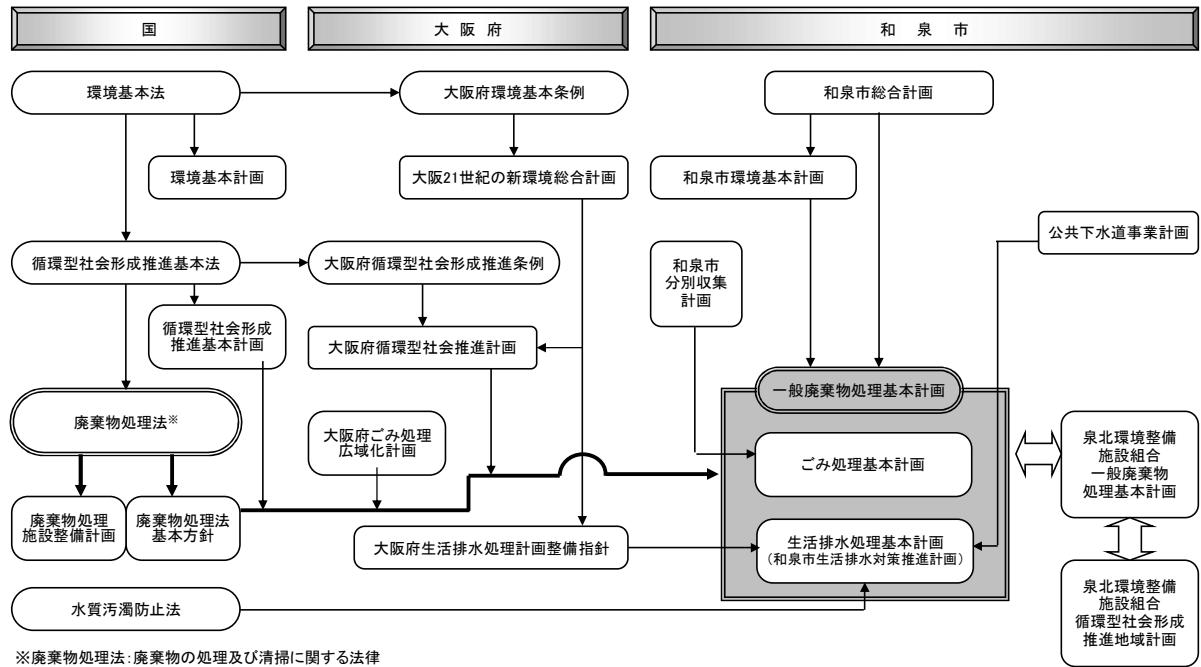


図 1-1 計画の位置づけ及び諸計画との関係

### 3. 計画範囲・期間・構成

#### 1) 計画範囲

本計画は本市行政区域全域とし、本市域で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。なお、生活排水にはし尿・浄化槽汚泥を含むものとします。

#### 2) 計画期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」により、10～15年先を見据え、5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しをすることが適切であるとされています。

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度、令和12年度を中間目標年度、最終目標年度を令和22年度とします。

#### 3) 計画の構成

本計画は、第1章 第1節「一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨」を踏まえ、第2章 第1節で「ごみ処理事業の概況と課題点・留意点」等を把握・抽出するとともに、第2節において新たなごみ処理基本計画策定に向けた今後の本市の「ごみ処理の基本方針」を掲げます。

ごみ処理の基本方針では、計画策定の基本的な考え方として、和泉市総合計画の将来都市像である「未来に躍進！活力と賑わいあふれるスマイル都市」と和泉市環境基本計画（令和3年3月）に掲げる環境像「みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいづみ」」に対応したごみ処理基本計画の基本理念「ごみゼロ社会への挑戦」を掲げ、循環型社会の構築と実現に向けたごみ処理の基本的な方向性及びごみ減量化目標を明らかにしました。

また、第3節では「計画収集人口・ごみ量の将来予測」を数値化し、第4節においてごみ処理の基本施策として、持続可能な循環型社会の実現を目指す「ごみ処理基本計画」の考え方を示すとともに、その基本目標と基本施策を体系的に位置づけました。

次に、第3章 第1節は「生活排水処理基本計画について」を掲げ、第2節は「水環境の概況」等、第3節では「生活排水処理の現状」を把握し、「生活排水処理形態別人口・し尿等発生量の将来予測」を数値化し、第4節において生活排水処理の基本施策として「生活排水処理基本計画」の考え方を示しました。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理事業の概況

#### 1. ごみ処理システムの現状

##### 1) ごみ処理システムフローの現状

現状のごみ処理システムフロー（令和8年3月現在）を図 2-1 に示します。

資源回収品は委託により収集・運搬及び資源化を行っています。

家庭系ごみの日常（可燃）ごみ、資源物（缶・びん等、スプレー缶等、せともの・ガラス類）、新分別（ペットボトル、プラスチックボトル、食品トレイ、卵パック、古着、紙類）、蛍光灯・水銀体温計等及び粗大ごみは委託により収集・運搬し、日常（可燃）ごみは泉北クリーンセンターにて適正に処理し、資源物及び新分別は泉北環境資源化センター（愛称「エコトピア泉北」）・ストックヤードで選別し資源化処理しています。

また、古着、紙類は本市独自で資源化を行っています。粗大ごみは粗大ごみ処理施設にて破碎し、資源化及び焼却処理しています。

さらに、ごみ焼却処理後の残渣は、松尾寺山最終処分場及び大阪湾臨海環境整備センター神戸沖・大阪沖埋立処分場で適正に処分しています。

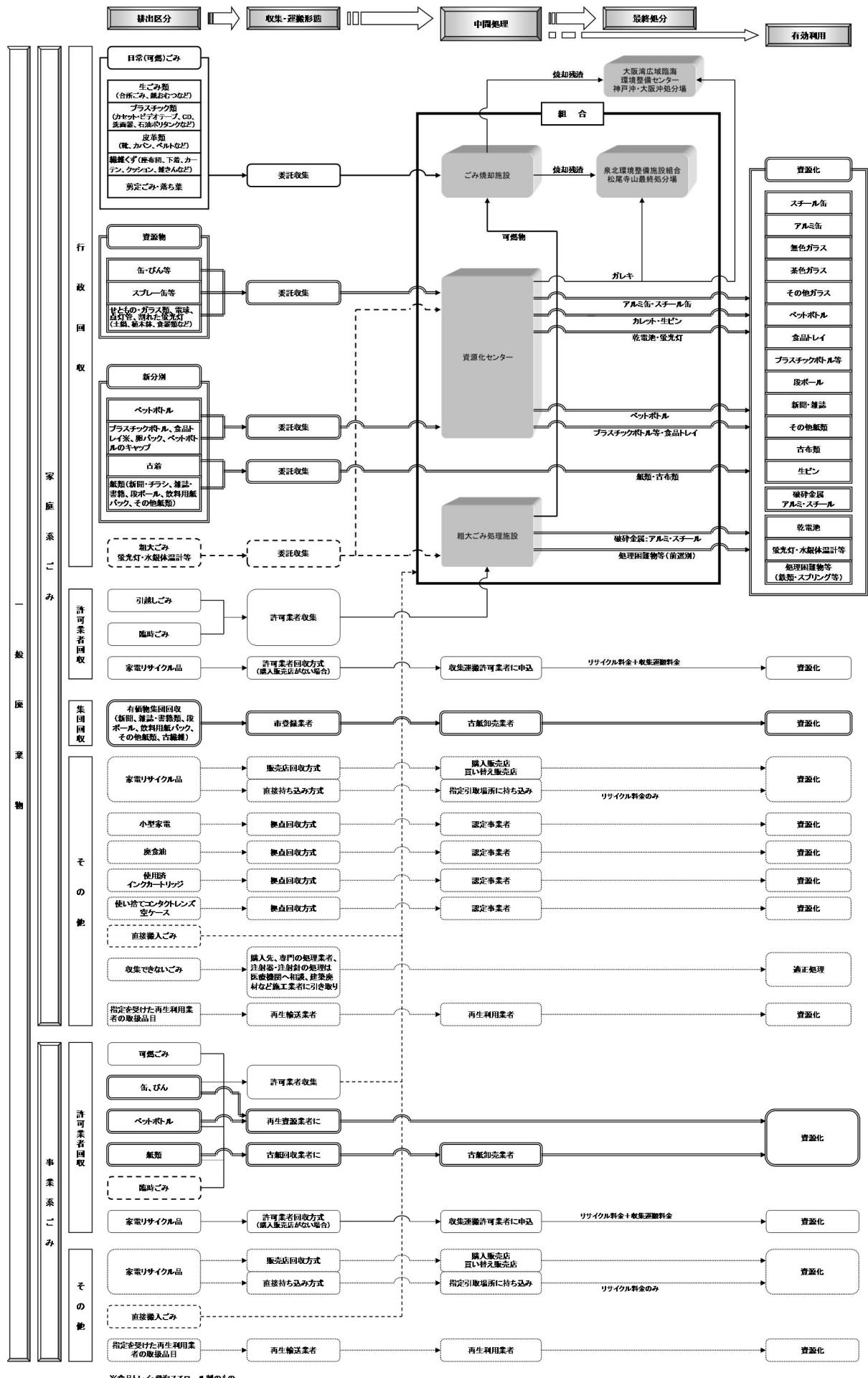


図 2-1 現状のごみ処理システムフロー（令和8年3月現在）

## 2) ごみ減量化・資源化システム

### (1) ごみ発生抑制の取り組み

#### ①和泉市ごみ減量等推進員制度

ごみ減量等推進員の活動実績等を表 2-1 に示します。

平成 7 年 5 月から、小学校区単位に約 5 ~ 20 名の「ごみ減量等推進員」を委嘱し、地域におけるボランティアリーダーとして、ごみの減量化・資源化及び適正排出に関する啓発活動及び環境美化の推進とともに、地域住民への啓発・指導等の協力活動を行っています。

表 2-1 ごみ減量等推進員の活動実績等

年度	委嘱数	活動内容
令和 2 年度	215 名	6 月 : 委嘱状及びアンケート送付(対象者: 215 名) 「いすみプラスチックごみゼロ宣言」に関するアンケート 8 月 : アンケート回答者へエコバッグ送付
令和 3 年度	204 名	6 月 : 委嘱状送付(対象者: 204 名) 2 月 : 推進員研修会(参加者: 9 名) 環境シンポジウム「ウミガメから学ぶ地域循環共生圏」
令和 4 年度	199 名	6 月 : 委嘱状送付(対象者: 199 名) 2 月 : 推進員研修会 環境シンポジウム「プラスチック資源循環の原則と政策の方向性」
令和 5 年度	199 名	6 月 : 委嘱状交付式及び研修会(対象者: 199 名) 1 月 : 推進員研修会 環境シンポジウム「プラスチック循環」、「使用済紙おむつの再生利用」、「ボトル to ボトル」
令和 6 年度	203 名	6 月 : 委嘱状送付(対象者: 203 名) 1 月 : 推進員研修会 環境シンポジウム「海洋プラスチック問題科学技術でごみの自然界流出問題に挑む」、「ピリカの歩み」

資料: 清掃事業概要 令和 6 年度 和泉市、市データ

#### ②小学校 4 年生向け副読本「ごみとわたしたち」の発行及び出前講座

学校への出前授業の実績を表 2-2 に示します。

小学校 4 年生がごみと生活について学習するため、授業内容を補足する資料として、毎年発行しています。

また、平成 20 年度から啓発促進のため学校への出前授業を実施しています。

表 2-2 学校への出前授業の実績

分類＼年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実施校数（校）	中止	中止	3	8	6
実施児童数（名）	一	一	307	491	506
授業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみを減らそう！」（3Rの説明）</li> <li>・「ごみ減量チェックシート（小学生版）」</li> <li>・和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例</li> <li>・パッカー車の実演</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パッカー車実演のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみを減らそう！」（3Rの説明）</li> <li>・パッカー車の実演</li> </ul>		

資料：清掃事業概要 令和6年度 和泉市、市データ

### ③広報紙による啓発

ごみ減量・リサイクルに関する記事を「広報いずみ」に掲載、また必要に応じて特集号を掲載及び発行し、市民に対しての意識啓発を行っています。

### ④家庭系ごみの有料収集

平成17年10月から、粗大ごみの有料収集を実施し、ごみ処理に要する経費について市民がコスト意識を有し、排出抑制に取り組むための契機として継続しています。

また、平成27年10月からはごみ減量とリサイクル促進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、組合構成3市のごみ搬入量の削減を目的として、日常（可燃）ごみ有料化（指定袋制）を実施しました。令和6年7月から家庭系日常（可燃）ごみ有料指定袋外袋のデザインが変更となり、一部販売店では1枚単位での販売も行っています。

指定袋のサイズ・色は以下のとおりです。

サイズ	費用（円/1枚）
45リットル	45
30リットル	30
20リットル	20
10リットル	10
5リットル	5

資料：和泉市ホームページ

### ⑤リサイクル協力店

リサイクル協力店の実績を表 2-3 に示します。

平成4年9月から大阪府リサイクル社会推進会議の「リサイクルアクション

「プログラム」の事業として、大阪府一円を対象とし、ごみ減量化・リサイクル推進宣言店「エコ・ショップ」の募集を行っています。なお、大阪府リサイクル社会推進会議は平成25年3月に解散していますが、その後は本市独自の取り組みとして、本市の「リサイクル協力店」の募集を継続して行っています。

表 2-3 リサイクル協力店の実績

分類＼年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
リサイクル協力店（店舗）	18	18	18	18	18

資料：清掃事業概要 令和6年度 和泉市、市データ

## （2）ごみ排出抑制の取り組み

### ①再資源化事業推進奨励金事業

再資源化集団回収の活動実績を表 2-4 に示します。

平成4年6月から「再資源化事業推進奨励金制度」を設置し、市内の町会・自治会、子ども会等の地域の住民団体が実施している新聞、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック、その他紙類、古繊維の再資源化集団回収活動に対し、回収量に応じて、平成4～9年度は3円/kg、平成10年度からは5円/kgの奨励金の交付を行い、平成6年度から、実施回数による奨励金を設け、平成6～17年度は月額2千円、平成18年度からは月額1千円を交付していました。平成27年3月実施分からは、実施回数による奨励金は廃止し、単価を5円/kg から6円/kg に増額しました。ただし、平成27年3月から平成29年12月実施分までは、平成27年10月から実施した家庭系日常（可燃）ごみの有料化に伴い単価を7円/kg としていました。

#### 【対象品目】

「新聞」、「雑誌・書籍類」、「ダンボール」、「飲料用紙パック」、「その他紙類」、「古繊維」の6品目です。

#### 【奨励金】

回収した有価物 1kg あたり 6 円とします。（回数割は廃止）

表 2-4 再資源化集団回収の活動実績

項目＼年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
回収量 (t/年)	新聞	1,928	1,771	1,596	1,454
	雑誌・書籍類	1,102	1,023	964	806
	ダンボール	859	863	831	822
	古繊維	295	304	261	235
	飲料用紙パック	3	3	4	2
	その他紙類	5	7	5	2
	合計	4,192	3,971	3,661	3,321
実施団体数（団体）	255	252	248	242	235

資料：清掃事業概要 令和6年度 和泉市、市データ

## ②生ごみ処理容器購入費補助金交付制度

生ごみ処理容器購入費補助金の交付条件を表 2-5 に、交付実績を表 2-6 に示します。

平成 5 年度からコンポスト、平成 12 年 6 月からは EM ばかし生ごみ堆肥化容器購入費の補助を実施し、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化するための容器を設置される市民に対して、容器購入費補助金を交付することにより、生ごみ処理容器の設置を促進し、家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せて市民のごみ再利用意識の高揚及びごみの減量を促進しています。さらに、平成 27 年 4 月からは電動式生ごみ処理機、平成 29 年度から生ごみ減量化処理容器（キエ一口）の購入費補助を開始しました。

表 2-5 生ごみ処理容器購入費補助金の交付条件

種類	補助率	限度額	補助数
生ごみ自家処理容器（コンポスト）	購入費（税込）3/4	5,000 円/1 基	2 基/1 世帯
EM ばかし生ごみ堆肥化容器	購入費（税込）3/4	2,000 円/1 基	2 基/1 世帯
家庭用生ごみ処理機（電動式）	購入費（税込）2/3	40,000 円/1 台	1 台/1 世帯
生ごみ減量化処理容器（キエ一口）	購入費（税込）2/3	14,000 円/1 基	1 基/1 世帯

資料：清掃事業概要 令和 6 年度 和泉市、市データ

表 2-6 生ごみ処理容器購入費補助金の交付実績

区分＼年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
補助数 (基・台)	コンポスト	21	19	36	30
	EM ばかし	5	16	8	8
	電動式	28	41	63	97
	キエ一口	0	2	2	2
	合計	54	78	109	137
補助額 (円)	コンポスト	74,500	60,200	138,500	127,900
	EM ばかし	5,400	19,900	12,400	12,800
	電動式	812,000	1,190,400	2,070,600	3,321,900
	キエ一口	0	28,000	25,200	14,900
	合計	891,900	1,298,500	2,246,700	3,47,7500

資料：清掃事業概要 令和 6 年度 和泉市、市データ

## ③資源ごみの分別収集

平成 4 年 4 月から缶・びんなどの資源ごみの分別収集を開始しています。平成 12 年 1 月からは一部モデル地域でペットボトル、白色トレイ、プラスチックボトル、紙類（新聞、雑誌、ダンボール、その他紙類）、古着の分別収集を開

始し、平成17年4月から市内全域を対象とし収集しています。平成22年4月からは資源化される缶・びん・乾電池と埋立処分されるセトモ・ガラス類の混載を解消しています。平成27年4月からは有色食品トレイとプラスチック製の卵パックを追加しています。

令和8年3月現在では19品目を資源物として分別収集しています。

また、町会（自治会）等を対象に、ごみの分別排出のより一層の定着に向けて、必要に応じて説明会を行っています。

#### ④使用済小型家電リサイクル

使用済小型家電の拠点回収実績を表2-7に示します。

平成29年12月から和泉市役所を含む公共施設4か所に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の無料回収を行っています。

表 2-7 使用済小型家電の拠点回収実績

分類＼年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
回収量 (kg/年)	5,385.34	5,616.68	4,636.12	5,701.74	4,944.61

資料：清掃事業概要 令和6年度 和泉市、市データ

#### ⑤資源循環の取り組み

##### 【家庭用廃食油の回収】

本市では今まで廃棄され未活用となっていた廃食油を有効的にリサイクルをするため、令和7年4月より一部のスーパーに廃食油回収ボックスを設置し、回収を始めました。

回収した廃食油はバイオディーゼル燃料（BDF）として活用するほか、将来的に持続可能な航空燃料であるサフ（SAF）の原料として活用します。



##### 【使い捨てコンタクトの空ケースの回収】

令和3年2月より回収ボックスを設置し、高品質なプラスチック素材にも関

わらず、多くが廃棄されている使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収してリサイクルすることにより、ごみの減量、リサイクルの推進に努めています。

## 【使用済インクカートリッジの回収】

プラスチックごみの削減及びリサイクルの推進を目的に、令和4年4月より市内4か所において使用済インクカートリッジの回収を行っています。回収した使用済インクカートリッジは選別してリサイクル品として製造し、再生できないものはマテリアルリサイクルを行っています。

## ⑥ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」のサービス提供

平成29年7月から、スマートフォン・タブレット用の無料アプリを利用して、収集日程や分別案内、その他ごみに関する情報を受けられるサービスを提供しています。収集日カレンダー、ごみ分別一覧、パンフレット閲覧等の機能のほか、環境政策室生活環境担当からのお知らせを随時配信できるプッシュ型機能も搭載しています。



## ⑦ 「和泉市ごみ分別辞典」の発行

本市ではごみの分け方、出し方及び収集日などを市民がいつでも確認しやすく閲覧可能な冊子にして周知するため、3年保存版を発行し、初回は令和3年2月に全戸配布しました。現在は「令和6年度～令和8年度版」を発行し、この発行に伴い、パソコンなどから閲覧できるように配信しています。



#### ⑧啓発用分別ごみ箱の貸出

啓発用分別ごみ箱の貸出実績を表 2-8 に示します。

平成22年7月より、市内で実施する事業・イベント等でごみの減量、環境・リサイクル意識の普及啓発を図るために、市内に活動拠点がある町会、自治会、事業者、学校及び各種団体等を対象に、ごみ箱の貸出しを行っています。ごみ箱は、「可燃物」(白色)、「缶・びん」(黄色)、「ペットボトル」(緑色)の3種類を用意し希望に応じて貸出しています。



表 2-8 啓発用分別ごみ箱の貸出実績

分類＼年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
貸出件数（件）	0	1	5	8	7
延貸出個数（個）	0	21	135	232	162
ごみ箱保有数（個）	93	93	96	105	105

資料：清掃事業概要 令和6年度 和泉市、市データ

### ⑨民間事業者と連携したリユース活動の推進

本市では平成9年4月に設立したリサイクルプラザ「彩生館」が市内のリユース・リサイクルの拠点として運営を行ってきましたが、令和6年3月31日に閉館したことから、新たなごみ減量施策として、まだ使える不要品を捨てる前に譲るという選択肢を啓発し、市内のリユース活動を促進し、住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に付与するため、株式会社マーケットエンタープライズ及び株式会社ジモティーと連携協定を締結しました。リユースプラットフォーム「おいくら」や「地域の情報サイトジモティー」を通じたリユース（再利用）の促進を行っています。

### (3) ごみ発生・排出抑制の検討機関

#### ①和泉市ごみ減量等推進審議会の設置

平成4年6月から「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」に基づき市長が委嘱し、ごみの減量対策等、廃棄物処理行政の進め方について、審議調査を行っています。

和泉市ごみ減量等推進審議会は、委員25名以内で組織され、任期は2年としています。

#### 【主な議題】

令和6年度：報告事項 令和6年度清掃事業概要（令和5年度実績）について

令和7年度：1 資源ごみ持去り防止対策の方向性について

2 高齢者等ごみ出し支援事業実施の方向性について

### (4) その他

#### ①ごみステーション設備設置事業補助金交付制度

本市ではごみステーション設備の老朽化等による交換等の設置に要する費用に対し、平成30年4月から町会・自治会へ補助金を交付しています。

補助金の交付実績は表 2-9 に示すとおりです。

表 2-9 ごみステーション設備設置事業の補助実績

分類＼年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
補助基数（基）	1	0	3	1	5
補助金額（円）	45,100	0	149,000	50,000	184,800

資料：清掃事業概要 令和6年度 和泉市、市データ

## ②校区・地域美化清掃活動

市内における環境美化活動の推進を図るため、いづみ環境美化キャンペーン実行委員会を設置し、平成6年度から毎年9月に市民参加による市内一斉清掃活動を行ってきました。そして、平成14年度からはいづみ環境美化キャンペーンが定着してきたことにより、地域主導の清掃活動を市が支援（清掃用ごみ袋の無料配布及び回収）する現行の形態となっています。平成27年10月からは、日常（可燃）ごみ有料化の実施に伴い、個人によるボランティア清掃活動についても同様に市が支援を行っています。

## ③蜂の巣駆除費補助金交付制度

高齢者（65歳以上）及び障がい者のみの世帯で蜂の巣を駆除できない場合に、自ら居住している建物のある敷地内にできた蜂の巣を市が指定する駆除業者へ依頼して駆除した世帯に対し、平成30年4月から1回の申請で補助対象経費の3分の2で20,000円を限度に補助金を交付しています。

蜂の巣駆除費の補助金交付実績を表 2-10に示します。

表 2-10 蜂の巣駆除費の補助金交付実績

区分＼年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
補助世帯数（世帯）	40	32	34	39	36
補助金額（円）	612,300	459,700	381,400	528,300	508,300

資料：清掃事業概要 令和6年度 和泉市、市データ

## 3) ごみ分別排出・収集・運搬システム

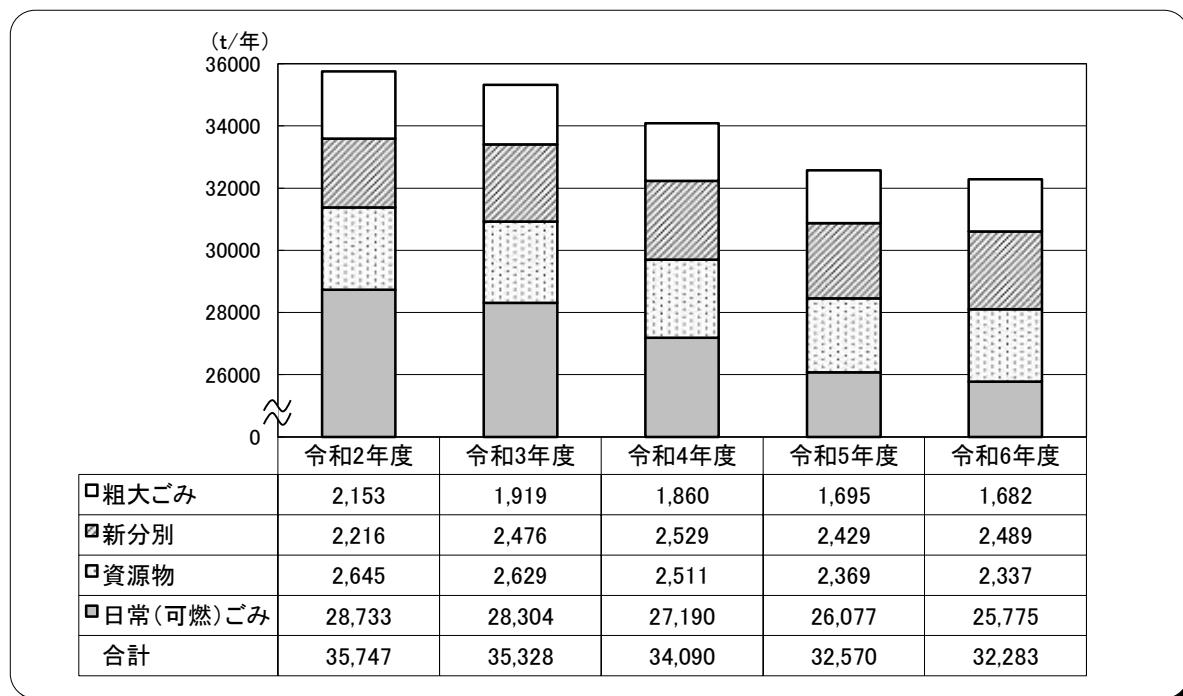
### （1）家庭系ごみ

家庭系ごみ排出区分別の実績推移を図 2-2に、ごみの分別区分排出方法・収集・運搬を表 2-11に示します。

日常（可燃）ごみ、資源物（缶・びん等、スプレー缶等、せともの・ガラス類）、新分別（ペットボトル、プラスチックボトル等、古着、紙類など）、蛍光灯及び粗大ごみの10分別となっています。資源ごみは、資源物及び新分別の2区分となっており、資源物は缶、びん、乾電池、スプレー缶、カセットボンベ、せともの・ガラス類（土鍋、植木鉢、食器類など）、電球、点灯管の8品目、

そして新分別はペットボトル、ペットボトルのキャップ、プラスチックボトル、食品トレイ（白色、有色）、プラスチック製の卵パック、古着類（肌着類は日常ごみへ）、新聞・チラシ、雑誌・書籍、ダンボール、飲料用紙パック、その他紙類の11品目となっています。

ごみの収集について、日常（可燃）ごみは平成27年10月1日から有料指定袋（現在の区分は45L袋：45円/枚・30L袋：30円/枚・20L袋：20円/枚・10L袋：10円/枚・5L袋：5円/枚）を、資源物及び新分別は無色透明または白色半透明の45L以下の袋をそれぞれ使用し、収集方式は原則ステーション収集となっています。蛍光灯・水銀体温計等は平成19年4月、平成30年10月から電話申込による無料収集で、粗大ごみは平成16年1月から電話申込制に移行し、平成17年10月から有料収集を行っています。粗大ごみの手数料は、種類や大きさにより300円、600円、900円、1,200円、1,500円の5種類となっています。排出頻度は日常（可燃）ごみが2回/週、資源物及び新分別は2回/月、収集・運搬は日常（可燃）ごみ、資源物・新分別及び粗大ごみのすべてを委託しています。



注）四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

図 2-2 家庭系ごみ排出区分別の実績推移

表 2-1-1 ごみの分別区分別排出方法・収集・運搬

項目	排出区分	排出品目	排出頻度 (料金)	排出容器等	排出方法	収集方式	収集運搬 形態	収集運搬車両
収集するごみ	日常(可燃)ごみ	生ごみ類(台所ごみ)、紙くず類(汚れた紙くず、シュレッダー後の紙など)、ビニール・プラスチック類(ビデオテープ、カセットテープ、CD、石油ボリ容器など)、皮革類(靴、カバン、ベルトなど)、座布団、枕、小さな木製品、落ち葉、ゴム製品、カーテン、紙おむつ、使用済の使い捨てライターなど ※剪定枝、木片:1本の太さが10cm以内で、長さ1m以内(竹は30cm以内)	週2回 (有料)	◎平成27年9月30日まで 無色透明または白色半透明の45L以下の袋 ◎平成27年10月1日から 有料指定袋(45L袋:45円/枚、20L袋:20円/枚、10L袋:10円/枚、5L袋:5円/枚) ・平成30年3月から30L袋:30円/枚追加 ※乳幼児や要介護者のいる世帯へ支援 ・乳幼児のいる世帯:2歳未満の乳幼児1人につき1ヶ月あたり10枚(20L袋)×24ヶ月で240枚を上限に給付 ・高齢者、障がい児・者、生活保護受給者紙おむつ給付対象者:1人につき1ヶ月あたり20枚(20L袋)を給付	・汚れたダンボール等の紙類は、袋に「汚れた紙類」と表示して出す。 ・「紙おむつ」は、付着した汚物をトイレに捨ててから出す。 ・「ペットの汚物(糞)」は、日常ごみで出す。 ・「廃食油」は、廃油処理剤で固めるか、布や紙にしみ込ませてから出す。 ・使い捨てライターは、中身を使い切ってから少量(5個程度)ずつ出す。 ・使い捨てカイロは、少量(5個程度)ずつ出す。(使用後、発熱しなくなった状態で) ・45L袋に入らない大きなものは、「粗大ごみ」として出す。 ・「植木の枝や木片(太さ10cm/本以内、長さ1m以内)」は、直径30cm以内に束ね、土を除いて出す。(有料化実施後は、20Lの有料指定袋を束ねたひもにぐり付ける。)小さな枝木や木片は、45L以下の袋で出す。1回のごみ収集につき、5束または5袋以内、多量の場合は、数回に分けて出す。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	パッカー・ロータリ 一車 4t車以上:21台 3t車:11台 2t車:36台 ダンプ車 3t車以上:0台 2t車以下:31台 計99台
	資源物	①缶(アルミ缶、スチール缶)、ビン、乾電池、ボタン電池 ②スプレー缶(エアゾール缶)、カセットボンベ ③せともの・ガラス類(土鍋、植木鉢、食器類など)、電球、点灯管、割れた蛍光灯	月2回 (無料)	無色透明または白色半透明の45L以下の袋 ※3種類(①②③)に分別し、袋を分ける。	・充電式電池、ビールビン、酒ビン等は販売店に引き取ってもらう。 ・スプレー缶(エアゾール缶)、カセットボンベは中身のガスを使い切ってから出す。(中身が残っていると、ごみ収集車両・ごみ処理施設での火災の原因となる。どうしても使い切ることができない場合は、商品に標記されているメーカーに問い合わせる。) ・ガラスなどの割れ物は、危険のないように紙等で包んで出す。 ・プラスチックのふたが付いている場合は、外して日常ごみに出す。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	新分別	ペットボトル(飲料用)	月2回 (無料)	無色透明または白色半透明の45L以下の袋	・水洗いをした後、キャップとラベルを外して出す。(ラベルは日常ごみで出す。) ・ペットボトルのキャップは、プラスチックボトル・食品トレイ等の袋に入れる。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
		プラスチックボトル(ペットボトルのキャップを含む) 食品トレイ(白色、片面色付き、両面色付き) プラスチック製卵パック※ ※平成27年4月1日から追加。		無色透明または白色半透明の45L以下の袋	・プラスチックボトルと食品トレイは、軽く水洗いをし、同じごみ袋で出す。 ・卵パックは、シールをはがして出す。 ※プラスチックボトルとは、台所用洗剤、トイレ用洗剤、お風呂用洗剤、シャンプー、リンス等のプラスチックボトル。 ※食品トレイとは、野菜、肉類、魚類の発泡スチロール製の食品トレイ。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
		古着(肌着、下着、くつ下以外)		無色透明または白色半透明の45L以下の袋	・洗濯して乾かしてから出す。(濡れた状態ではリサイクルできない。)	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
		新聞・チラシ・雑誌・書籍・ダンボール、 飲料用紙パック、その他紙類(包装紙・紙袋・OA紙・ティッシュの箱・お菓子の箱・紙封筒)など		それぞれひも等で十字に縛る	・その他紙類が少量の場合は、雑誌とともに縛って出す。 ・小さな紙類は、紙袋や封筒等でまとめて出す。 ・紙以外のもの(ガムテープ、セロハンテープ、フィルム、クリップ等)は、取り除く。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	蛍光灯・水銀体温計等	直管形蛍光灯、環形蛍光灯、コンパクト形蛍光灯、電球形蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計 ※割れていないもの	申込制 (無料)	購入時等のケースや箱に入る。	・粗大ごみ受付センターへ電話等で申込みをし、受付番号と収集日を確認。 ・受付番号、収集日を記入したもの(紙等)を貼り、収集日当日の朝6時までに出す。 ・割れた蛍光灯・電球・グローブは、資源物の収集日に出す。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	粗大ごみ	ベッド、マットレス、タンス、テーブル、イス・ソファー、掃除機、電気カーペット、炊飯器、傘、鍋、フライパン、包丁、一斗缶、自転車、ストーブ、畳など	申込制 (有料)	粗大ごみ処理券(300円/枚)を貼付 (品目によって300円~1500円) ※なべ、やかん、フライパン等の小型不燃ごみは、無色透明または白色半透明の45L以下の袋(300円/袋)	・粗大ごみ受付センターに電話等で申込みをし、受付番号、収集日、手数料を確認。 ・粗大ごみ処理券(シール)を購入し、受付番号、収集日を記入した処理券を貼り、収集日当日の朝6時までに出す。 ・収集個数は、1回につき6点まで。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
収集できないごみ		自動車部品(タイヤ、ホイール等)、バイク、バッテリー、耐火金庫、農機具、消火器、ガスボンベ、太陽熱温水器、業務用機器類、建築廃材、瓦、タイル、ペンキ類(液状、固形)、ガレキ、レンガ、ブロック、土砂、スレート、コンクリート、ドラム缶、太陽熱ヒーター、浴槽、陶器製の洗面台、ピアノ、エレクトーン(100kg以上)、ボーリングボール、陶器製の流し台、システムキッチン、灯油、ガソリン等の可燃性液体、火薬、注射器、注射針、薬品、パソコン、家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機)など	—	—	・購入先又は専門の処理業者に依頼する。 ・注射器、注射針の処理については医療機関へ相談する。 ・建築廃材などは施行業者に引き取ってもらう。	—	—	—
	引越しごみ・臨時ごみ	引越しや大掃除等に伴って発生する臨時のごみや多量のごみ	(有料)	—	・ごみを分別し、各地域を担当している収集運搬許可業者に直接電話申込をする。 収集運搬料金:2tダンプ車1台につき8,800円(税込) その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額。 処分手数料:2t車1台につき7,500円(税込) その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額。	—	許可業者 に依頼	—
	事業系ごみ	事業所(商店、飲食店、事務所、営業所、工場等)から排出される事業系一般廃棄物 可燃ごみ、資源物(缶・びん・ペットボトル・紙類)	(有料)	可燃ごみ:事業系指定ごみ袋(有料) 45L袋:70円/枚、70L袋:100円/枚 資源物:市販の無色透明または白色半透明のごみ袋	・ごみ収集運搬許可業者に収集を依頼。 収集運搬料金(税込) 週2回までの収集:45L袋1袋につき88円、70L袋1袋につき132円 週3回又は4回の収集:45L袋1袋につき110円、70L袋1袋につき165円 週5回以上の収集:45L袋1袋につき132円、70L袋1袋につき198円	—	許可業者 に依頼	—
その他	直接搬入ごみ	事業所から発生するごみや家庭から臨時に発生するごみ	(有料)	—	・電話で予約し、「一般廃棄物搬入申請書」を事前に記入・印鑑を押印し、泉北クリーンセンターへ自己搬入。 ・ごみを搬入する際は、あらかじめ分別すること。 ・ごみの持込は、1日1回。 ・ごみをまとめるのにダンボール、事業系指定ごみ袋、家庭系日常(可燃)ごみ指定袋を使用しない。 ・処理手数料:搬入量10キログラムにつき150円 ・搬入時間:月曜日から金曜日、第2土曜日(家庭系ごみのみ)午後0時45分~午後4時30分(祝日・年末年始を除く)	直接施設搬入	自己持込	—

資料:家庭ごみの分け方・出し方パンフレット、市ホームページ、清掃事業概要 令和6年度 和泉市、市データ



## (2) 事業系ごみ

収集・運搬手数料を表 2-1-2 に、事業系ごみ排出区分別の実績推移を図 2-3 に示します。

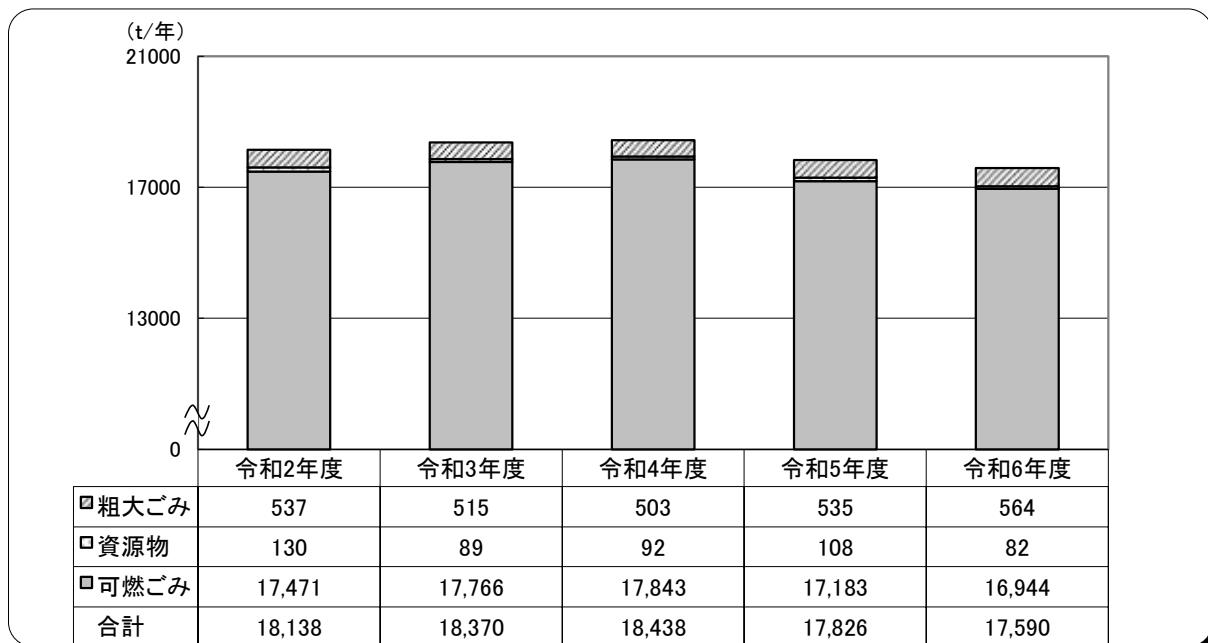
商店・事務所・工場などから出る事業系ごみは、可燃ごみと資源物（缶、びん、ペットボトル、紙類）は契約を締結して定期的に、臨時的なごみや大量のごみは臨時ごみとしてそれぞれ有料収集をしています。

なお、紙類は新聞紙（チラシ）、雑誌（書籍）、段ボール、飲料用紙パック、その他の紙類で分別し、ひも等で十字に縛って排出しています。

表 2-1-2 収集・運搬手数料

週の収集回数	1袋あたりの手数料(税込)	
	45L 袋	70L 袋
週2回まで	88 円	132 円
週3回又は4回	110 円	165 円
週5回以上	132 円	198 円

資料：清掃事業概要 令和6年度 和泉市



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

図 2-3 事業系ごみ排出区分別の実績推移

平成20年12月に「泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料に関する条例」の全部が改正され、平成21年7月1日から組合構成3市（泉大津市、和泉市、高石市）の収集運搬許可業者が収集する事業系ごみ（商店や事務所、工場等す

べての事業活動に伴って排出される一般廃棄物)については、有料指定ごみ袋(45L袋:70円/枚、70L袋:100円/枚)による排出が、義務づけられました。事業者自らが搬入する直接搬入ごみは、平成20年4月1日から従来どおり10kgにつき150円にて処分しています。

### (3) 引越しごみ・臨時ごみ

引越しや大掃除等に伴って発生する臨時的なごみや多量のごみを排出する場合は有料で収集しています。

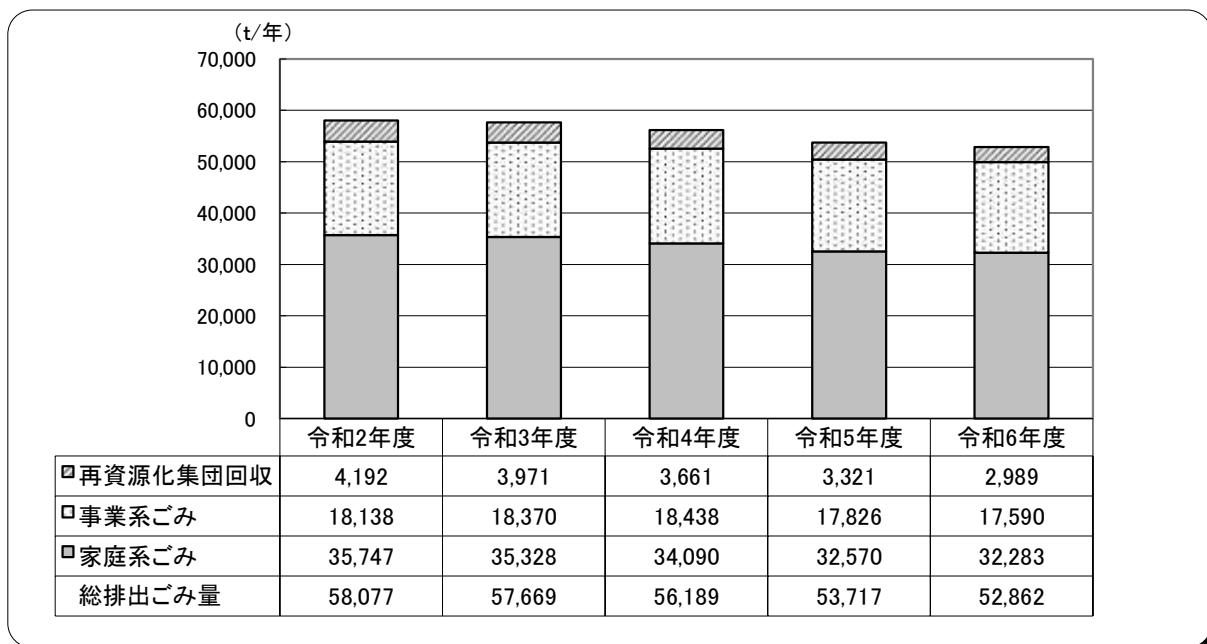
また、平成26年4月1日から、収集運搬料金は2tダンプ車1台につき8,800円(税込)、その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額となります。なお、平成21年7月1日より上記料金とは別に、組合ごみ処分手数料が必要となり、料金は2t車1台につき7,500円(税込)、その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額です。

## 4) ごみ総排出量のまとめ

ごみ排出別ごみ総量の実績推移を図2-4及びごみ種類別ごみ総量の実績推移を図2-5に示します。

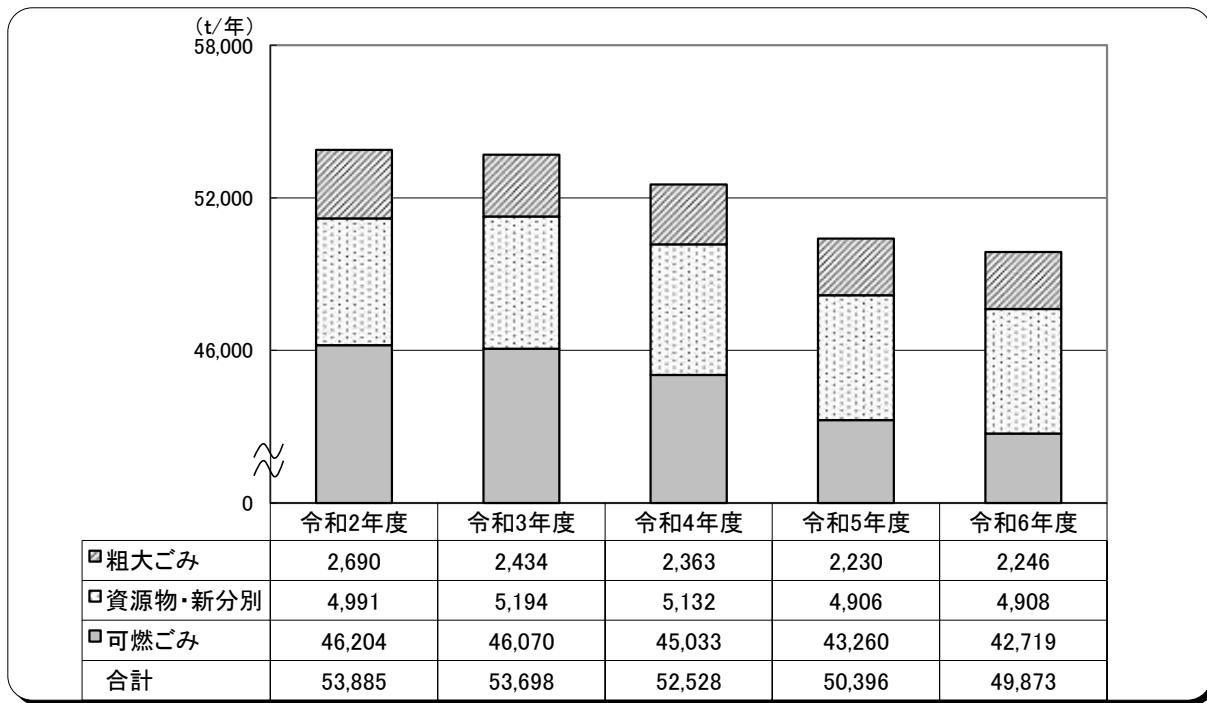
令和2～令和6年度の過去5年間における現状ごみ処理システムは、減量化・資源化、分別排出・収集・運搬、中間処理及び最終処分の各システムにおいて、施策の継続及び実施または廃止や施設の適正な運転等による実績です。

総排出ごみ量は、再資源化集団回収量、家庭系ごみ及び事業系ごみに分類して表示しています。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

図 2-4 ごみ排出別ごみ総量の実績推移



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

図 2-5 ゴミ種類別ごみ総量の実績推移

##### 5) 中間処理システム（組合）

中間処理施設の概要を表 2-1-3 に示します。

昭和 39 年 8 月に全連続燃焼式機械炉 (150 t / 24 h × 2 基) が完成 (1・2 号炉) し、その後、昭和 48 年 3 月に全連続燃焼式機械炉 (150 t / 24 h × 1 基) が完成 (3 号炉) し、さらに昭和 53 年 3 月に全連続燃焼式機械炉 (150 t / 24 h × 1 基) が完成 (4 号炉) するとともに、昭和 39 年から稼働していた 2 号炉 (150 t / 24 h × 1 基) を廃止しました。

昭和 57 年 6 月に粗大ごみ処理施設 (50 t / 5 h × 1 基) を設置し、8 月には資源ごみ小型選別処理施設を運転開始しましたが、平成 28 年 2 月に資源ごみ小型選別処理施設を廃止し、平成 28 年 4 月から資源化センターの運転を開始しました。

平成 3 年 3 月には全連続燃焼式機械炉 (150 t / 24 h × 2 基) が完成 (5 号炉) したことにより、昭和 39 年から稼働していた 1 号炉 (150 t / 24 h × 1 基) を廃止しました。

そして、平成 15 年 3 月に全連続燃焼式機械炉 (150 t / 24 h × 2 基) が完成 (1・2 号炉) し、昭和 48 年から稼働していた 3・4 号炉及び昭和 57 年から稼働していた粗大ごみ処理施設を廃止し、粗大ごみ処理施設 (40 t / 5 h)、発電設備及び灰溶融設備 (60 t / 日 × 2 基) を設置しましたが、灰溶融設備については温室効果ガスの排出削減及び維持管理コストの削減を図るため、平成 23 年 3 月に廃止しています。

また、5号炉は組合構成3市のごみ減量化・リサイクルの推進により可燃ごみ搬入量が減少していることから、5号炉ピットを1・2号炉の予備ピットとして改修し、従前の3炉運転から2炉運転に縮小することにより、維持管理コストの削減を図るため、平成25年度から休止しています。

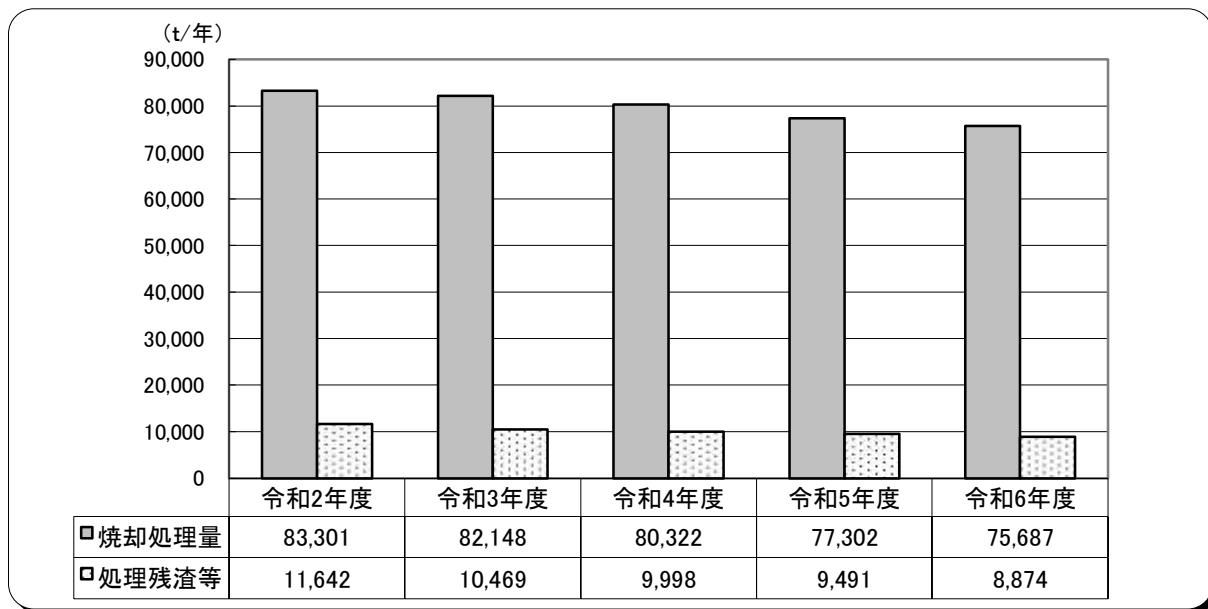
表 2-1-3 中間処理施設の概要

施設名称	泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター				
所在地	和泉市舞町87番地				
土地面積	42,407.38 m <sup>2</sup>				
施設区分	ごみ焼却施設 (1号炉)	ごみ焼却施設 (2号炉)	粗大ごみ処理 施設	ごみ焼却施設 (5号炉)	資源化センター (エコトピア泉北)
延床面積	25,967.08 m <sup>2</sup>		8,897.39 m <sup>2</sup>	3,182.13 m <sup>2</sup>	
竣工年月	平成15年3月		平成3年3月	平成28年3月	
処理方式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)		併用設備	全連続燃焼式炉	磁選機付手選別
処理規模	150 t / 24 h	150 t / 24 h	40 t / 5 h	150 t / 24 h	25 t / 5 h
その他施設	計量棟 87.59 m <sup>2</sup> 管理棟 2,053.60 m <sup>2</sup>	ストックヤード等他 436.59 m <sup>2</sup> 第2管理棟 116.64 m <sup>2</sup>			
設備概要	※排ガス処理設備 2段バグフィルター×2基 (1段) 51,000m <sup>3</sup> /h ろ布414本 (2段) 54,000m <sup>3</sup> /h ろ布546本 ※発電設備 短期筒横置多段衝動式タービン 出力: 9,300 kW ※余熱利用設備 温水プール(サン燐プール)へ温水 輸送 ※集合煙突(1・2・5号炉)高さ: 89m ※ごみピット容量: 8,333m <sup>3</sup> ※緑地緩衝帶: 7,269.79 m <sup>2</sup>	※不燃粗大ごみ処理設備 高速衝撃剪断回転式 22 h / 5 h ※可燃粗大ごみ処理設備 低速2軸回転式 18 t / 5 h	※排ガス処理設備 電気式集塵機 →湿式洗浄装置→ バグフィルター装置 ※ごみピット容量 容量: 4,600m <sup>3</sup> H25から運転休止	スチール・アルミ プレス機: 17 t / 5 h 容器包装プラ圧縮 梱包機: 8 t / 5 h ペットボトル圧縮 梱包機	

資料: 令和6年度 組合事業概要

### ①ごみ焼却施設

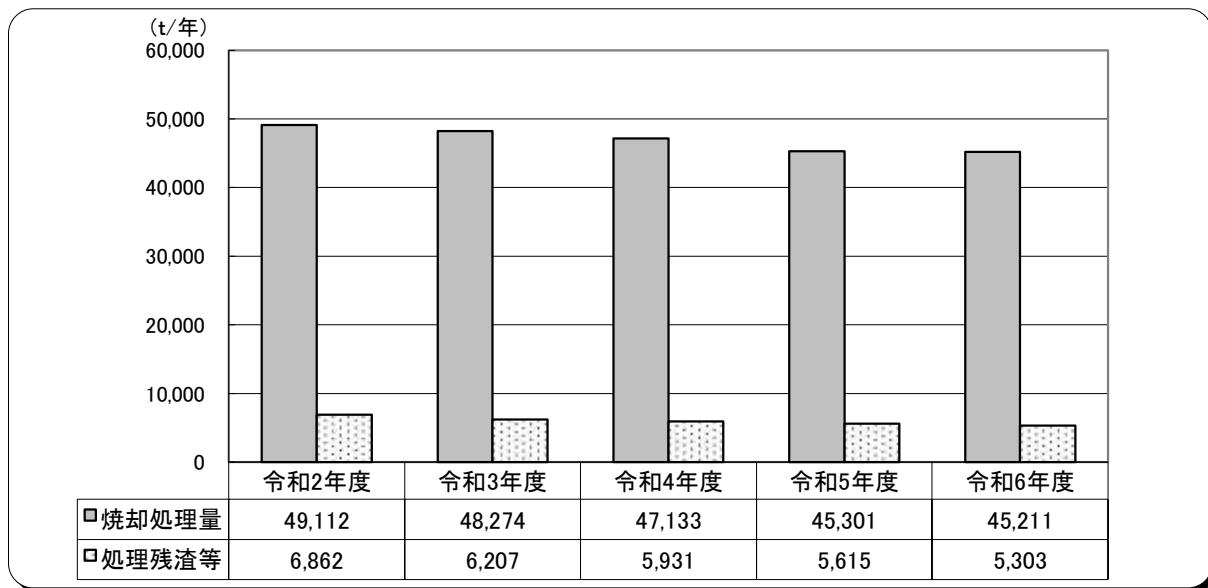
ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移を図 2-6 及び図 2-7 に示します。  
ごみ焼却処理後の残渣は焼却灰です。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

資料：令和2～令和6年度 組合事業概要

図 2-6 ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移（組合）



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

資料：令和2～令和6年度 組合事業概要

図 2-7 ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移（本市）

## (2) 粗大ごみ処理施設

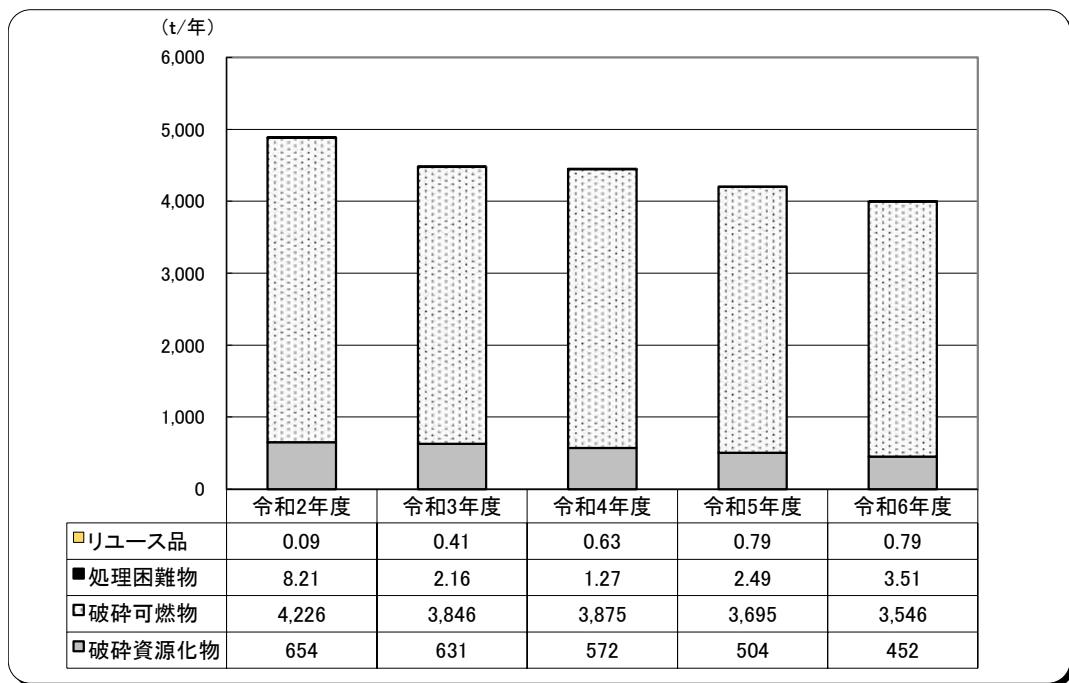
粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移を図 2-8 及び図 2-9 に示します。

粗大ごみは可燃物と不燃物それぞれのピットに分類して処理を行っています。

粗大ごみの可燃物は、破碎処理をして可燃性と不燃性に分類され、可燃性はごみ焼却処理施設、不燃性は粗大ごみの不燃物ピットへ搬入し処理しています。

また、粗大ごみの不燃性は、破碎処理、磁選処理及び粒度選別処理を経て、ア

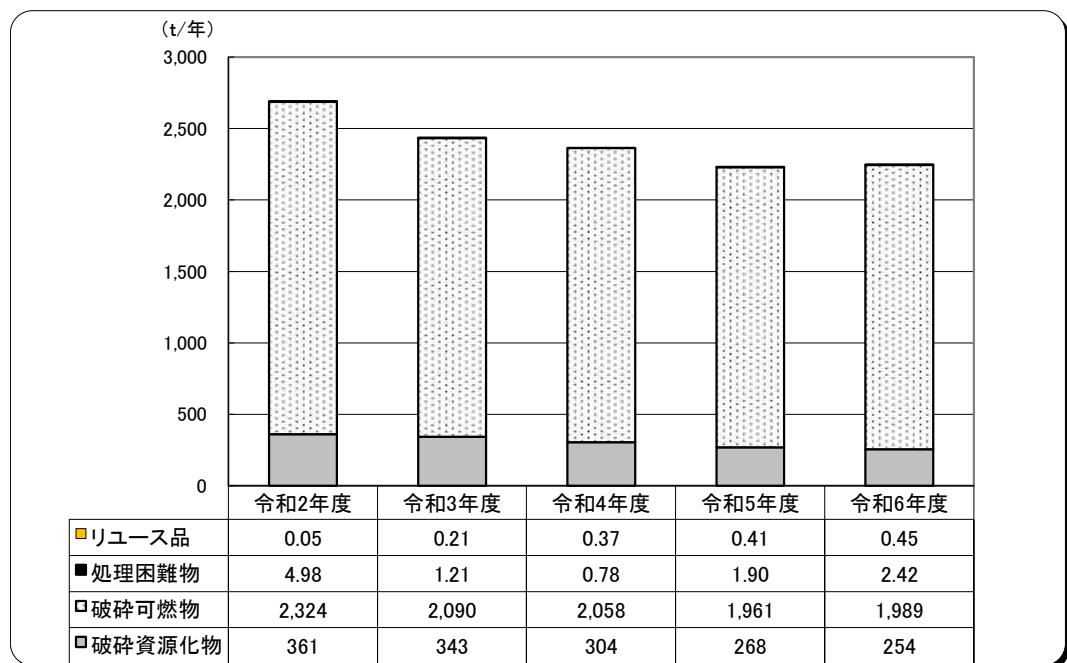
ルミ、鉄類に分類して処理を行っています。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

資料：令和2～令和6年度 組合事業概要

図 2-8 粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移（組合）



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

資料：令和2～令和6年度 組合事業概要

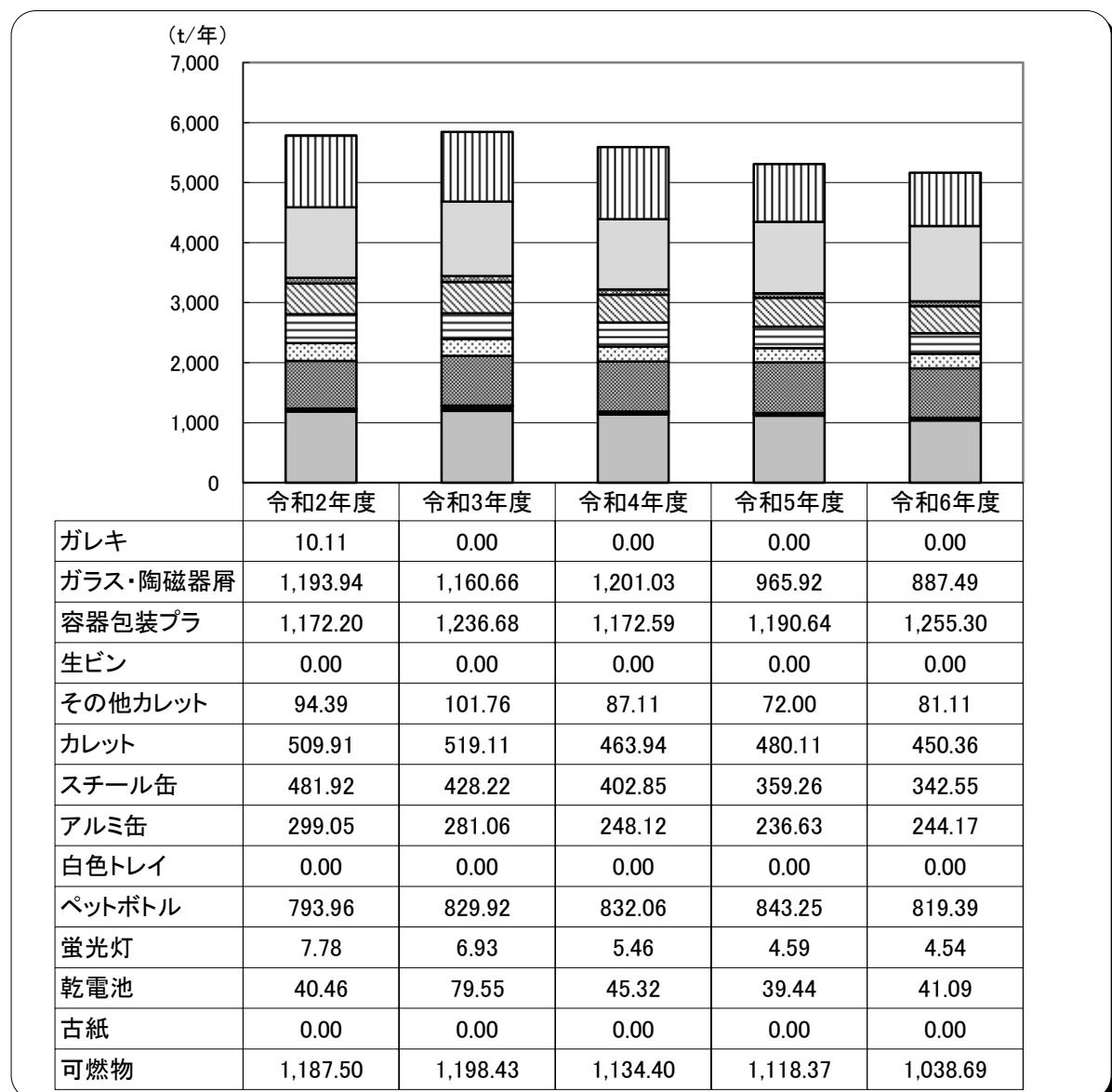
図 2-9 粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移（本市）

### (3) 資源化センター

資源化センターの稼働実績の推移を図 2-10 及び図 2-11 に示します。

缶類、びん類は破袋機に投入し、不適物（ビニール袋）、スチール缶、アルミ缶、白・茶・その他のびん及び残渣に選別処理を行い、この内、スチール缶及びアルミ缶は、缶プレス機に通して成形処理を行っています。

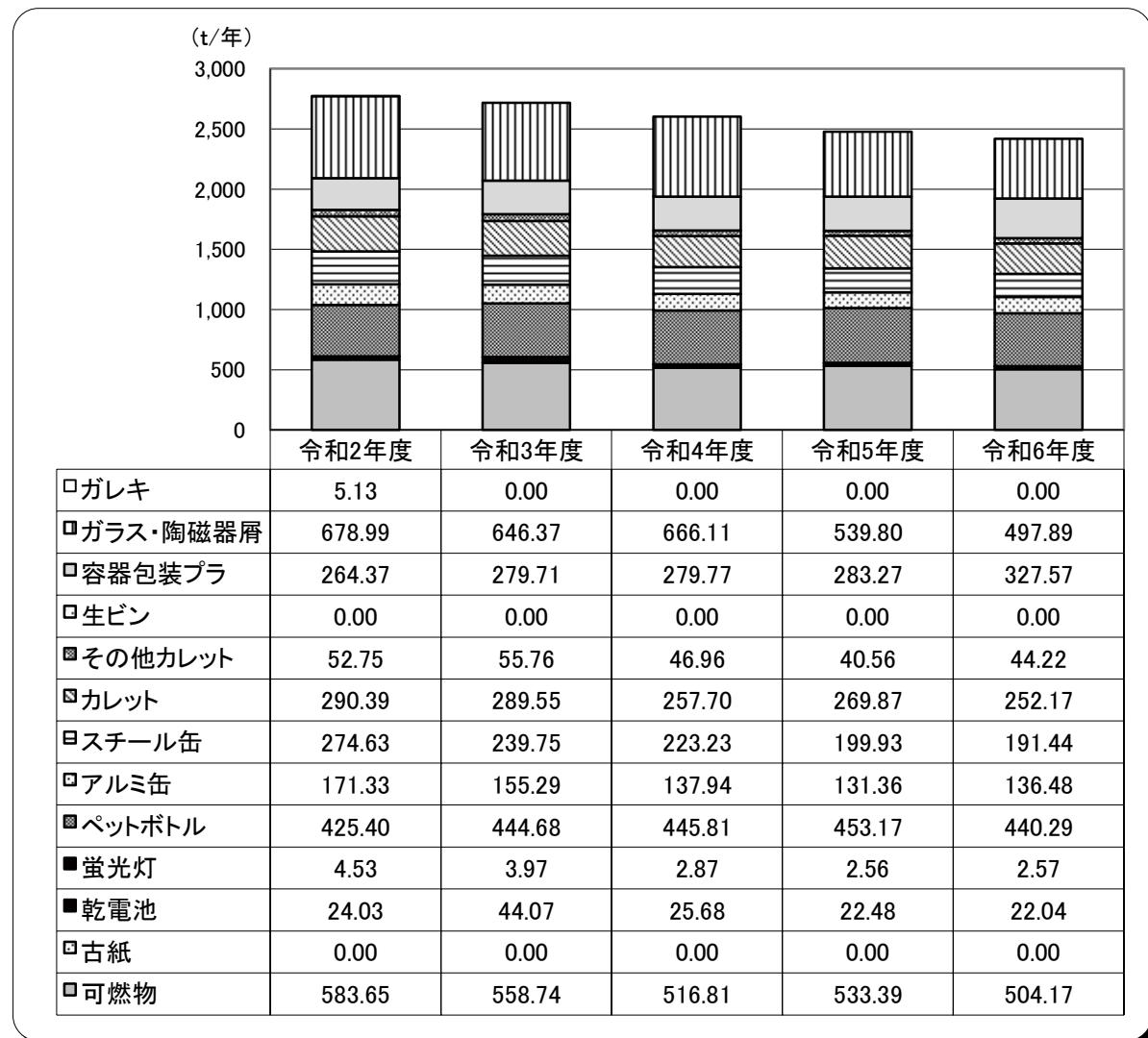
また、ペットボトル、トレイ、プラボトル、プラ容器は破袋機に投入し、不適物（ビニール袋）、ペットボトル、プラ容器等に選別処理を行い、それぞれ圧縮梱包機に通して成形処理を行っています。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

資料：令和2～令和6年度 組合事業概要

図 2-10 資源化センターの稼働実績の推移（組合）



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

資料：令和2～令和6年度 組合事業概要

図 2-1-1 資源化センターの稼働実績の推移（本市）

## 6) 最終処分システム（組合）

松尾寺山最終処分場の概要を表 2-1-4、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖、大阪沖埋立最終処分場の概要を表 2-1-5、最終処分場施設の稼働実績の推移を図 2-1-2 及び図 2-1-3 に示します。

埋立処分先は、松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖、大阪沖埋立処分場の2か所あり、焼却残渣を埋立処分しています。

表 2-14 松尾寺山最終処分場の概要

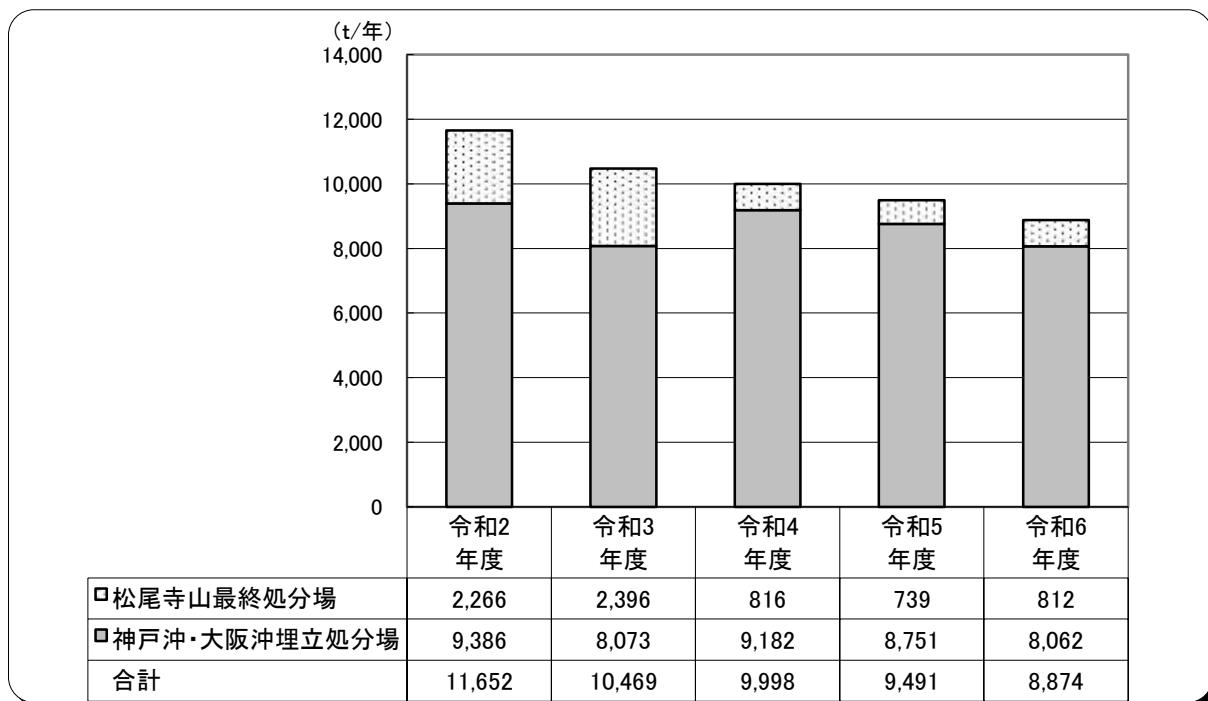
施設名称	泉北環境整備施設組合 松尾寺山最終処分場
所在地	和泉市松尾寺町 1876 番地
埋立場所	山間
埋立対象ごみ	焼却残渣（主灰、固化灰）、ガレキ
竣工年月	平成 5 年 3 月
敷地面積	48,471 m <sup>2</sup>
埋立面積	29,388 m <sup>2</sup>
埋立可能容量	410,430 m <sup>3</sup>
埋立方法	準好気性埋立（サンドイッチ方式）
浸出水処理方式	凝集沈殿 生物処理（脱窒なし）
管理方式	委託

資料：令和 6 年度 組合事業概要

表 2-15 神戸沖、大阪沖埋立処分場概要

施設名称	大阪湾広域臨海環境整備センター（平成 30 年 3 月変更認可）	
	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
所在地	神戸市東灘区向洋町地先	大阪市此花区北港緑地地先
埋立面積	88ha	95ha
埋立容量	1,500 万 m <sup>3</sup>	1,400 万 m <sup>3</sup>
一般廃棄物	720 万 m <sup>3</sup>	590 万 m <sup>3</sup>
産業廃棄物	620 万 m <sup>3</sup>	530 万 m <sup>3</sup>
・災害廃棄物		
陸上残土	160 万 m <sup>3</sup>	280 万 m <sup>3</sup>
浚渫土砂	0 万 m <sup>3</sup>	0 万 m <sup>3</sup>
土地利用及び規模	88ha（港湾ゾーン：69ha、都市ゾーン：0ha、環境ゾーン：19ha）	95ha（港湾ゾーン：78ha、都市ゾーン：0ha、環境ゾーン：17ha）

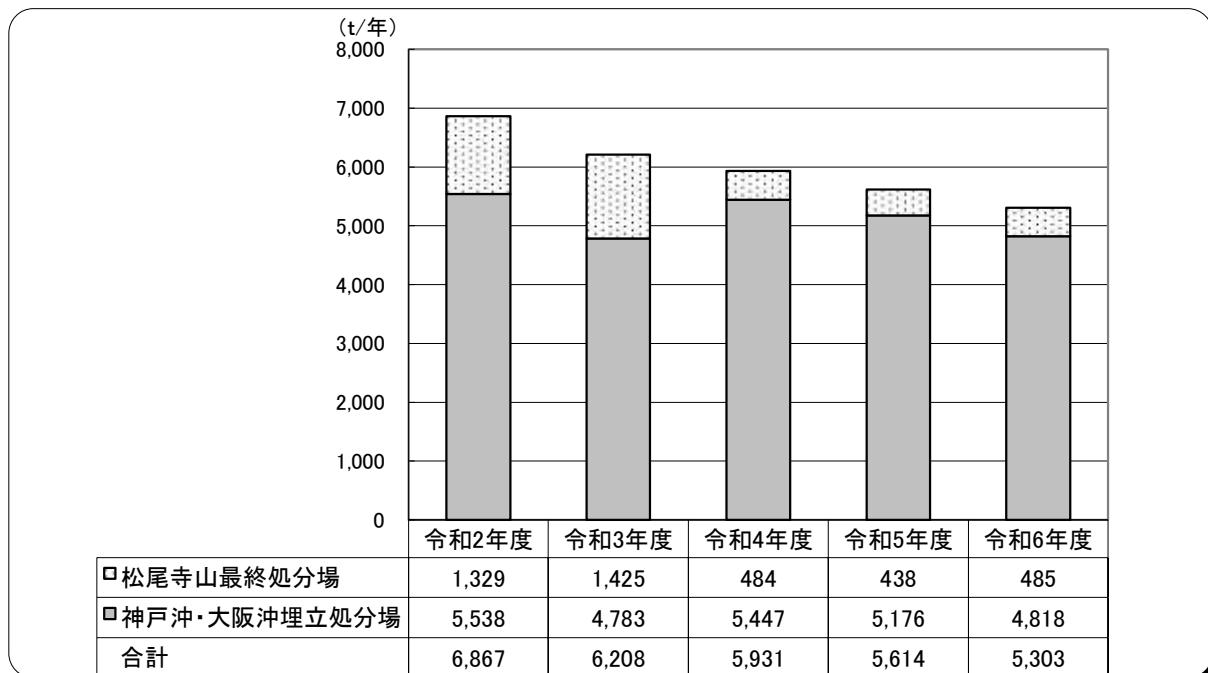
資料：大阪湾広域臨海環境整備センターホームページ



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

資料：令和2～令和6年度 組合事業概要

図 2-1-2 最終処分場施設の稼働実績の推移（組合）



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

資料：令和2～令和6年度 組合事業概要

図 2-1-3 最終処分場施設の稼働実績の推移（本市）

## 2. 第5次基本計画のレビュー

第5次計画（令和3年3月策定）で掲げた施策内容とその取り組み状況について、点検・評価等を表 2-1-6 から表 2-1-9 に示します。  
なお、点検・評価の基準は下記のとおりとします。

- ◎：計画どおりに取り組んでいる。
- ：おおよそ計画どおりに取り組んでいる。
- △：計画の調査・検討・調整中である。
- ー：計画の見直し・再検討を要する。

表 2-16 第5次計画（令和3年3月策定）の施策内容、目標達成状況（1）

本計画(令和2年度～令和6年度)			
計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
ごみ減量化目標	平成24年度を基準年度とし、短期目標（令和7年度）14%、中・長期目標（令和7～令和17年度）15%以上の減量を目標 ・総排出ごみ排出量原単位（g/人日）：（H24）897 ⇒（R7）767（▲14%）⇒（R17）759（▲15%） ・家庭系ごみ排出量原単位（g/人日）：（H24）637 ⇒（R7）514（▲19%）⇒（R17）501（▲21%） ・事業系ごみ排出量原単位（t/日）：（H24）48.5 ⇒（R7）46.8（▲3.5%）⇒（R17）46.8（▲3.5%）	令和6年度の状況 ・総排出ごみ量（g/人日）： 795（▲11.4%） ・家庭系ごみ排出量（g/人日）： 530（▲16.8%） ・事業系ごみ排出量（t/日）： 48.2（▲0.6%）	点検・評価 △ 各指標とも5年間で減少傾向にあるものの平成24年度実績に対するごみ量の削減目標はいずれの項目も達成していない。
1 循環型地域経済システムの構築	(1)啓発活動・環境教育による意識改革の推進 ① PR・啓発事業・リサイクル教育の充実 ○ 環境教育の推進 ○ ITを活用した啓発、アプリの活用促進 ○ ごみ処理・処分施設の情報提供 ② ごみ減量関連事業の支援 ○ ごみ減量化・資源化に関する情報発信等システムの構築 ○ 家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査・研究 ③ 適正処理困難物の処理促進 ○ 適正処理困難物の周知と処理ルートの確立 ④ プラスチックごみゼロ・不法投棄の防止による環境美化の推進 ○ 使い捨てプラスチック使用自粛の呼びかけ ○ 地域清掃活動の支援 ○ 不法投棄防止の看板設置 ○ 不法投棄防止監視パトロールの強化 ○ 職員通報システムの構築	■ごみ分け方・出し方等出前講座による市民の意識啓発 ・教育現場での啓発 ・市内小学校での啓発（小学校4年生向け副読本「ごみとわたくし」を毎年発行） ・町会・自治会等での啓発 ■リサイクルプラザでの再資源化の促進及び情報発信 ・各種教室・環境講座の開催や情報の提供 ■研修会開催等 ・ごみ減量等推進員の研修会 令和2年6月エコバック配布と意識調査の実施 ・ごみ減量等推進員への「ごみ分別・減量の活動マニュアル」の配布 ・環境シンポジウム開催 ■広報等（広報誌・ホームページ掲載） ・毎年「清掃事業概要」の発行と、ごみ処理事業に係る排出量等の実績値の分析・活用 ・家庭系日常（可燃）ごみ有料化に係る啓発 ・ごみ分別アプリ「さんあ～る」配信（平成29年7月～） ・啓発キャンペーン実施 ■「ごみダイエット作戦」推進事業の展開 ・生ごみの水切り⇒水切りネット配布 ・「日常（可燃）ごみに含まれる紙類の資源化」のごみ分別辞典での啓発 ■調査・研究 ・多量排出事業者への調査・立ち入り指導 ・家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査研究 ■ごみ袋有料化（平成27年10月～） ・平成24年度家庭系日常（可燃）ごみ排出量の20%削減を目指すとした減量化の推進 ■リサイクルプラザの活用（～令和6年3月） ・ごみ減量・資源の有効活用及び再資源化の実例展示 ・講習・講座・教室の継続開講 ■「ごみダイエット作戦」平成24年4月～ ・広報紙への掲載やチラシの各戸配布。本市ホームページでの啓発 「生ごみの水切り」 「日常（可燃）ごみに含まれる紙類の資源化」 「食品ロス」 ■市民周知 ・ごみ分別アプリ「さんあ～る」での検索 ・ホームページでの検索 ・令和3年3月「和泉市ごみ分別辞典（3年間版）」冊子全戸配布 ■市民からの問い合わせ ・電話での案内・ホームページでの問い合わせ対応	点検・評価 ○ 左記の啓発等により、一定の成果をあげている。 点検・評価 ○ 令和5年度・令和6年度において、家庭系日常（可燃）ごみの平成24年度比20%減を達成していることから、有料化実施による成果をあげている。 点検・評価 ○ SNS配信利用や全戸配布による周知方法の拡大を図った。
		■いすみプラスチックごみゼロ宣言 行動指標 ・マイバック・マイボトルの持参 ・使い捨てプラスチック製品の買い控え、使用制限 ■支援 ・地域清掃用ごみ袋の無料配布 ・町会・自治会等への不法投棄防止の看板（貸出） ■公民協働による未然防止策 ・ごみ減量等推進員への巡回パトロール等の協力要請 ・定期的な巡回パトロール・不法投棄発見時の対応についての研修の実施 ・市民へのPR活動 ■委託 ・不法投棄防止巡回パトロールの強化、平成27年度から平日・休日（夜間含む）に市内の不法投棄防止監視パトロール業務の委託 ■制度による抑制 ・「和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例」制定 ・「和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例」制定	点検・評価 ○ 左記の対策を講じながら、不法投棄行為の抑止に努めている。

表 2-17 第5次計画（令和3年3月策定）の施策内容、目標達成状況（2）

		本計画(令和2年度～令和6年度)	
計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
循環型地域経済システムの構築	①家庭系日常（可燃）ごみ有料化の実施状況等の点検 ○ 有料化の実施状況及び効果についての点検・評価及び公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>■目的           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量とリサイクル促進</li> <li>・排出抑制努力の公平性の確保</li> <li>・泉北環境整備施設組合構成3市のごみ搬入量の削減</li> </ul> </li> <li>目標値：ごみ排出量 26,938t (平成24年度実績値 33,673tから20%削減)</li> <li>令和2年度 28,407t 15.6%</li> <li>令和3年度 27,924t 17.1%</li> <li>令和4年度 26,986t 19.9%</li> <li>令和5年度 25,953t 22.9%</li> <li>令和6年度 25,636t 23.9%</li> </ul>	点検・評価 ○ 令和5年度・令和6年度と目標値を達成している。
	②分別排出区分の見直しと資源化拡大 ○ 国の方向性に合わせた分別排出区分の見直し ○ 店頭回収等の回収先拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「いざみプラスチックごみゼロ宣言」発出 行動指標           <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバック・マイボトルの持参</li> <li>・使い捨てプラスチック製品の買い控え、使用制限</li> <li>・ごみの分別と適正処理</li> </ul> </li> <li>■使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収に係る連携協定締結並びに拠点回収開始（令和3年2月）</li> <li>■使用済インクカートリッジの拠点回収開始（令和4年4月）</li> <li>■小型家電リサイクル無料回収 ・公共施設4か所への小型家電リサイクル回収ボックスの設置（平成29年12月）</li> <li>■資源物分別回収 ・蛍光灯・ボタン電池等の回収</li> </ul>	点検・評価 ○ あらたな取り組みにより、一定の成果をあげている。
	③再資源化集団回収システムの拡充 ○ 再資源化集団回収の啓発・強化 ○ 行政回収から集団回収への排出移行の誘導 ○ 集団回収未実施地域への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■再資源化事業推進奨励金制度の推進 ・奨励金制度（平成4年3月～）実施 奨励金の交付額について、平成27年3月実施分から、1か月あたり1,000円の交付を廃止し、回収量1kgあたり5円であつたものを6円（平成28年12月実施分までは7円）</li> <li>令和2年度 255団体 4,191t 令和3年度 252団体 3,971t 令和4年度 248団体 3,661t 令和5年度 241団体 3,320t 令和6年度 235団体 2,989t</li> </ul>	点検・評価 ○ 継続的に取り組みを行っているものの電子書籍の普及や紙媒体の減少による時代の流れにより集団回収量は年々減少傾向にある。
	④不用品等のリサイクル促進 ○ リサイクルプラザ関連情報提供システムの構築 ○ フリーマーケットの開催検討 ○ 不用品等のリサイクルの広域化 ○ 幅広い層に向けたリユースに関する広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報発信 ・リサイクルプラザでの不用品情報提供 ・施設内及び市内コミュニティ施設でのフリーマーケット開催 ・イベント（泉北環境クリーンフェスティバル）での共催 ・株式会社マーケットエンターブライズ「おいらん」とリユース促進に係る協定を締結（令和5年10月） ・株式会社ジモティーとリユース促進に係る協定を締結（令和5年11月）</li> </ul>	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	⑤家庭における生ごみ減量化及び食品ロス削減の推進 ○ 食品ロスの戦略的な削減の実施 ○ 生ごみ水切りの徹底について啓発 ○ 生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の拡充やPR、啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■購入費補助制度（平成27年4月～）の市民周知 ・コンポスト・EMiほかし生ごみ堆肥化容器・家庭用生ごみ処理機、キエーロの購入費補助金制度のPR及び啓発 広報紙やホームページ等</li> <li>・令和6年度末現在の助成基數は、コンポストが累計1,703基、EMiほかし生ごみ堆肥化容器が累計689基、家庭用生ごみ処理機累計524基、キエーロ累計9基となっている。</li> </ul>	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	⑥事業系ごみの排出管理と指導の徹底 ○ 事業系ごみ排出実態の把握 ○ ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成検討 ○ 事業所向け自主回収の協力要請 ○ 事業所向け実践事例情報提供 ○ 事業所向けリサイクルシステム及びリサイクル業者の情報提供の充実 ○ 「事業系ごみの分け方・出し方」の配布 ○ 多量排出事業者に対する減量の協力要請 ・多量排出事業者に対する減量計画書提出の徹底 ・廃棄物管理責任者への減量の協力要請 ・多量排出事業所の立入検査実施の検討 ・優良事業所の表彰制度導入の検討 ○ 食品ロスの戦略的な削減の実施 ○ 魚あら（魚腸骨）処分（リサイクル）の府内業者指定によるリサイクル体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業系可燃ごみの排出抑制の施策 ・収集運搬料金+指定袋有料制 ・条例・規則に基づく多量排出事業者に対する指導 事業者（月3t以上または延床面積3,000m<sup>2</sup>以上等）に対して、年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」の提出を依頼し、排出抑制を行っている。</li> <li>■自主再生利用の促進 ・泉北環境整備施設組合への古紙類搬入禁止と、再生利用の促進</li> <li>■資源物の分別収集 ・資源として缶、ビン、ペットボトルの分別収集（許可業者）を実施</li> </ul>	点検・評価 △ 特に、計画書の提出内容を精査し、排出量の多い事業所の現状を実際に確認し、減量抑制についての助言を行うなどの対策が必要である。 排出抑制の施策を継続して行う必要がある。

表 2-18 第5次計画（令和3年3月策定）の施策内容、目標達成状況（3）

本計画(令和2年度～令和6年度)			
計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
1 循環型地域経済システムの構築	(2)ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 行政のリサイクル実践行動               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の減量意識の徹底</li> <li>○ 学校給食等の食品ロス削減及び生ごみリサイクルの検討</li> <li>○ 公園等の剪定枝活用促進の検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■職員の減量意識の徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いすみプラスチックごみゼロ宣言」に基づく行動目標の徹底</li> <li>・環境マネジメントシステムを用いた、紙の裏面利用の徹底、リサイクルの徹底、マイ箸の推進などの継続取組</li> <li>・職員の意識アンケートの実施</li> <li>・学校給食における、児童・生徒への食育を通じた給食残量を減らす取組、調理から出るごみの減量化</li> <li>・公園の剪定枝について、堆肥化を行なうリサイクル業者への引き渡し</li> </ul> </li> </ul>	点検・評価 ○ 引き続き職員の減量意識を徹底し、公共施設におけるごみ減量・リサイクルに取り組んでいく。
	⑧ 持続可能な開発目標SDGsの実現のため、生産消費形態の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民・事業者と協働した望ましい生産消費形態の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■廃棄物の発生抑制など、循環型社会の形成に関する取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・行政のごみ減量化の促進</li> <li>・廃棄物の適正な処理の推進</li> <li>・不法投棄の防止の取組</li> </ul> </li> </ul>	点検・評価 ○ 引き続き職員の減量意識を徹底し、公共施設におけるごみ減量・リサイクルに取り組んでいく。
2 循環型廃棄物処理システムの構築	(1)適正なごみ排出・効率的なごみの収集・運搬 <ul style="list-style-type: none"> <li>① ごみ排出ルールの遵守・指導徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「和泉市ごみ分別辞典」冊子全戸配布によるごみの分け方・出し方の周知徹底の継続</li> <li>○ 出前講座によるごみの分け方・出し方の周知徹底の充実</li> <li>○ ごみ減量等推進員と連携した地域への周知徹底</li> <li>○ 未分別ごみへの警告シールの貼付</li> <li>○ 未分別ごみの多いマンション等に対するごみの分け方・出し方の指導</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■適切なごみの分け方・出し方の周知               <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会・自治会等の地域団体へのごみ分別出前講座実施</li> <li>・令和6年3月「和泉市ごみ分別辞典(3年間版)」冊子全戸配布</li> <li>・広報いすみへの毎月のごみ排出量等の掲載と意識啓発</li> <li>・ホームページ等へのごみ種類ごとの分け方・出し方解説</li> <li>・ごみ減量等推進員の養成と地域への普及支援</li> </ul> </li> </ul>	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげているが、根強く市民に理解を求めていく。
	② 収集運搬体制の効率化及びごみ収集の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立</li> <li>○ 福祉部門や町会・自治会等ボランティアとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民の理解を深める               <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料ごみ袋へのルールの印字</li> <li>・ごみ収集時未分別等適正な排出ができていない場合の警告シール貼付(回収しない)</li> <li>・市民に対するごみの適切な排出の協力依頼</li> </ul> </li> <li>■分析               <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のごみ減量等施策に反映するため、泉北環境整備施設組合が構成市3市から搬入されたごみの展開調査を年4回実施し、分析</li> </ul> </li> </ul>	点検・評価 △ 高齢化の進行を鑑み、新たな施策を検討するなどの見直しを行う必要がある。
	③ 収集作業環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全や感染症対策に関する研修等の実施と職員の意識向上</li> <li>○ 分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保</li> <li>○ 環境に配慮した収集機材(車両など)の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■低公害車等の導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者への交通安全研修の毎年実施</li> </ul> </li> <li>■環境配慮               <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用パッカー車及びダンプ車の低公害車導入</li> </ul> </li> <li>■環境保全協力金制度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物搬入自治体に対する1,000円/1tの協力金徴収による、環境負荷低減への寄与</li> </ul> </li> </ul>	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	④ 災害廃棄物の排出に関する情報提供システム及び収集運搬体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和4年3月に「和泉市災害廃棄物処理計画」を策定</li> </ul>	点検・評価 ○ 今後は市民や事業者への災害廃棄物処理計画の周知及び職員への研修等の実施をおこなっていく。
(2)施設整備・適正管理の遵守(組合)	① ごみ焼却処理施設の適正な管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ焼却処理施設の維持管理の徹底</li> <li>○ エネルギーの有効活用および周辺の環境に配慮したごみ焼却処理施設の運転管理</li> <li>○ 組合と組合構成3市の協力によりごみ焼却処理施設の延命化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみ焼却処理施設の維持管理の徹底と周辺環境に配慮した運転管理を継続しつつ、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用(廃棄物発電事業)も継続的に進めしていく。また、老朽化が進むごみ焼却処理施設の基幹的改良を行う。</li> </ul>	点検・評価 ○ 周辺環境に配慮した運転管理の継続と、基幹的改良により、一定の効果が見られるが、引き続き維持管理及び運転管理に注意をはらっていく。
	② 資源化センター、啓発施設の適正管理と運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な資源回収を行うための管理・運営の整備</li> <li>○ プラスチック製容器包装等の指定法人ルートによる再商品化の検討</li> <li>○ 市民が積極的に利用できる啓発機能の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみの排出抑制や分別についての啓発活動の実施(出前授業やチラシなど)。</li> </ul>	点検・評価 ○ 徹底した運営管理と、地道な啓発活動を継続して実施していく。
	③ 最終処分場の適正な管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松尾寺山最終処分場施設の延命化</li> <li>○ ごみ減量化・資源化による最終処分量の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■松尾寺山最終処分場の水質検査等を定期的に実施し、結果を公表。適正な維持管理を行う。</li> </ul>	点検・評価 ○ 検査結果を公表することで、透明性のある適正な管理を行なっている。

表 2-19 第5次計画（令和3年3月策定）の施策内容、目標達成状況（4）

		本計画(令和2年度～令和6年度)		
計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価	
循環型廃棄物システムの構築	(3)緊急時のごみ処理対策	<p>① 緊急時のごみ・し尿等処理対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危機管理所管との協議</li> <li>○ 災害時及び感染症対策等の蔓延時における対策及び職員研修の実施の検討</li> </ul> <p>② 緊急事態におけるごみ処理の相互支援の協議及び協定締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体、処理業者、関連諸団体等との相互支援体制の維持</li> <li>○ 広域的連携の強化</li> <li>○ 廃棄物処理施設の防災体制の整備</li> </ul> <p>③ 災害廃棄物処理計画書の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害廃棄物処理計画書」の策定</li> <li>○ 周辺自治体との連携強化</li> <li>○ 震災等災害時の相互応援・支援体制の拡充</li> </ul> <p>④ 環境に配慮した災害ごみ処理方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境に配慮した災害廃棄物の処理方法の検討</li> <li>○ 災害廃棄物の一時集積場所の検討・確保</li> </ul>	<p>■災害廃棄物緊急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉市地域防災計画(平成27年4月)における対応方策の検討</li> <li>・和泉市災害廃棄物処理計画の策定(令和4年3月)</li> </ul> <p>一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定(平成25年3月)</p>	<p>点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。</p> <p>左記の施策等により、一定の成果をあげている。</p> <p>点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。</p> <p>点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。</p>
		<p>■令和4年3月に「和泉市災害廃棄物処理計画」を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に基づく、広域的連携の強化、周辺自治体との連携強化、震災等災害時の相互応援、支援体制の構築</li> <li>・災害時防災</li> </ul> <p>■支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体や民間事業者との、ごみ・し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理に係る相互支援基本協定書や、災害発生時等における災害廃棄物処理に関する協定書の締結</li> </ul>	<p>点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。</p>	
		<p>■環境に配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験をもとにした更なる迅速かつ適正な災害廃棄物の処理方法等を調査、研究</li> </ul>	<p>点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。</p>	
		<p>■公民協働による推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者の理解を深める啓発活動の実施</li> <li>・市民に対する3Rの推進啓発、「ごみダイエット作戦」の呼びかけやごみ減量等推進員と協力した市内駅前でのごみ減量啓発キャンペーンの実施</li> <li>・多量排出事業者への「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」の提出要請(年1回)、事業系一般廃棄物の処理に係る指示、指導</li> </ul>	<p>点検・評価 ○ 市民、事業者の役割については、徐々に浸透しつつあるが、引き続き、あらゆる機会を通じて啓発活動を続ける必要がある。また、家庭系日常(可燃)ごみ有料化実施時に設定した減量目標を達成していることから、左記の取組みにより一定の成果を上げている。</p>	
循環型廃棄物マネジメントシステムの構築	(1)計画推進体制の強化	<p>① 市民・事業者・行政の協働推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民・事業者・行政の共通的な役割</li> <li>・協働とパートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり</li> <li>・減量計画(アクションプログラム)の作成検討</li> <li>・ごみ減量等推進員等と連携した減量計画に基づく実践行動</li> </ul> <p>○ 市民の役割</p> <p>○ 事業者の役割</p> <p>○ 行政の役割</p>	<p>市民、事業者の役割については、徐々に浸透しつつあるが、引き続き、あらゆる機会を通じて啓発活動を続ける必要がある。また、家庭系日常(可燃)ごみ有料化実施時に設定した減量目標を達成していることから、左記の取組みにより一定の成果を上げている。</p>	
		<p>② 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみに関する市民意識アンケート調査の検討</li> </ul>	<p>■アンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックごみゼロに関する市民(ごみ減量等推進員)へのアンケートの実施</li> <li>・レジ袋有料化に伴う、プラスチックごみゼロに関する職員の意識調査の実施</li> </ul>	<p>点検・評価 △ 左記の施策等により、今後の施策を検討する。定期的な実施と効果検証を継続する必要がある。</p>
		<p>③ 組合との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組合との連携・協力</li> </ul>	<p>■泉北環境整備施設組合及び構成市3市における常時連携、情報交換、活動等の協力体制の維持</p>	<p>点検・評価 ○ 連携、協力が図られている。</p>
		<p>④ 情報公開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の提供と広範な意見募集活動の継続</li> </ul>	<p>■情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年発行する「清掃事業概要」のホームページ掲載</li> <li>・毎月発行する広報いざみへのごみ排出量の掲載</li> <li>・和泉市ごみ減量等推進審議会の会議録の公開</li> <li>・基本計画案・条例制定案等パブリックコメント公募実施</li> <li>・市民説明会の開催等、市民の声を聞く機会の設置</li> </ul>	<p>点検・評価 ○ 必要な情報提供と意見募集活動が行われている。</p>
		<p>⑤ コスト管理の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査・研究</li> </ul>	<p>■コスト管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や大阪府が毎年公表する一般廃棄物処理事業実態調査結果等の調査</li> <li>・一部の事業における行政評価等による事後評価の実施</li> </ul>	<p>点検・評価 △ 環境省の「一般廃棄物会計基準」等の活用も検討する必要がある。</p>
	(2)進捗状況管理の確立	<p>① ごみ処理に関する「共通目標」の設定と認識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知</li> </ul>	<p>■家庭系日常(可燃)ごみ有料化実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への具体的で明確な目標値の提示</li> <li>目標値:ごみ排出量 26,938t (平成24年度実績値 33,673tから20%削減)</li> <li>令和2年度 28,407t 15.6%</li> <li>令和3年度 27,924t 17.1%</li> <li>令和4年度 26,986t 19.9%</li> <li>令和5年度 25,953t 22.9%</li> <li>令和6年度 25,636t 23.9%</li> </ul>	<p>点検・評価 ○ 家庭系日常(可燃)ごみ有料化実施後のごみ発生量は年々減少傾向を示し、令和5年度より当初の目標値を達成している。</p>
		<p>② PDCAサイクル手法管理の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ PDCAサイクル手法管理の導入に向けた調査・研究</li> </ul>	<p>■PDCAサイクルの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価等による事後評価の実施</li> <li>・リサイクルプラザ閉鎖</li> </ul>	<p>点検・評価 △ 社会流暢を鑑み、あらたな発想で取り組む方向性が示された。</p>

### 3. 現状ごみ処理システムに係る課題点・留意点

#### 1) ごみ処理・処分主体システム

##### (1) 市の事務と組合の事務の協働・連携

本市は減量化・資源化及び収集・運搬の事務を担当しており、組合は中間処理及び最終処分を担当していることから、市のごみ収集・運搬量と組合の中間処理ごみの搬入量との整合をはじめとして、減量化・資源化施策や収集・運搬施策の実施に際し、必要に応じて市及び組合で調整する必要があります。

#### 2) ごみ減量化・資源化システム

##### (1) 家庭系ごみの発生・排出抑制の推進

平成27年10月から実施した日常（可燃）ごみ有料化（指定袋制）をはじめとする種々の減量化策により本市の家庭系ごみは減少傾向にあります。しかしながら、食品ロスの削減の推進に関する法律やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行などを受け、ごみ量の減少だけでなくその質も問われています。

一方で缶類、びん類、ペットボトル、プラスチックボトル等及び紙類等は、資源物の収集が定着していくとともに、再資源化集団回収による新聞、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック、その他紙類及び古繊維の6種類の資源物回収も一定の成果を上げており、より一層のごみ減量化を行うためには、使い捨て商品や容器包装を多用する消費型ライフスタイルを見直し、発生・排出抑制を推進していくような循環型地域経済システムを目指していく必要があります。

生ごみ処理容器の助成は平成5年度から実施し、また適宜購入費補助を拡充しており、今後も生ごみ減量化を推進していくためには、まずは生ごみを出さない食品ロス対策について事業者と協力して戦略的に実施するとともに、どうしても出る生ごみについては減量効果のPRや使用方法の実演、有効利用の紹介等を実施していく必要があります。

さらに、再資源化集団回収活動の更なる制度の普及を図るほか、環境教育や地域活性化への波及効果についても具体的にPRしていく必要があります。

##### (2) 資源物回収システムの充実

近年、容器包装等の材質が生産者の企業努力や消費者のニーズにより、軽くて強度のある容器包装（ペットボトルや紙製容器等）に移行しており、再資源化集団回収量や資源物量の減少の要因の一つとなっています。

一方で、ごみの資源化を推進していくためには、複雑・多様化していく市民のライフスタイルに合わせて、市民の誰もが参加できるように、再資源化集団回収や店頭回収、リサイクルショップの活用等の多様な資源回収システムの拡充が求められています。

また、これらのシステムを円滑に推進していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの責任・役割・連携を明確にしていくことが重要です。

本市ではノートパソコンを含む小型家電は本市公共施設4か所に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の無料回収を行っています。

また、一部スーパーに回収ボックスを設置し、家庭用廃食油を回収しています。

さらに、プラスチック類のリサイクル推進のため、令和3年2月から使い捨てコンタクトレンズの空ケース、令和4年4月から使用済インクカートリッジの回収ボックスをそれぞれ設置して回収するなどリサイクルを推進しています。今後も引き続き、資源物回収システムの充実を図ります。

### 3) ごみ分別排出・収集・運搬システム

#### (1) 分別収集の充実による容器包装ごみ等の資源化推進

家庭系ごみの中で容積比約5割を占める容器包装ごみのリサイクルを検討していく必要があります。容器包装リサイクル法は容器包装ごみのリサイクルとその分別収集に当たっての排出区分や収集方法等を「分別収集計画」として定め、計画的に実行することが求められています。

本市では既に、缶類、びん類、ペットボトル、食品トレイ、プラスチックボトル等、飲料用紙パック、段ボール、その他の紙類等の分別収集を行っています。

また、収集した容器包装ごみ・資源物を引き渡す再生事業者等の受け皿の確保及び引き渡し先の受入基準に対応した選別・圧縮・保管施設等の整備は組合と協議していく必要があります。

特にプラスチックごみについては「いざみプラスチックごみゼロ宣言」を起爆剤として戦略的な取り組みが求められています。さらに、国ではプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収・リサイクルする動きがあることから、今後の動向を注視し、組合及び構成市とともに国の方向性に沿った分別のあり方について検討していく必要があります。

#### (2) 家庭系ごみの効率的な収集・運搬の実施

市街地の再整備や共同住宅化・中高層化が進む中で年々世帯数は増加しています。家庭系ごみの収集運搬は現状の委託収集を継続し、収集運搬頻度等は必要に応じて見直していきます。

また、新たな分別収集を行うにあたっても、委託収集による体制を構築していきます。

さらに、資源物のリサイクルを推進するため、収集後の選別・再生工程を考慮し、資源物が汚れたり、選別しにくい形状にならないような収集運搬方法を研究します。

#### (3) 高齢者等ごみ出し困難者世帯への支援

高齢化率が増加するなか、本市の高齢化率は令和6年度実績で26.4%と超高齢

社会となっています。

本市ではごみ出し困難者への支援策として「おたがいさまサポーター事業」(高齢支援担当)を実施していますが、高齢化の進行に鑑み、新たな施策を検討するなど見直しを行う必要があります。

#### (4) 事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）の発生抑制・資源化の推進

ISO14001の認証取得等により積極的に環境管理を進める等、事業者のごみ減量化・環境保全に対する意識は高まりつつありますが、小規模事業所、飲食店、食品販売店等の小売業から排出される厨芥類の資源化は、あまり進んでおらず、事業者責任による新たな食品ロス対策や資源化システムの構築が求められています。

これら小規模事業所等で発生するごみの品目は業種によって多様であり、大規模小売業を含めたそれぞれの業種に応じたごみの発生抑制・排出抑制や資源化方法について、引き続き啓発・指導方法を検討する必要があります。

また、事業所で発生するごみの減量化を推進するためにも、市、学校等の公共施設が率先して実施する必要があり、公共施設全体の職員の分別排出の徹底と分別の拡充が求められています。

### 4) 中間処理システム（組合）

#### (1) 中間処理施設等の適正管理と確保

組合のごみ焼却施設のうち5号炉は休炉しており、稼働中の1・2号炉は稼働開始から約23年が経過し、重要な設備や機器について大規模な改良事業（基幹的設備改良事業）を令和4～5年度の2か年で延命化工事を実施しています。今後は令和16年度の供用開始を目指し、新施設の整備に向けた更新事業を進めることになっています。新施設の整備を国の循環型社会形成推進交付金の対象事業とするには、省エネや発電能力の向上などCO<sub>2</sub>削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が求められていることになります。

また、平成28年4月から供用開始している資源化センターにおいては、新たにペットボトル及びその他プラスチック製容器包装の資源化処理を行っていることから、効率的な資源回収が行えるよう管理・運営体制を構築する必要があります。

新施設の整備、稼働までは現有施設の適正管理が必要となります。

### 5) 最終処分システム（組合）

#### (1) 一般廃棄物最終処分場施設の安定的な確保と延命化

松尾寺山最終処分場は平成5年から供用開始し、約32年経過していますが、大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖、大阪沖埋立処分場との併用により、安定的な確保と延命化が図られています。しかし、最終処分場施設は中間処理施設とは異なり、土地・海面空間を消費する施設であるため、松尾寺山最終処分場、

神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場を可能な限り長期的かつ計画的に持続させるためにも、発生・排出段階によるごみの減量化・資源化を進める必要があります。

## 6) その他のシステム

### (1) 市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみの発生・排出抑制のために果たすべき自らの役割を自覚し、実践する体制づくりの推進

ごみの発生・排出抑制や環境保全に対する意識が高まりつつある中、市民・事業者・行政が、今後どのような行動を実践する事により、更なるごみの減量効果を左右します。

また、ライフスタイルや事業活動の中で具体的な事例とその効果等の情報交換を行い、ごみ減量のために果たすべきそれぞれの役割を自覚し、取り組んでいく必要があります。

本市の啓発活動は、広報紙や市ホームページ、ごみ分別アプリ等で実施していますが、より一層の充実・向上を図るためにも市民の意識調査や感想・意見等の反映や関係事業所等との連携・取り組みが必要です。

### (2) ごみ減量化に向けた事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）処理の構築

事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）は、事業者責任により事業者自らが施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し処分しなければなりません。

3t／月以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者や事業所の延べ床面積が3,000m<sup>2</sup>以上ある場合等は、「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例及び同条例施行規則」に基づき毎年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」を作成し、市長に提出しなければなりません。

また、事業系ごみは、ごみ減量化への誘導や資源化への取り組み等を検討し、より一層の事業者責任と減量化・資源化を求めていく必要があります。

### (3) 不法投棄ごみに対する対応の強化

ごみ減量等推進員を平成7年度から委嘱し、地域の不法投棄の監視及び通報の体制を構築しています。

空き地等の公用地や私有地、道路及び公園への不法投棄防止対策や不法投棄されたごみは、占有者または管理者が責任を持って適切な対策を講じ得る効果的な啓発等が必要です。

また、日常（可燃）ごみ有料化の実施により、不適正排出や排出区分を守らず排出する行為、家電製品や適正処理困難物等を投棄する行為に対し啓発・指導体制の強化を図る必要があります。

さらに、広報紙、市ホームページ及び看板等による周知を強化したり、定期的なパトロール体制を継続していく必要があります。

#### (4) 経済的・効率的で安全・安心なごみ処理の推進

現状のごみ処理システムは、公共サービスとして、市税、ごみ処理手数料及び廃棄物発電事業収入等を主な財源として運営されています。この財源を有効に使うために、経済的かつ効率的な廃棄物処理事業の推進に努めていく必要があります。

また、本市は家庭系ごみのすべての収集・運搬を民間委託しており、市民サービスの低下を招かないよう、ごみに関する市民意識アンケート調査を実施し、市民の意向を把握するとともに引き続き委託業者との連携や市職員による積極的な現場管理等に努める必要があります。

さらに、中間処理施設の運転・維持管理においても、適正な処理の水準を継続しつつ、最少の経費で最大の効果を得られるよう、適切な運転管理を行っていく必要があります。そのためには環境省の「一般廃棄物会計基準」等を活用しコスト管理の実施を検討する必要があります。

加えて、起こりうる大規模災害等に対して、平時からの備えを確立し、非常事態においても事業活動を継続できるように、強靭なごみ処理体制を構築・維持していく必要があります。

## 第2節 ごみ処理の基本方針

### 1. 計画の基本的な考え方

本市はこれまで令和3年3月に策定した第5次基本計画に基づき、第4次基本計画から引き続き「ごみゼロ社会への挑戦」を基本理念とし、資源循環のためのごみ処理システムの構築に努めてきました。

近年、国において「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」の施行をはじめ、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に基づく、第五次循環型社会形成推進基本計画、国の基本方針の変更（令和7年2月）及び新たな廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月）が策定されています。

本市においては、人口動態、産業の動向等の社会状況の変化、和泉市総合計画によるまちづくりの推進、地方分権に即した行財政システムの構築を目指す等、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化していることから、第5次基本計画の見直しを図り、ごみ処理の新たな基本的な方向性を構築する必要性が生じています。

したがって、本計画では、これまでの市民・事業者・行政それぞれの取り組みの効果を踏まえ、より一層のごみの減量化や適正な処理・処分を進めるための市民・事業者・行政の経済的負担のあり方や今後のごみ処理施設の整備構想を展望する等の、長期的・総合的かつ計画的な視点に立ったまちづくりの将来目標及びごみ処理の基本的な方向性を定めることとします。

### 2. 基本理念

本市の「第5次和泉市総合計画（平成28年5月策定）」は、都市の将来像「未来に躍進！活力と賑わいあふれるスマイル都市」を実現するため、5つのまちづくり目標を定めており、このうちごみ減量や災害対策が関連するものとして「子どもたちの笑顔があふれ、健康で文化的な、人にやさしいまち」及び「安らぎを感じながら生活を送ることができる、安心を実感できるまち」を掲げています。

また、「和泉市環境基本計画（令和3年3月策定）」では、引き続き望ましい環境像「みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいはずみ」」を掲げています。

これらの上位計画を受けて、本計画では、引き続き「ごみゼロ社会への挑戦」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみ減量化・資源化、資源の有効利用に努め、環境保全を強化した循環型社会の構築を目指していくこととします。

### 3. ごみ処理の基本的な方向性

ごみ処理の基本的な方向性を図 2-1-4 に示します。

循環型社会の確立に向けた継続的なシステムとして、引き続き「循環型地域経済システムの構築」、「循環型廃棄物処理システムの構築」及び「循環型廃棄物マネジメントシステムの構築」の3つを掲げ、各々の協働・連携による基本理念「ごみゼロ社会への挑戦」を目指すこととします。

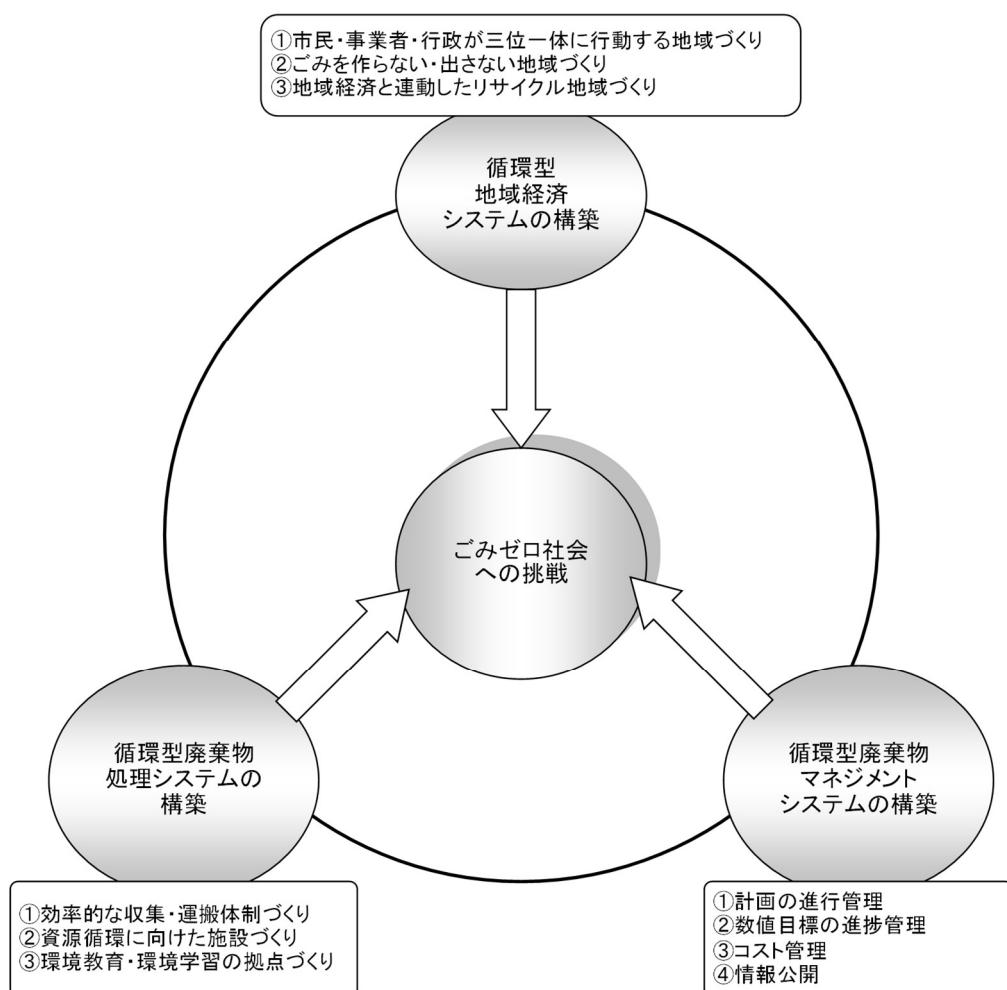


図 2-1-4 ごみ処理の基本的な方向性

## 1) 循環型地域経済システムの構築

ごみの発生抑制・排出抑制を重視した3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の取り組みを展開し、環境への負荷を低減した循環型地域づくり

－ごみの発生・排出を抑制し、資源が円滑に循環するシステムの構築－

### (1) 市民・事業者・行政が三位一体に行動する地域づくり

持続可能な資源循環型社会の構築を目指すためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で自らの責任を自覚し、互いに協働し合うことが重要です。

これまで循環型社会へ向け、様々なごみ減量・リサイクル活動を実施してきましたが、これらの活動について地域・経済の動向や地域環境の変化に応じて見直し、より多くの人が様々な立場からいつでも参加できるような仕組みや活動拠点づくりを推進していきます。

### (2) ごみを作らない・出さない地域づくり

循環型社会形成推進基本法が平成13年1月から施行され、循環型社会の構築に向けて、ごみの発生抑制・排出抑制、再使用が最優先の課題として掲げられています。

一人ひとりがごみの排出者としての責任と自覚を持ち、より環境に配慮した消費生活行動を実践し、ごみの発生抑制・排出抑制、再使用を進める地域づくりを構築していきます。

### (3) 地域経済と連携したリサイクル地域づくり

これまでのリサイクル活動は、再使用が可能なものは再使用し、再使用が困難な資源は全部または一部を原材料として再生利用（マテリアルリサイクル）を行っており、今後もマテリアルリサイクルを維持していく予定です。

資源循環を促進していくためには、変化する地域経済状況に連動した、市民に定着するリサイクル地域づくりを構築していきます。

## 2) 循環型廃棄物処理システムの構築

ごみの収集・運搬システム、中間処理システム（選別・破碎・焼却処理等）、最終処分システムというごみ処理プロセスを経て、環境負荷の低減と資源・エネルギーの有効利用に努め、自然・地域環境に配慮した循環型廃棄物処理システムを構築します。

### (1) 効率的な収集・運搬体制づくり

一般家庭から排出されるごみや資源の安定的な収集運搬作業を継続させるため、収集能力の強化及び効率的・効果的な収集が可能となる体制を構築していきます。

## (2) 資源循環に向けた施設づくり

ごみ処理工程の中で、今後も積極的な資源物回収や熱回収（サーマルリサイクル）が可能な環境への負荷を抑制した施設づくりを進めるとともに、再生利用できないものは、公衆衛生維持のために適正な処理や埋立処分する必要があることから、最終処分場の延命化にも努めていきます。

## (3) 緊急時等におけるごみ処理体制づくり

大規模な災害や感染症蔓延等の緊急時において、ごみの排出のあり方やごみ収集・処理従事者の安全な作業環境の確保、速やかな処理・処分を実現するため、平時から市民への周知・理解促進、関係者との連携体制構築、職員研修等を実施して備えます。

## (4) 環境教育・環境学習の拠点づくり

環境問題について、市民や事業者が学び知る機会を幅広く設け、関心をもてるよう働きかける必要があります。特に子どもたちに対しては、学校における環境教育の時間を確保するとともに、地域や教育現場と連携した環境学習への取り組みを図っていきます。

### 3) 循環型廃棄物マネジメントの構築

循環型地域経済システムや循環型廃棄物処理システムの取り組みに対応し、数値目標やコスト等の定量化指標による効率的・効果的かつ計画的な循環型廃棄物マネジメントシステムを構築します。

## (1) 計画の進行管理

環境負荷の低減を目的とした循環型地域づくりは適宜見直しを図りつつ、推進に努めることとし、次世代に継承していく必要があります。そのため、本計画の進捗状況を精査、検証するマネジメントシステムを構築していきます。

## (2) 数値目標の進捗管理

減量化・資源化等の目標は定期的に実態の把握を行い、ごみ処理の動向を見極めながら施策の効果を検証するとともに、その評価を踏まえ目標達成がなされるように必要な施策展開を図っていきます。

## (3) コスト管理

効率的・効果的な施策展開がなされるように、経営的視点から事前事後の検証・評価を行い、段階的に適切なコスト管理の枠組みを構築していきます。

#### (4) 情報公開

減量化・資源化施策を効率的・効果的に進めるために、わかりやすい啓発活動と情報公開を行っていきます。

### 4. ごみ排出量の数値目標

#### 1) 目標設定の考え方

廃棄物の適正処理に関し、国においては、「国の基本方針」、「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年6月閣議決定）により、ごみの資源化・減量化の目標を定めています。

さらに、「第6次環境基本計画」（令和6年5月策定 環境省）や「第5次循環基本計画」（令和6年8月策定 環境省）においては、総合的かつ計画的に施策を推進するとしています。

ごみの減量化は、ごみの資源化を含めて推進することを踏まえ、本計画においてはごみの減量化目標を設定することとします。

#### 2) 第5次計画減量目標値の達成状況

第5次計画の目標値の達成状況を表2-20に示します。

第5次計画の目標値は、基準年度である平成24年度の排出ごみ量の原単位897（g/人日）を令和7年度に14.5%削減（短期目標）、さらに令和17年度には15%以上削減する（中長期目標）と設定しています。

この目標値に対し、令和6年度の実績値は795（g/人日）、削減率11.4%で、令和7年度の短期目標値767（g/人日）、削減率14.5%と比較すると、3.1ポイント目標に届いていないという結果でした。

表2-20の令和6年度の「H24対比」の項目において、「家庭系ごみ」は549（g/人日）から486（g/人日）と11.5%の削減ができますが、令和6年度の予測値は達成しておりません。「事業系ごみ」は、48.5（t/日）から48.2（t/日）と0.6%の削減ですが、令和6年度の予測値は達成しています。

図2-15に示す通り、各年度の実績値を見ると、令和2年度、令和3年度のごみ排出量が増加し、予測値からの差が大きくなっています。

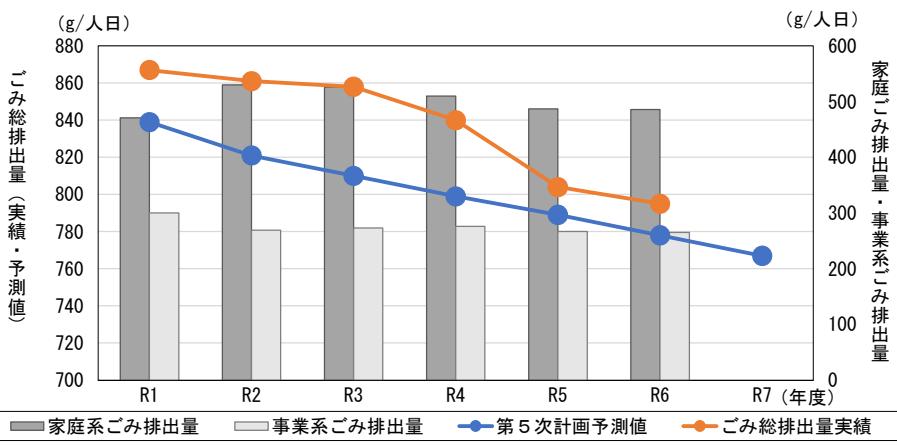
令和2年度、令和3年度は日本中がコロナ禍にあり、特に令和2年度は全国的にも1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は増加しています。本市においてもコロナ禍の影響によるごみ量の増加があると思われ、その後減少傾向となりましたが、まだ目標値には届いていない状況にあります。

ごみ排出量は、このように社会状況や災害発生等の影響を大きく受けますが、それらの要因を踏まえつつ、令和17年度の中長期目標を達成できるよう一層のごみの削減の取組みが求められます。

表 2 - 20 第5次計画目標値の達成状況

減量目標＼年度		平成24	令和6				令和7		令和17		達成状況
		基準年度	実績値	H24対比	第5次計画 予測値	H24対比	短期 目標値	H24対比	中・長期 目標値	H24対比	
ごみ総排出量	t/年	61,227	52,861	▲13.7%	52,495	▲14.3%	51,713	▲15.5%	50,404	▲17.7%	短期目標値まで3.1 ポイントの減量が必要
	g/人日	897	795	▲11.4%	778	▲13.3%	767	▲14.5%	759	▲15.4%	
【参考】 家庭系ごみ※1	t/年	37,497	32,282	▲13.9%	30,480	▲18.7%	30,294	▲19.2%	29,108	▲22.4%	短期目標値まで 6.7ポイントの減量 が必要
	g/人日	549	486	▲11.5%	452	▲17.7%	449	▲18.2%	438	▲20.2%	
【参考】 事業系ごみ	t/年	17,691	17,590	▲0.6%	17,640	▲0.3%	17,065	▲3.5%	17,112	▲3.3%	短期目標値まで2. 9ポイントの減量が必要
	t/日	48.5	48.2	▲0.6%	48.3	▲0.4%	46.8	▲3.5%	46.8	▲3.5%	
【参考】 再生資源化集団回収	t/年	6,039	1,605	▲73.4%	4,375	▲27.6%	4,354	▲27.9%	4,184	▲30.7%	短期目標値まで30 ポイント以上の増加 が必要
	g/人日	88	38	▲56.8%	65	▲26.1%	65	▲26.1%	63	▲28.4%	

※1:再資源化集団回収を含まない。



※家庭系ごみに集団回収量は含まない

図 2 - 15 現行計画目標値（減量化によるごみ量予測結果）と実績

### 3) 第6次計画のごみ減量化目標の設定

第6次計画の目標は、令和6年度の実績値（795 (g/人日)）を基準とし、第5次計画での目標値設定を令和22年度まで延長して設定することとします。

第5次計画での中長期目標である令和17年度の目標値（759 (g/人日)）は、新しい基準年度からは約5%の削減となっていることから、第6次計画の中間目標年度である令和12年度においては、その半分の2.5%以上の削減、さらに最終目標年度の令和22年度までには同様のペースで減少すると見込み、7.5%以上の削減を目標とします。

#### 【ごみ排出量の減量化目標】

令和6年度のごみ排出量実績を基準とし

令和12年度（中間目標年度）： 2.5%以上削減

令和22年度（最終目標年度）： 7.5%以上削減

※ごみ排出量：1人1日当たりの排出量＝（計画収集量+直接搬入量+集団回収量）÷人口÷年間日数

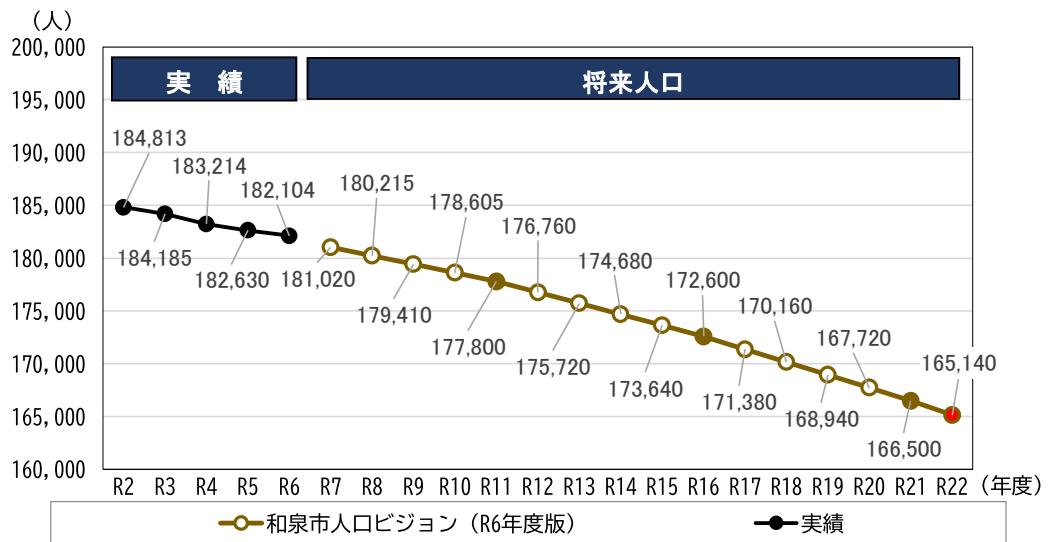
### 第3節 計画収集人口・ごみ量の将来予測

#### 1. 計画収集人口の将来予測

計画収集人口の将来予測結果を図 2-16 に示します。

令和 6 年 7 月に策定した新たな和泉市人口ビジョンにおける推計人口を基に、計画収集人口を予測しました。

令和 22 年度は約 165 千人程度と予測しています。



※各年度は人口ビジョンの将来推計人口を直線補間して算出

図 2-16 計画収集人口の実績及び将来予測結果

#### 2. ごみ排出量の将来予測

##### 1) 推計方法

ごみ排出量の将来推計は図 2-17 に示すように、ごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合（以下「現状のまま推移した場合」という。）のごみ排出量の推計を行い、次に家庭、事業所等におけるごみ排出量の抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量（以下「目標達成した場合」という。）を推計します。

なお、将来予測は「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」に基づき、令和 2 年度～令和 6 年度まで過去 5 年間の排出ごみ量の実績から 1 人 1 日当たりの発生量 (g/人日) を算出し、この実績をトレンド法等を用いて将来推計した上で、将来予測人口を乗じて発生量を予測する方法等としました。ただし、近年ごみの発生量が一般的に減少傾向にあることに留意しました。

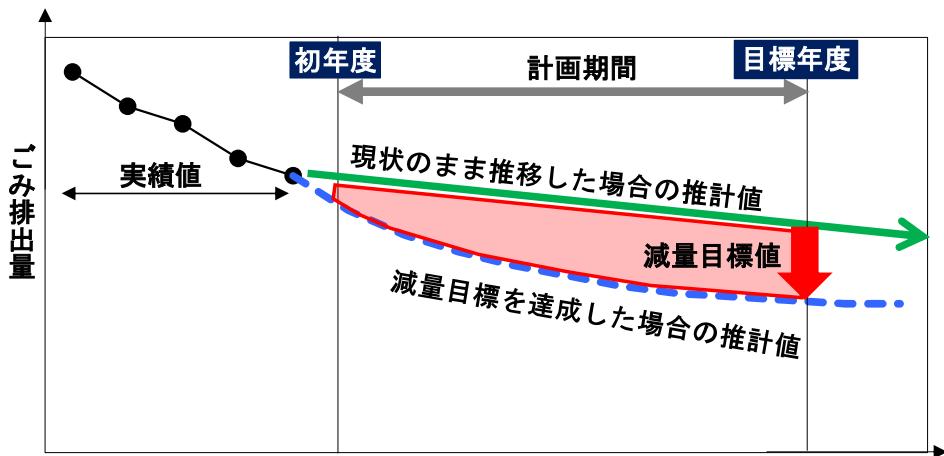
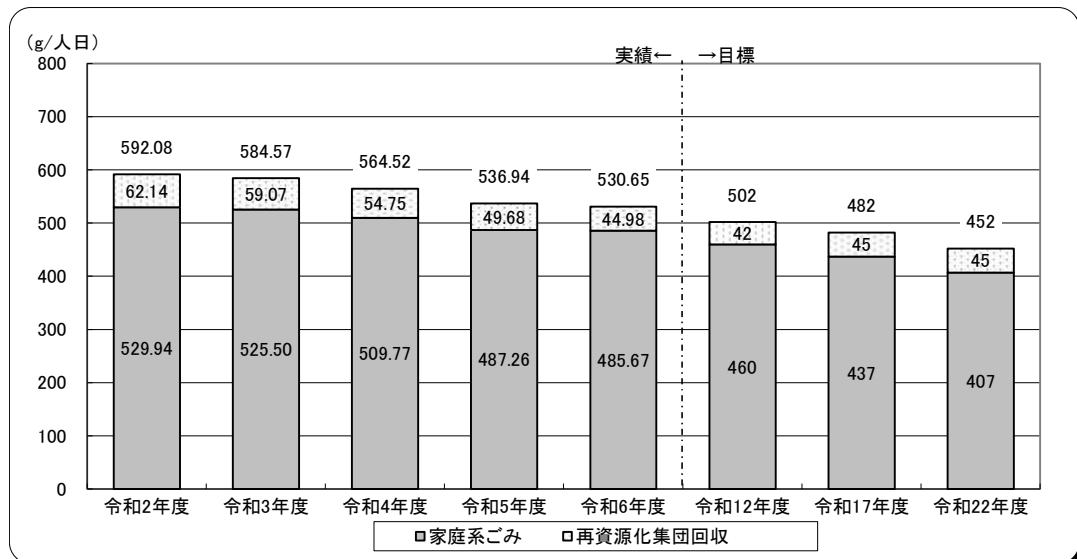


図 2-17 ごみ排出量推計方法のイメージ図

## 2) 家庭系総排出ごみの将来予測

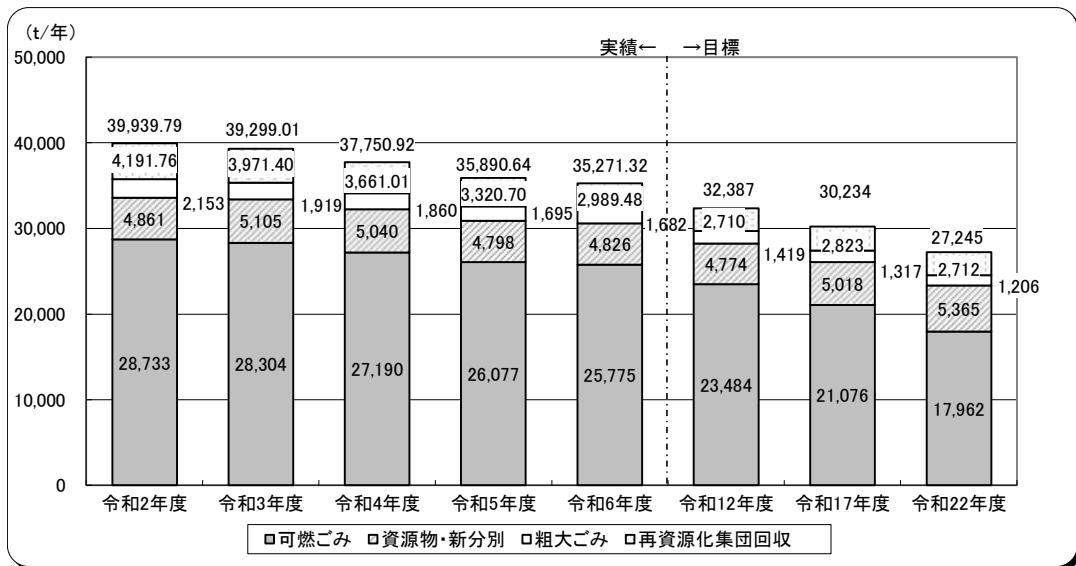
再資源化集団回収量を含めた家庭系総排出ごみ量の将来予測結果を図 2-18 及び図 2-19 に示します。

家庭系総排出ごみの将来予測はごみの種類別に将来推計を行い、その合計量を家庭系総排出ごみ量としました。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

図 2-18 家庭系総排出ごみの 1 人 1 日当たり排出量の実績及び将来予測結果  
(減量目標を達成した場合)



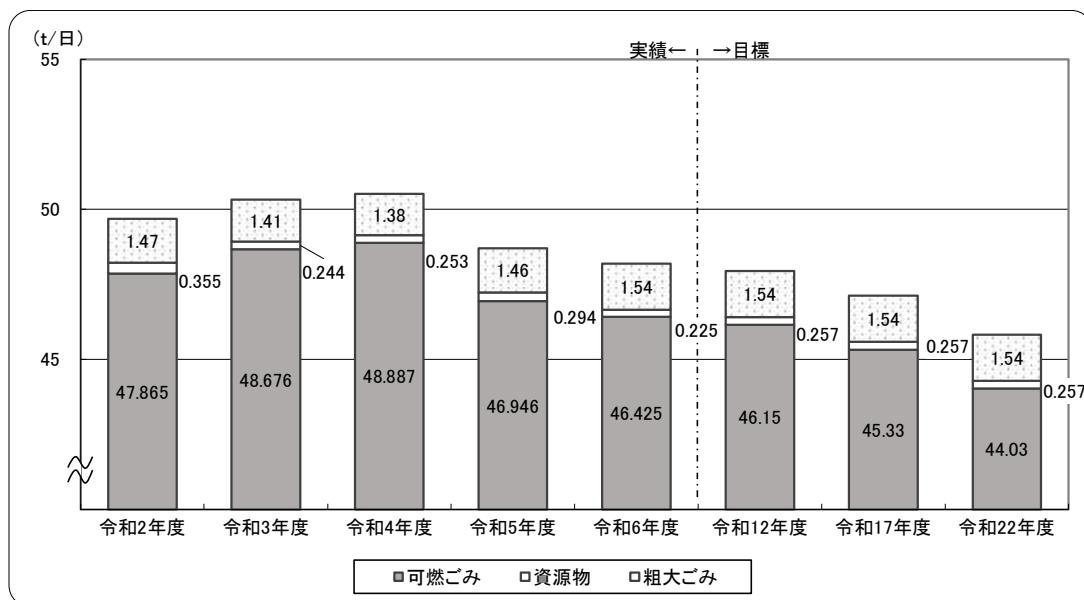
注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

図 2-19 家庭系総排出ごみ排出量の実績及び将来予測結果  
(減量目標を達成した場合)

### 3) 事業系ごみの将来予測

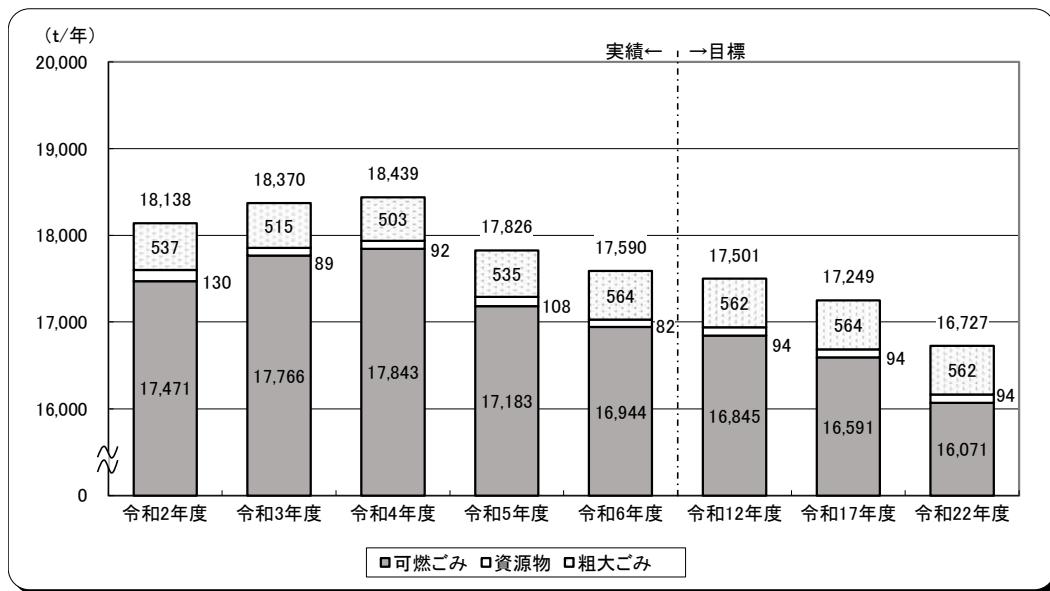
事業系ごみ量の将来予測結果を図 2-20 及び図 2-21 に示します。

事業系総排出ごみの将来予測はごみの種類別に将来推計を行い、その合計量を事業系総排出ごみ量としました。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

図 2-20 事業系ごみ(直接搬入ごみ含む)1日当たり排出量の実績及び将来予測結果  
(減量目標を達成した場合)

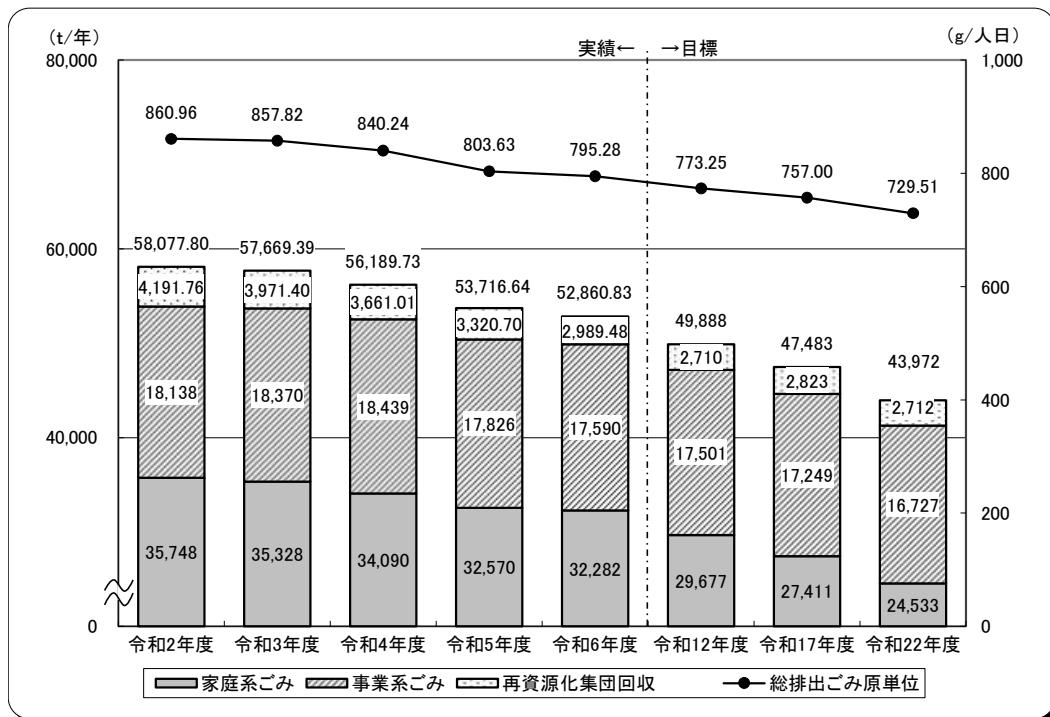


注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

図 2-2-1 事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）量の実績及び将来予測結果  
(減量目標を達成した場合)

#### 4) 計画収集人口・ごみ量の将来予測

計画収集人口・ごみ量の実績及び将来予測結果を図 2-2-2 及び表 2-2-1 に示します。



注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない場合がある。

図 2-2-2 計画収集人口・ごみ量の実績及び将来予測結果  
(減量目標を達成した場合)

表 2-2-1 計画収集人口・ごみ量の将来予測結果（目標達成時）

項目＼年度		実績				将来				中期目標				中期目標		中期目標		長期目標	
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
人口、原単位等	計画収集人口	人	184,813	184,185	183,214	182,630	182,104	181,020	180,215	179,410	178,605	177,300	176,760	171,380	165,140	165,140	165,140	165,140	
	家庭系総排出ごみ原単位	g/人日	592.08	584.57	564.52	536.94	530.65	527	523	516	513	507	502	482	452	452	452	452	
	再資源化集団回収原単位	g/人日	62.14	54.75	49.68	44.98	46	45	44	43	43	42	42	45	45	45	45	45	
	家庭系ごみ原単位	g/人日	529.94	525.5	509.77	487.26	495.67	481	478	472	470	464	460	437	407	407	407	407	
	日常(可燃)ごみ	g/人日	425.35	421.02	406.59	390.12	387.76	385	382	377	374	369	364	336	298	298	298	298	
	資源物	g/人日	39.22	39.1	37.54	35.44	35.16	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
	新分別	g/人日	32.85	36.83	37.82	36.34	37.45	37	37	37	37	38	38	39	45	54	54	54	
	粗大ごみ	g/人日	31.92	28.55	27.82	25.36	25.3	24	24	23	23	22	22	21	20	20	20	20	
	事業系ごみ原単位	t/日	49.69	50.33	50.52	48.7	48.19	48.22	48.21	48.18	48.12	48.05	47.95	47.13	45.83	45.83	45.83	45.83	
	可燃ごみ	t/日	47.85	48.676	48.887	46.946	46.425	46.42	46.41	46.38	46.32	46.25	46.15	45.33	44.03	44.03	44.03	44.03	
総排出ごみ	資源物	t/日	0.355	0.244	0.253	0.294	0.225	0.257	0.257	0.257	0.257	0.257	0.257	0.257	0.257	0.257	0.257	0.257	
	粗大ごみ	t/日	1.47	1.41	1.38	1.46	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54	
	年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	
	家庭系総排出ごみ	t/年	39,939.79	39,299.01	37,750.92	35,890.64	35,271.32	34,821	34,402	33,882	33,442	32,903	32,387	30,234	27,245	27,245	27,245	27,245	
	再資源化集団回収	t/年	4,191.76	3,971.40	3,661.01	3,320.70	2,989.48	3,039	2,960	2,889	2,803	2,791	2,710	2,823	2,712	2,712	2,712	2,712	
	家庭系ごみ	t/年	35,748.03	35,327.61	34,089.91	32,569.94	32,281.84	31,782	31,442	30,993	30,639	30,112	29,677	27,411	24,533	24,533	24,533	24,533	
	日常(可燃)ごみ	t/年	28,733.08	28,303.63	27,189.96	26,076.97	25,774.55	25,438	25,127	24,755	24,381	23,947	23,484	21,076	17,962	17,962	17,962	17,962	
	資源物	t/年	2,645.49	2,628.90	2,510.52	2,398.76	2,336.78	2,313	2,302	2,298	2,282	2,271	2,258	2,195	2,110	2,110	2,110	2,110	
	新分別	t/年	2,216	2,476	2,529	2,429	2,489	2,445	2,434	2,430	2,430	2,477	2,466	2,516	2,823	3,255	3,255	3,255	
	粗大ごみ	t/年	2,153.46	1,919.08	1,860.43	1,695.21	1,681.51	1,536	1,579	1,510	1,499	1,428	1,419	1,317	1,206	1,206	1,206	1,206	
	事業系ごみ	t/年	18,138.01	18,370.38	18,438.81	17,826.00	17,589.51	17,599	17,633	17,633	17,633	17,537	17,501	17,249	16,727	16,727	16,727	16,727	
	可燃ごみ	t/年	17,470.89	17,766.31	17,843.19	17,182.95	16,943.83	16,943	16,940	16,975	16,907	16,881	16,845	16,591	16,071	16,071	16,071	16,071	
	資源物	t/年	129.71	88.99	92.36	107.63	82.06	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	
資源化量	粗大ごみ	t/年	537.41	515.08	503.26	535.42	563.62	562	562	564	562	562	562	564	562	562	562	562	
	排出ごみ(家庭系+事業系)	t/年	53,886.04	53,697.99	52,528.72	50,395.94	49,871.35	49,381	49,038	48,626	48,202	47,649	47,178	44,660	41,260	41,260	41,260	41,260	
	可燃ごみ	t/年	46,203.97	46,069.94	45,033.15	43,259.92	42,718.38	42,381	42,067	41,730	41,288	40,328	40,329	37,667	34,033	34,033	34,033	34,033	
	資源物	t/年	2,775.20	2,717.89	2,602.88	2,476.39	2,418.84	2,407	2,396	2,392	2,376	2,365	2,352	2,289	2,204	2,204	2,204	2,204	
	新分別	t/年	2,216	2,476	2,529	2,429	2,489	2,445	2,434	2,430	2,430	2,477	2,466	2,516	2,823	3,255	3,255	3,255	
	粗大ごみ	t/年	2,690.87	2,434.16	2,363.69	2,230.63	2,245.13	2,148	2,141	2,074	2,061	1,990	1,981	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	
	総排出ごみ	t/年	58,077.80	57,669.39	56,189.73	53,716.64	52,850.83	52,420	51,998	51,515	51,005	50,440	49,838	47,483	43,972	43,972	43,972	43,972	
	総排出ごみ原単位	g/人日	860.96	857.82	840.24	803.63	795.28	793.37	790.5	784.52	782.4	773.23	757	729.51	729.51	729.51	729.51	729.51	
	資源化量	%	12.5	12.2	11.8	11.4	10.8	14.4	14.3	14.2	14.3	14.4	14.4	15.9	17.8	17.8	17.8	17.8	
	再資源化集団回収資源化率	%	7.2	6.9	6.5	6.2	5.7	5.8	5.7	5.6	5.5	5.5	5.4	5.9	6.2	6.2	6.2	6.2	
	排出ごみ資源化率	%	5.3	5.3	5.3	5.2	5.2	8.6	8.6	8.6	8.8	8.8	9	10	11.6	11.6	11.6	11.6	

注) 年間日数は、閏年を考慮している。

四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

### 3. 国・府の将来目標の検証

現状ごみ処理システムを継続し、計画収集人口・ごみ量の将来予測結果のまとめに基づき、国、府の将来目標との検証をします。

#### 1) 国の将来目標（第5次循環基本計画：令和6年8月策定）

第5次循環基本計画及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の目標との比較を表2-2に示します。

表 2-2 第5次循環基本計画等の将来目標との比較

項目	年度 単位	令和4 実績 (基準年度)	令和6 実績 (参考)	令和4 対比	中間目標		国目標値 令和12 令和12 (R4比)	国の方針
		令和12 減量目標	令和4 対比					
計画収集人口	人	183,214	182,104	—	176,760	—		
年間日数	日	365	365	—	365	—		
再資源化集団回収	t/年	3,661	2,989	▲18.36%	2,710	▲25.98%		
	g/人日	55	45	▲18.18%	42	▲23.64%		
家庭系ごみ	t/年	34,090	32,282	▲5.30%	29,677	▲12.95%		
	g/人日	510	486	▲4.71%	460	▲9.80%		
日常(可燃)ごみ	t/年	27,190	25,775	▲5.20%	23,484	▲13.63%		
	g/人日	407	388	▲4.67%	364	▲10.57%		
資源物+新分別	t/年	5,040	4,826	▲4.25%	4,774	▲5.28%		
	g/人日	75	73	▲2.67%	74	▲1.33%		
粗大ごみ	t/年	1,860	1,682	▲9.57%	1,419	▲23.71%		
	g/人日	28	25	▲10.12%	22	▲20.90%		
日常(可燃)ごみ +粗大ごみ	t/年	29,050	27,457	▲5.48%	24,903	▲14.28%		
	g/人日	434	413	▲4.84%	386	▲11.06%	478	
事業系ごみ	t/年	18,439	17,590	▲4.60%	17,501	▲5.09%		
総排出ごみ	t/年	56,190	52,861	▲5.92%	49,888	▲11.22%		約9%削減
	g/人日	840	795	▲5.36%	773	▲7.98%		
焼却量	t/年	47,578	45,211	▲4.97%	42,684	▲10.29%		
	g/人日	711	680	▲4.36%	662	▲6.89%	580	

項目	年度 単位	平成12 実績 (基準年度)	令和6 推計 (参考)	平成12 対比	中間目標		国目標値 令和12 令和12	国目標値 令和12
		令和12年度 減量目標	平成12 対比					
家庭系食品ロス (推定値)	t/年	6,433	3,106	▲51.72%	2,368	▲63.19%	半減	半減

注) 総排出ごみ:有価物集団回収等+家庭系ごみ+事業系ごみ

四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

国目標値:第5次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月)の目標値

国の方針:廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

### (1) 一般廃棄物の排出量（総排出ごみ）

家庭系ごみと事業系ごみを合わせた一般廃棄物の排出量の目標は、令和12年度に令和4年度の実績から9%の削減を目標としています。

本計画の減量目標値達成後の総排出ごみは令和12年度に令和4年度実績の約17%削減と設定しています。

### (2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源、集団回収量を除く）

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和12年度に478gを目標としています。

本計画の減量目標達成後の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の令和12年度の推計値は386gと設定しています。

### (3) 1人1日当たりのごみ焼却量

1人1日当たりのごみ焼却量は令和12年度に580gを目標としています。

本計画におけるごみの減量化、資源化の目標を達成すると仮定した場合の1人1日当たりのごみ焼却量の推計値は662gで目標値に届いていません。

今後もごみの減量に努め、焼却量の削減に努めます。

## 2) 府の将来目標（大阪府資源循環推進計画 令和3年3月）

大阪府資源循環推進計画（令和3年3月）の目標との比較を表2-2-3に示します。ただし、本計画の初年度は令和8年度であることから、令和7年度は計画期間にはあたりません。

表 2-2-3 大阪府の将来目標との比較

項目	年度 単位	令和1 実績 (基準年度)	令和7 推計値	令和1 対比	府目標値 令和7
		令和1 実績 (基準年度)	令和7 推計値		
計画収集人口	人	185,790	181,020	—	
年間日数	日	366	365	—	
再資源化集団回収	t/年	4,594	3,039	▲33.85%	
	g/人日	68	46	▲32.35%	
家庭系ごみ	t/年	32,043	31,782	▲0.81%	
	g/人日	471	481	2.1%	
日常(可燃)ごみ	t/年	28,869	25,438	▲11.88%	
	g/人日	425	385	▲9.41%	
資源物+新分別	t/年	2,487	4,758	91.3%	
	g/人日	37	72	94.6%	
粗大ごみ	t/年	687	1,586	130.9%	
	g/人日	10	24	137.6%	
日常(可燃)ごみ +粗大ごみ	t/年	29,556	27,024	▲8.57%	
	g/人日	435	409	▲5.98%	400g
事業系ごみ	t/年	20,419	17,599	▲13.81%	
	t/年	57,056	52,420	▲8.13%	約11%削減
総排出ごみ	t/年	839	793	▲5.48%	
	g/人日	6,826	5,055	▲25.94%	約16%削減
最終処分量	t/年	100	77	▲23.00%	
	g/人日				

### (1) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源、集団回収量を除く）

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は令和7年度に400gを目指としています。

本計画の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の令和7年度の推計値は409gです。

### (2) 総排出ごみ量

家庭系ごみと事業系ごみを合わせた一般廃棄物の排出量の目標は、令和7年度に令和元年度の実績から11%の削減を目指としています。

本計画の総排出ごみの推計値は令和7年度に令和元年度実績から約8%削減となっています。

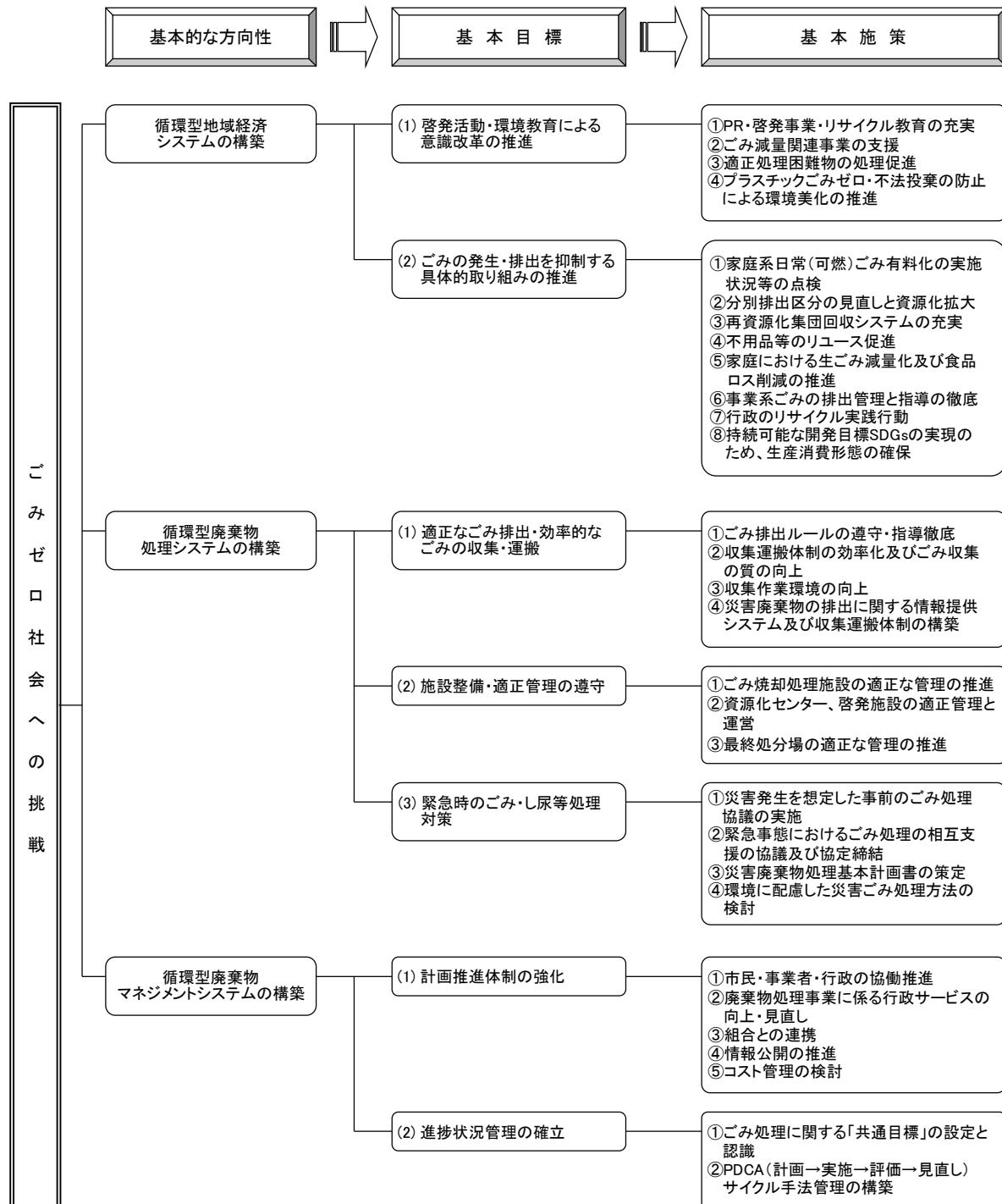
### (3) 最終処分量

最終処分量の目標は、令和7年度に令和元年度の実績から16%削減を目指としています。

本計画の最終処分量の推計値は令和7年度に令和元年度の実績から約26%削減となっています。

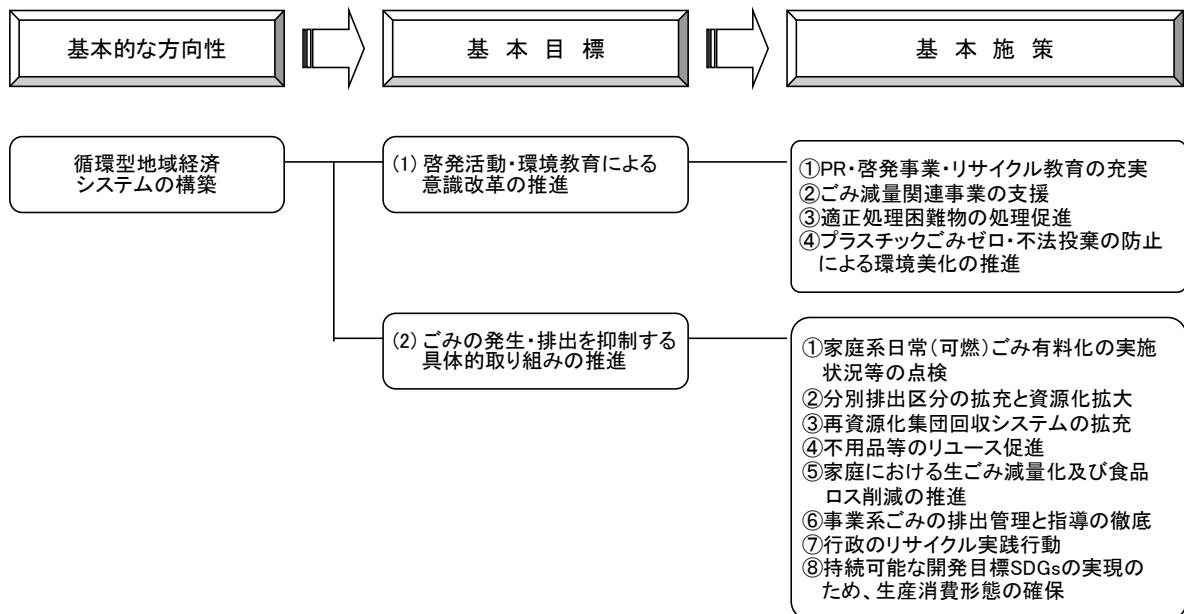
## 第4節 ごみ処理基本計画

基本理念を実現するためのシステム構築に向けて、基本目標に基づき展開すべき基本施策の体系を以下に示します。



## 1. 循環型地域経済システムの構築に向けた基本目標と基本施策

市民・事業者・行政のそれぞれの役割と責任を明確にしつつ、啓発活動や環境教育による意識改革を図るとともに、分別収集強化の検討をはじめとしたごみの発生抑制・排出抑制や併せて実施する新たなごみ減量策などを柱として今後のごみ処理を推進します。



### 1) 啓発活動・環境教育による意識改革の推進

#### (1) PR・啓発事業・リサイクル教育の充実

市民・事業者・行政それぞれの日常的な連携の推進に向けて、ごみ減量、リサイクル推進の意識の定着のために、子どもから大人までの一貫した環境教育を積極的に行い、各種イベント、キャンペーン、施設見学及び講座を実施するとともに、図書等を制作するなど学習・交流の機会を拡充していきます。

さらに、情報化を総合的に進めるとともに、ごみ分別アプリ「さんあ～る」の活用促進、インターネット等を利用したPRやリサイクル等のマグネットパネルの車両への貼付などの啓発にも努めます。

また、市民がごみ処理に対して信頼と安全・安心を実感できるように、ごみ焼却処理施設、最終処分場等の情報も公開していくとともに、事業者に対しても、ごみ減量セミナーや実践事例の情報提供等を充実させていくとともに、事業者と連携した環境教育や広報・啓発の実施に努めます。

#### 【基本的な取り組み】

- 環境教育の推進
- ITを活用した啓発、アプリの活用促進
- ごみ処理・処分施設の情報提供

## (2) ごみ減量関連事業の支援

市民・事業者・各種団体等が環境にやさしい行動を積極的に実践できるよう、ごみ減量やリサイクルに関する情報を提供するとともに、関係者が自主的かつ活発な交流及び情報の発信と交換等を行うことができるシステムづくりを支援します。特に、平成24年4月よりごみの減量を更に進めるためにごみダイエット作戦と称して、「食品ロスの削減」、「生ごみの水切り」、「日常（可燃）ごみに含まれる紙類の資源化」を3本柱で推進していますが、市民が徹底できるよう、引き続き啓発に取り組んでいきます。

### 【基本的な取り組み】

- ごみ減量化・資源化に関する情報発信等システムの構築
- 家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査・研究

## (3) 適正処理困難物の処理促進

組合のごみ処理施設における適正処理が困難な廃棄物を市民に周知するとともに、そのリサイクル及び処理についての販売店引き取り等を含めた適正処理ルートを確立していきます。

近年、流通しているリチウムイオン電池等の処分について、泉北クリーンセンターへの直接搬入のほか、拠点回収を実施するなど処理ルートの拡充に努めます。

### 【基本的な取り組み】

- 適正処理困難物の周知と処理ルートの確立

## (4) プラスチックごみゼロ・不法投棄の防止による環境美化の推進

令和元年10月より「いづみプラスチックごみゼロ宣言」を掲げ、プラスチックごみなどが水路や河川を通じて海に流れ込まないよう地域清掃やボランティア清掃等の活動を支援していますが、市民・事業者とともに一層協働していくよう、引き続き啓発に取り組むとともに、使い捨てプラスチックの使用自粛を呼びかけます。

また、広場、道路等のごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを推進するため、ごみ減量等推進員と連携し、キャンペーン、PR等の啓発事業を実施していきます。

さらに、「環境美化・不法投棄防止」のマグネットパネルを貼付した公用車によるパトロール巡回や業務委託による不法投棄防止監視パトロールの強化などにより、不法投棄や不適正排出を防止し、一層の良好な地域環境の保全に努めています。

### 【基本的な取り組み】

- 使い捨てプラスチック使用自粛の呼びかけ
- 地域清掃活動の支援
- 不法投棄防止の看板設置

- 不法投棄防止監視パトロールの強化
- 職員通報システムの構築

## 2) ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進

### (1) 家庭系日常（可燃）ごみ有料化の実施状況等の点検

平成27年10月から実施している家庭系日常（可燃）ごみ有料化（指定袋制）については、継続して減少傾向が続いているが、さらに、市民への周知徹底を図るとともに、実施状況及びその効果について点検・評価を行い、必要に応じて効果の維持もしくは効果を向上させる対策を検討、実施していきます。

また、実施状況や効果結果を市民に公表することによって、市民の更なる意識改革を図ります。

#### 【基本的な取り組み】

- 有料化の実施状況及び効果についての点検・評価、対策の検討及び公表

### (2) 分別排出区分の見直しと資源化拡大

減量化・資源化を中心としたごみの排出ルールを整備し、拠点回収における資源物回収を実施する等の効果的な排出区分となるよう見直しを行っていきます。なお、国におけるプラスチック製容器包装・製品プラスチックの一括回収・リサイクルに関する動向を注視し、組合及び構成市とともに国の方針に沿った分別のあり方について検討のうえ、分別排出区分の適宜見直しを実施していきます。

#### 【基本的な取り組み】

- 国の方針に合わせた分別排出区分の見直し
- 店頭回収等の回収先拡充

### (3) 再資源化集団回収システムの拡充

町会・自治会、子ども会等が行う再資源化集団回収の支援を継続するとともに、積極的な参加の呼びかけと啓発を推進します。

また、行政回収と集団回収の比率について集団回収の割合を高めていけるよう、集団回収の積極的な利用や未実施地域への呼びかけ等、更なる拡充が必要です。

#### 【基本的な取り組み】

- 再資源化集団回収の啓発・強化
- 行政回収から集団回収への排出移行の誘導
- 集団回収未実施地域への呼びかけ

### (4) 不用品等のリユース促進

おいくらやジモティーとの協定を締結するなど民間のオンラインリユース市場との連携を強化し、幅広い層に向けてリユースの必要性を広報していきます。

#### 【基本的な取り組み】

- 不用品等のリユースの広域化

○幅広い層に向けたリユースに関する広報

**(5) 家庭における生ごみ減量化及び食品ロス削減の推進**

食品ロス削減推進法に基づき、家庭における食品ロスの戦略的な削減について、消費・購入から調理、廃棄の様々な工程における対策について、効果的な情報発信及び啓発、事業者と連携した効果的な広報や環境教育を実施し、一人ひとりの意識の高まりを醸成していきます。併せて、これまでどおり水切りの徹底についての啓発を行い、生ごみ発生の抑制に努めます。

また、生ごみ処理容器は、家庭から排出される生ごみの減量化・資源化のための有効な手段であり、関連情報の提供を積極的に行うとともに購入費補助制度の周知を継続していきます。

**【基本的な取り組み】**

- 食品ロスの戦略的な削減の実施
- 生ごみの水切りの徹底についての啓発
- 生ごみ処理容器購入費補助制度の拡充やPR、啓発の充実

**(6) 事業系ごみの排出管理と指導の徹底**

事業系ごみについては、業種に応じたごみの発生抑制・資源化方法について指導・啓発を行い、事業者責任の確立やごみ減量指導を強化していきます。

また、食品ロス削減推進法に基づき、製造及び外食産業における食品ロスの戦略的な削減を検討し、実施していきます。

**【基本的な取り組み】**

- 事業系ごみ排出実態の把握
- ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成検討
- 事業所向け自主回収の協力要請
- 事業所向け実践事例情報提供
- 事業所向けリサイクルシステム及びリサイクル業者の情報提供
- 「事業系ごみの分け方・出し方」の配布（和泉市版、泉北環境版）
- 多量排出事業者に対する減量の協力要請
  - ・多量排出事業者に対する減量計画書提出の徹底
  - ・廃棄物管理責任者への減量の協力要請
  - ・多量排出事業所の立入調査実施
  - ・優良事業所の表彰制度導入の検討
- 食品ロスの戦略的な削減の実施
- 魚あら（魚腸骨）処分（リサイクル）の府内業者指定によるリサイクル体制の確保

## (7) 行政のリサイクル実践行動

公共施設におけるごみのリサイクルを率先して実施し、併せて学校給食等の食品ロス削減及び生ごみリサイクルや緑のリサイクルの実施を推進していきます。

また、職員の減量リサイクル意識を徹底し、公共施設におけるごみ減量リサイクルに積極的に取り組んでいきます。

### 【基本的な取り組み】

- 職員の減量意識の徹底
- 学校給食等の食品ロス削減及び生ごみリサイクルの実施
- 公園等の剪定枝活用促進の検討

## (8) 持続可能な開発目標 S D G s の実現のため、生産消費形態の確保

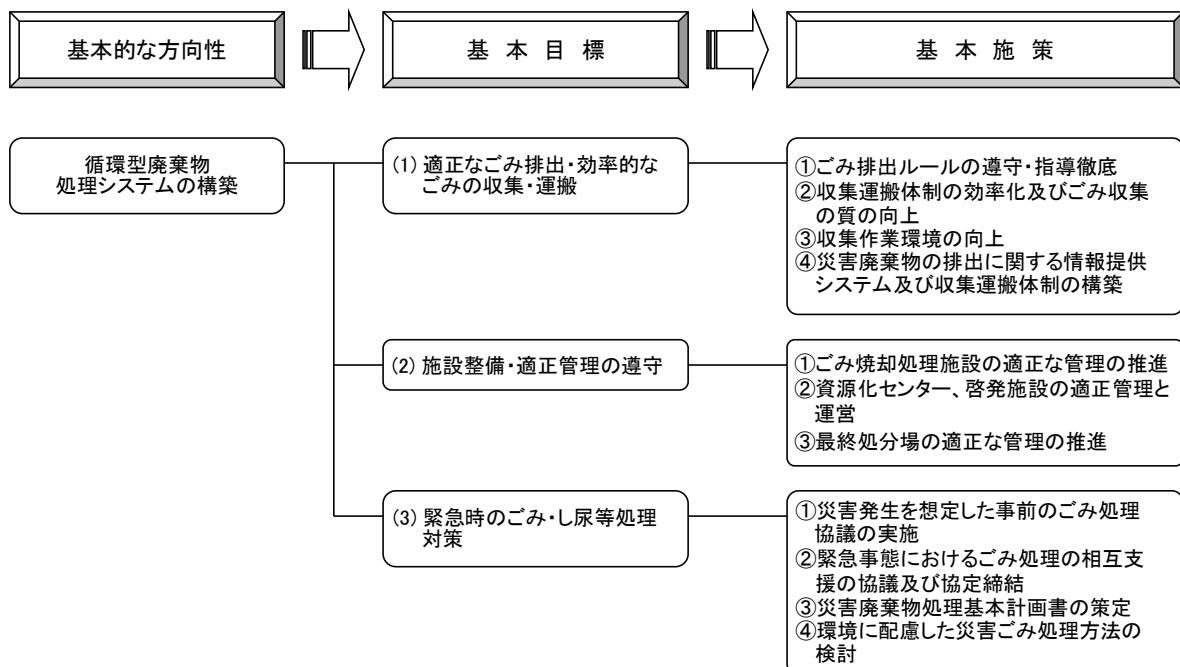
S D G s の目標 1 2 として「つくる責任 つかう責任」が掲げられており、その実現のためには持続可能な生産と消費が求められます。本市のごみ施策においても、S D G s の理念を踏襲し、望ましい生産・消費のあり方やライフスタイルの提言も含めた総合的な取組を推進していきます。

### 【基本的な取り組み】

- 市民・事業者と協働した望ましい生産消費形態の検討

## 2. 循環型廃棄物処理システムの構築に向けた基本目標と基本施策

多様化が求められるごみの適正管理に対応するために、ごみの排出方法の改善及び効率的なごみの収集・運搬体制の確立を図るとともに、適正なごみ処理施設等の整備や、緊急時のごみ処理対策などを柱として、今後のごみ処理を推進します。



## 1) 適正なごみ排出・効率的なごみの収集・運搬

### (1) ごみ排出ルールの遵守・指導徹底

ごみ集積所の清潔保持と管理強化を図るため、ごみ減量等推進員の協力を得ながら、ごみの排出ルールの遵守・指導及び不法投棄防止対策を行っていきます。

#### 【基本的な取り組み】

- 「和泉市ごみ分別辞典」（3年保存版）によるごみの分け方・出し方（電子書籍版の配信及び紙版の配布）の周知徹底の継続
- 出前講座によるごみの分け方・出し方の周知徹底の充実
- ごみ減量等推進員と連携した地域への周知徹底
- 未分別ごみへの警告シールの貼付
- 未分別ごみの多いマンション等に対するごみの分け方・出し方の指導

### (2) 収集運搬体制の効率化及びごみ収集の質の向上

今後の収集品目の拡充・変更や、収集経路やごみの排出者の利便性等を勘案し、収集運搬体制の効率化を図っていきます。

また、収集の質の向上と効率化に努めるとともに、高齢化社会に対応したごみ収集について、福祉部門、町会・自治会、市民ボランティア団体等と連携しつつ、ごみ出し困難者への積極的な支援について検討していきます。

#### 【基本的な取り組み】

- リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立
- 福祉部門や町会・自治会等ボランティアとの連携
- ごみ出し困難者支援のための収集体制の充実

### (3) 収集作業環境の向上

収集作業の安全性や効率性を高め、良好な作業環境の確保と分別排出の徹底を図るため、職員研修等を実施していきます。

また、ごみ収集運搬車両の機能強化と適正な運行管理を継続するとともに、低公害車等の導入を検討します。

#### 【基本的な取り組み】

- 交通安全や感染症対策に関する研修等の実施と職員の意識向上
- 分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保
- 環境に配慮した収集機材（車両など）の導入

### (4) 災害廃棄物の排出に関する情報提供システム及び収集運搬体制の構築

令和4年3月に策定した災害廃棄物処理基本計画に基づき、市域における強い地震や風水害等の大規模災害の発生に備え、災害時にも適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行うため、情報提供システム及び収集運搬体制を構築します。

## 2) 施設整備・適正管理の遵守（組合）

### （1）ごみ焼却処理施設の適正な管理の推進

ごみ焼却処理施設の維持管理の徹底と周辺環境に配慮した運転管理を継続しつつ、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用（廃棄物発電事業）も継続的に進めています。

また、老朽化が進むごみ焼却処理施設の大規模な改良事業（基幹的設備改良事業）を令和4～5年度の2か年で延命化工事を実施しています。今後は令和16年度の供用開始を目指し、新施設の整備に向けた更新事業を進めることになりますが、新施設の稼働まで引き続き維持管理及び運転管理に注意を払っていきます。

#### 【基本的な取り組み】

- ごみ焼却処理施設の維持管理の徹底
- エネルギーの有効活用及び周辺の環境に配慮したごみ焼却処理施設の運転管理
- 組合と組合構成3市の協力によりごみ焼却処理施設の延命化を図る。

### （2）資源化センター、啓発施設の適正管理と運営

平成28年4月供用開始の資源化センターについては、効率的な資源回収を行うための維持管理の徹底と周辺環境に配慮した運転管理を継続します。

また、資源化処理を行うプラスチック製容器包装と製品プラスチック廃棄物については、将来的には合わせて分別基準適合物として指定法人への再商品化を委託するとともに、他の容器包装についても指定法人ルートによる再商品化を検討していきます。さらに、泉北リユース館における啓発機能の充実を図ります。

#### 【基本的な取り組み】

- 効率的な資源回収を行うための管理・運営の徹底
- プラスチック製容器包装及び製品プラスチック廃棄物等の指定法人ルートによる再商品化の検討
- 市民が積極的に利用できる啓発機能の充実

### （3）最終処分場の適正な管理の推進

組合では、松尾寺山最終処分場の水質検査等を定期的に実施し、結果を公表し、適正な維持管理を行います。

#### 【基本的な取り組み】

- 松尾寺山最終処分場施設の延命化
- ごみ減量化・資源化による最終処分量の削減

### 3) 緊急時のごみ・し尿等処理対策

#### (1) 災害発生を想定した事前のごみ処理協議の実施

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかのように、大地震による災害は被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が大きい。がれき等の廃棄物の発生量が大量であるほか、交通の途絶等に伴いごみ・し尿等についても平常時の収集・処理を行うことが困難になります。

また、集中豪雨や台風等により大規模な水害が発生した場合、一時的に大量のごみ・し尿等が発生し、さらに道路の通行不能等によって、平常時と同様の収集・運搬処理では困難となります。

本市及び組合は、大阪府泉州地域の各市町等と「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」を締結しており、災害発生時や施設事故等に対し、一般廃棄物（ごみ）処理に係る総合的な相互支援を図ります。さらに、起こりうる災害に備え、令和3年度には最新情報を盛り込んだ「災害廃棄物処理基本計画書」を策定しており、「和泉市国土強靭化地域計画」（令和3年度～令和13年度）と整合を図りながら実効性のあるものにします。

加えて、感染症等の蔓延時における廃棄物対策について、平時から周知を行います。

##### 【基本的な取り組み】

- 危機管理所管との協議
- 災害時及び感染症等の蔓延時における対策及び職員研修の実施の検討

#### (2) 緊急事態におけるごみ処理の相互支援の協議及び協定締結

他の自治体や処理業者、関係諸団体との総合的な相互支援体制を推進するため協議や協定締結を継続するとともに、ごみ・し尿等処理施設の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などのごみ・し尿等に係る緊急時の対策と整備を行っていきます。

##### 【基本的な取り組み】

- 自治体、処理業者、関連諸団体等との相互支援体制の維持
- 広域的連携の強化
- 廃棄物処理施設の防災体制の整備

#### (3) 災害廃棄物処理基本計画書の策定

「和泉市地域防災計画」（平成27年4月策定）に基づき、災害発生時のごみ・し尿等処理の指針となる「災害廃棄物処理基本計画書」を策定しており、これに基づき災害発生時に的確かつ迅速な対応を図っていきます。

##### 【基本的な取り組み】

- 周辺自治体との連携強化
- 震災等災害時の相互応援・支援体制の拡充

#### (4) 環境に配慮した災害ごみ処理方法の検討

市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現するため、災害廃棄物の撤去や処理等の方法について最新情報や優良事例を調査・研究します。

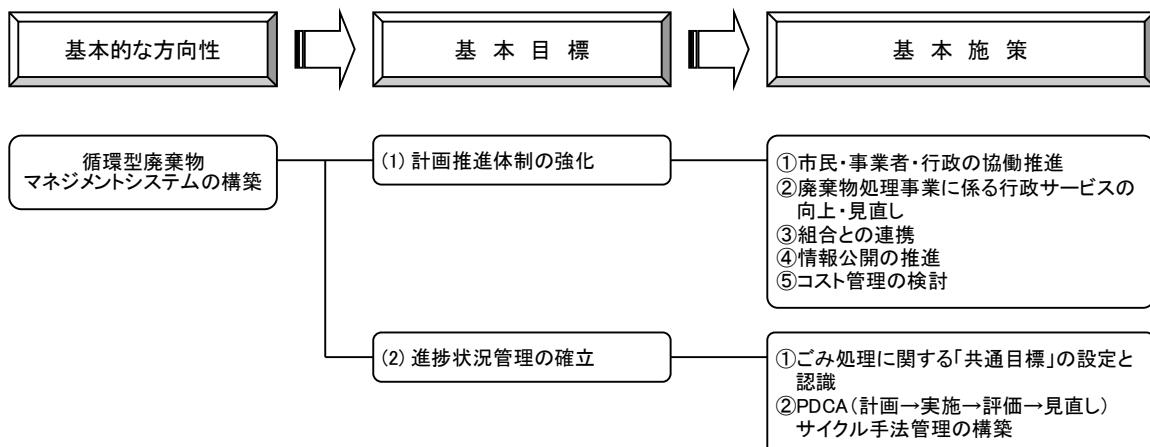
また、災害廃棄物の一時集積場所候補地をリスト化し、平時から用地確保を行っていきます。

##### 【基本的な取り組み】

- 環境に配慮した災害廃棄物の処理方法の検討
- 災害廃棄物の一時集積場所の検討、確保

### 3. 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築に向けた基本目標と基本施策

本計画の推進体制の強化を図るとともに、各施策の進捗状況管理の確立等を柱とする循環型廃棄物マネジメントシステムの構築を推進します。



#### 1) 計画推進体制の強化

##### (1) 市民・事業者・行政の協働推進

循環型社会を構築していくための市民・事業者・行政の相互の連携・協働を強化し、ごみ処理事業の計画的な推進を図ります。

##### 【基本的な取り組み】

- 市民・事業者・行政の共通的な役割
  - ・協働とパートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり
  - ・減量計画（アクションプログラム）の作成検討
  - ・ごみ減量等推進員等と連携した減量計画に基づく実践行動

## ○市民の役割

### 《リデュース》

- ◆ごみ排出者としてごみの発生抑制に対する努力
- ◆食品ロスの削減と生ごみの発生抑制・減量
  - ・食品は、計画的に購入・調理し、使い切る。
  - ・家庭内での食事や外食時において食べ残しをしない。
  - ・水切りを徹底する。
- ◆容器包装の使用自粛
  - ・簡易包装の依頼、マイバッグ等の持参
  - ・バラ売り商品の購入
  - ・詰替え商品の購入
- ◆マイボトルの持ち歩きによるペットボトルごみの削減
- ◆使い捨てプラスチックの使用自粛
- ◆修理・修繕サービスの活用による製品の長期使用
- ◆「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視

### 《リユース》

- ◆フリーマーケットやリサイクルショップの活用
- ◆裏紙をメモ用紙に利用
- ◆繰り返し使えるリターナブル容器を選択

### 《リサイクル》

- ◆分別排出の徹底
- ◆地域の集団回収の活用や店頭回収への協力
- ◆生ごみ処理容器を利用
- ◆リサイクル製品の購入
- ◆環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践

## ○事業者の役割

- ・ライフサイクルアセスメントをはじめとする環境マネジメントの実践
- ・事業活動や製品に関する環境情報の開示
- ・修理・修繕の可能な製品・サービスの提供
- ・素材産業と加工組立産業の連携等、業種間の連携による取り組み
- ・環境負荷の低減に配慮した製品の設計・製造・販売
- ・食品の製造、加工、販売過程における食品ロス対策
- ・大阪府内市町村魚あら適正処理促進連絡会議と連携した魚あらの適正処理及びリサイクルの実施
- ・環境への負荷の少ない製品の購入及び事業活動における使用
- ・製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施
- ・行政と協力した、消費者に向けた環境教育の実施

## 【業種別の取り組みチェックシート】

取り組み\業種別	事務所	店舗	飲食店	旅館その他宿泊施設	金融・保険施設	学校	劇場・娯楽施設	工場	倉庫施設	保健・福祉施設	病院施設	その他施設
1. 従業員に訓示、教育、研修などを実施するとともに、分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図る。												
2. 内部文書・事務の見直し等によりペーパーレス化を進める。												
3. 再生紙やトイレットペーパー等の再生品の購入を進める。												
4. 裏面が白紙のOA用紙、広告紙の裏面を活用する。												
5. 段ボール、新聞、雑誌等は資源回収業者へ引き渡す。												
6. 個々のごみ箱を撤去し、ごみを出さない意識を定着させる。												
7. 事務机やロッカーなどは補修、再利用を促進するとともに、社内リサイクルについても積極的に取り組む。												
8. 使い捨て容器や食べ残しなどの弁当くずを減らす。												
9. 従業員食堂、給食、レストラン等でのメニューを工夫し、食べ残しを減らす。												
10. 事務部門でOA用紙の使用を抑制する。												
11. チラシなどには積極的に再生紙を使う。												
12. 食材や物品の仕入れを繰り返し使える箱(通い箱)にする。												
13. びん、かん、ペットボトルなどは納入業者による引き取りを促す。												
14. トイレでのペーパータオルの使用をやめる。												
15. 生ごみを排出する際は、十分に水切りを行い、量を減らす。												
16. 生ごみは業務用生ごみ処理機の活用などにより減量化・堆肥化を行う。												
17. 在庫管理を徹底し、売れ残りを減らす。												
18. 年齢層に応じたメニューを用意するなど、食べ残しを減らす工夫をする。												
19. 廉食用油の分別排出、再資源化を進める。												
20. 食品納入業者に容器の引き取りを促す。												
21. 割り箸など使い捨て品の利用を減らす。												
22. 箸袋の簡素化や省略化を進める。												
23. 小サイズ包装の砂糖、調味料等の使用を控える。												
24. 紙製おしごりを布製にかえる。												
25. 新聞、雑誌等は購買内容の見直しを行う。												
26. 食堂での箸は再使用可能なもののへの切り替えを進める。												
27. 商品管理を徹底し、パレット、梱包材などの木くずを少なくする。												
28. 木くずの堆肥化を進める。												
29. 裸売りや量り売り等を導入する。												
30. シャンプー等詰め替え製品を積極的に販売する。												
31. 簡易包装、再生品・環境にやさしい商品の販売を推進する。												
32. レジ袋有料化と運動し、消費者へ買い物袋の持参を呼びかける。												
33. 簡易包装を推進し、過剰包装はやめる。												
34. 商品の故障修理の相談に応じる体制をつくる。												
35. 販売した包装容器の回収、買い替え時の不用品の引き取りを積極的に行う。												
36. 紙パック、食品トレイ等の店頭回収を行う。												
37. 児童、生徒に対してごみの減量化・資源化の教育を実施する。												
38. できる限り再生品やリサイクルしやすいものを使う。												

## ○行政の役割

- ・ごみ処理行政の着実な実施とごみ減量等推進審議会の運営
- ・分別収集の実施、市民への周知
- ・市民の参加意識を高めるための、ごみダイエット作戦やいづみプラスチックごみゼロ宣言のわかりやすく取り組みやすい情報発信及び普及啓発
- ・違法な処理・処分に的確に対応する指導体制の強化
- ・自らの活動に伴う環境保全対策の実施
- ・公共事業をはじめとする公共的物資について、環境に配慮した製品やサービスを積極的に採用する等の配慮

## (2) 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上・見直し

本市のごみに関する施策の効果や課題・留意点等の確認・検討等を行い、住民に対する廃棄物行政サービスの点検を実施するため、ごみに係る住民意向調査の検討を行っていきます。

### 【基本的な取り組み】

- ごみ処理に関する市民意識アンケート調査の検討

## (3) 組合との連携

本市のごみ処理は、組合で中間処理・最終処分を行っています。

のことから、組合との連携・協力を積極的かつ計画的に取り組んでいきます。

### 【基本的な取り組み】

- 組合との連携・協力

## (4) 情報公開の推進

本市のごみ量やごみ処理経費、組合施設の稼働状況、環境測定結果等に関する情報について、広報紙及び市のホームページなどにより情報公開を行っています。

また、ごみ減量等推進審議会や市民への情報公開を積極的に行い、計画推進に対する意見を広く求めていきます。

### 【基本的な取り組み】

- 情報の提供と広範な意見募集活動の継続

## (5) コスト管理の検討

計画的・効果的に各種の施策の展開を進めるためには、経営的視点から事前事後の評価を行う必要があります。

また、市民や事業者にとっての利便性や環境負荷、経費等の管理指標を含めた調査を行い、廃棄物会計を用いる等コスト管理の研究と検討に努めていきます。

### 【基本的な取り組み】

- 廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査・研究

## 2) 進捗状況管理の確立

### (1) ごみ処理に関する「共通目標」の設定と認識

市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみ処理や資源循環に関する「共通目標」を設定し認識を深めることで、循環型社会の構築に向けた相互の意識の高揚に努めていきます。

#### 【基本的な取り組み】

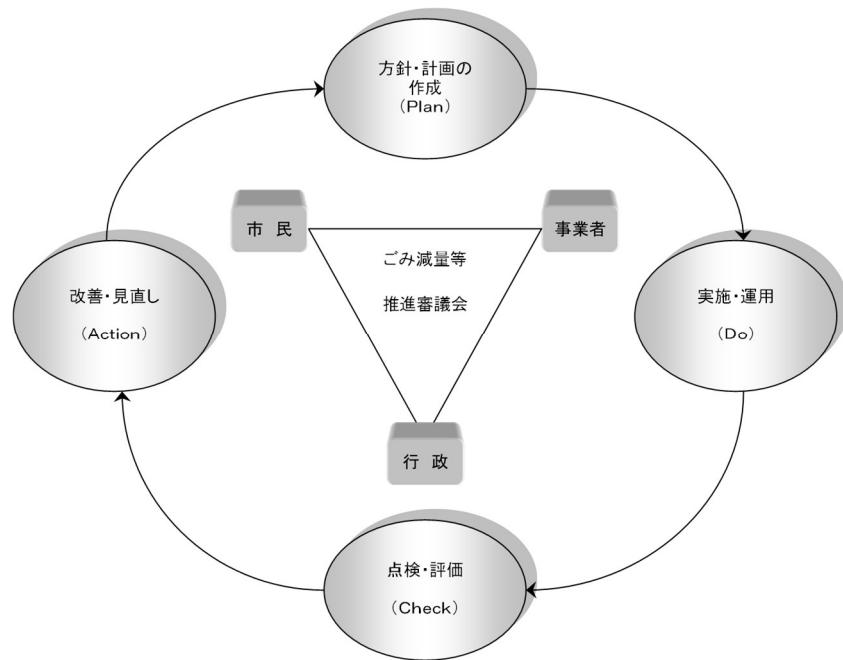
- ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知

### (2) P D C A (計画→実施→評価→見直し) サイクル手法管理の構築

本市のごみ処理に対する基本の方針や計画と、循環型社会の構築に向けた共通目標の達成状況や各施策の進行状況を把握し、課題等を明らかにしながら、本計画の各施策の見直しに反映するための、更なる方針・計画の作成に向けたP D C A サイクル手法管理の構築に努めていきます。

#### 【基本的な取り組み】

- P D C A サイクル手法管理の導入に向けた調査・研究



※P D C A (Plan—Do—Check—Action) サイクルとは、①方針・計画の作成(Plan)、②その実施と運用(Do)、③点検(Check)、④改善・見直し(Action)という手順を繰り返し、サイクルを重ねることにより、目的及び目標を着実に達成していくとともに、より高い目的や目標の実現に向けてステップアップしていくシステムのことである。

図 2-2-3 P D C A サイクル手法管理のイメージ

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理基本計画について

#### 1. 計画策定について

生活排水処理基本計画は「廃棄物処理法」第6条の規定、「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年10月）に基づき策定するとともに、本市が長期的・総合的視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

一方、本市は、「水質汚濁防止法」第14条の8の規定に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されており、同法第14条の9の規定に基づき「第2次和泉市生活排水対策推進計画 令和6年6月一部改訂」を策定しています。

どちらの計画も生活排水による公共用水域の汚染を防ぐための計画であり、生活排水処理計画が市町村の生活排水処理施設の整備や維持管理に関する長期的な方針を定める計画であるのに対し、生活排水対策推進計画は生活排水処理基本計画の方針に基づいて生活排水による汚染を総合的に減らすための具体的な対策を定める計画で、両計画は相互に連携しながら、生活排水による汚濁を効果的に減らす事を目指します。

なお、下水道全体計画区域内であっても、下水道整備に期間を要する区域では、個人が合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助する浄化槽設置整備事業により、生活排水処理の適正化を図っています。

以上のことから本計画は「生活排水対策推進計画」を兼ねて策定するものです。

本市の主要な生活排水処理施設である公共下水道については、昭和40年代から泉北環境整備施設組合により高石処理区を整備し、昭和60年度より流域下水道の進捗に合わせ公共下水道事業に着手しました。その後、平成25年度からは市街化調整区域についても事業を開始し整備を推進しています。

また、平成26年4月には高石処理区を流域関連公共下水道に統合しました。

平成27年4月から下水道全体計画区域外において、市が主体となって高度処理型合併処理浄化槽の設置及び維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業（令和2年度からは浄化槽法の改正により公共浄化槽等整備推進事業）により早期に生活排水処理の適正化を図っています。

今後も引き続き生活排水処理の推進のために、地域特性に応じて公共下水道、合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、一般家庭・事業者等の生活排水に対する関心を高め、水環境保全の重要性について一層の啓発をしていきます。

## 2. 計画の基本的な考え方

### 1) 自然環境の負荷の低減

生活排水の処理は下水道による処理を基本としており、下水道事業計画区域における公共下水道の整備、普及を図っていきます。

下水道事業計画区域外では、合併処理浄化槽の普及・促進により、生活排水処理を進めています。

### 2) 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿処理施設に搬入されるし尿や浄化槽汚泥の量や質に変化がみられます。これらの変化に対応して適正な処理が行われるよう維持管理の徹底を実施するとともに、設備の整備を実施し、施設の延命化を図っていきます。

災害時の収集・運搬等体制については、より高い実効性のあるものにするため本市の「災害廃棄物処理計画」に盛り込み、必要に応じて見直しを行います。

### 3) 生活排水対策として啓発活動の積極的な推進

生活排水対策として、公共下水道などの生活排水処理施設の整備を推進し適正な処理を行うと共に、各家庭でもできる生活排水対策について、地域住民の理解と協力のもとに、その意識を高める啓発活動・実践活動を積極的に推進していきます。

#### 目標 1 汚れた水をきれいにする

#### 目標 2 汚れた水の発生を少なくする

## 第2節 水環境の概況

### 1. 河川等の汚濁の状況

#### 1) 河川水質の現状

本市を流れる主要な河川は槇尾川、松尾川、父鬼川及び東槇尾川があり、それぞれ和泉山脈を源流として市内をほぼ南北に縦断して流れています。

槇尾川は上流にて父鬼川と東槇尾川が合流し、市内を流れ下流にて牛滝川と合流して大津川となり大阪湾へ注いでいます。一方、松尾川は市内の西部を流れ下流にて牛滝川に合流しています。(図 3-1)

本市の河川水質の現況は、市内河川の7地点における代表的な水の汚れの指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)<sup>※1</sup>の経年変化の推移によると、水質は概ね横ばいからやや改善傾向で推移しています。(表 3-1、図 3-2)

また、BODに係る環境基準達成状況から判断すると、山間部の上流域では同基準の達成率が高いものの、中・下流域においては居住人口の増加や河川の保水力の低下により、主として生活排水などの影響を受けて、次第に水質が悪化し、同基準の達成率が低くなっています。(表 3-2)

※1 BOD(生物化学的酸素要求量)：BODとは、水中に含まれている有機物が微生物によって好気的に分解されるときに必要な酸素量をmg/Lで表した値であり、河川の水質指標として用いられます。この値が高いほど有機物などが多く含まれており、汚濁度が高いことを示しています。

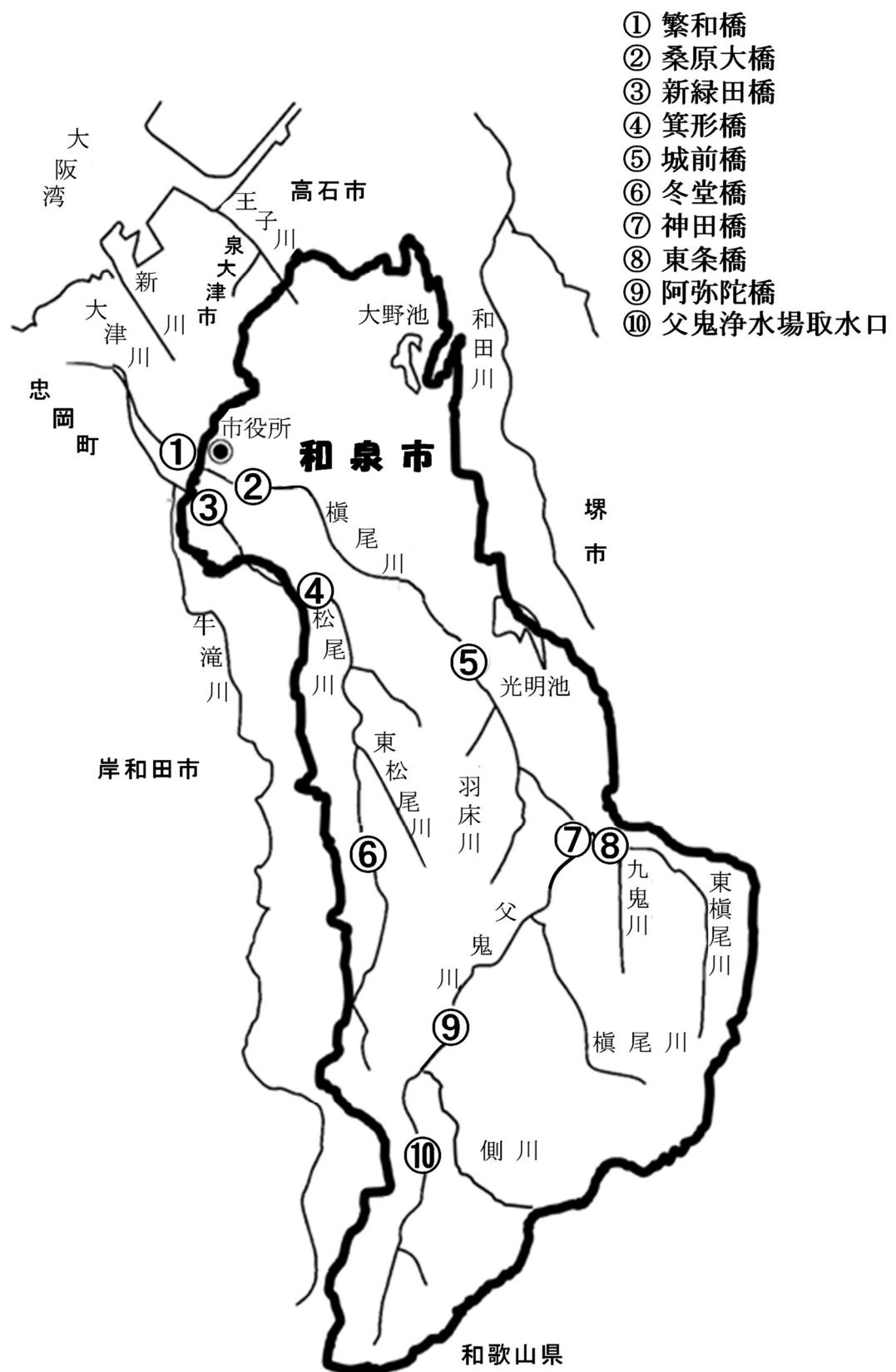


図 3-1 和泉市周辺のおもな河川と水質測定地点

表 3-1 市内河川水質のBOD年平均値の推移

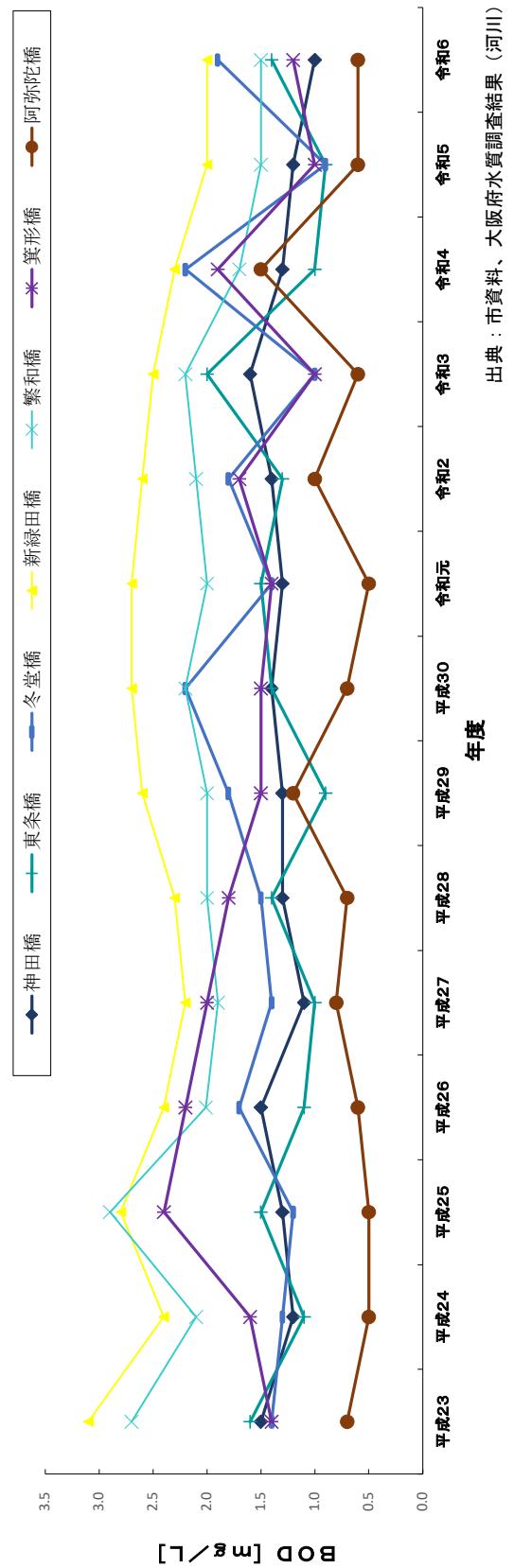


図 3-2 市内河川水質のBOD年平均値の推移

出典：市資料、大阪府水質調査結果（河川）

表 3-2 BODに係る環境基準達成状況（令和6年度）

河川名	調査地点	類型 <sup>※1</sup>	BOD基準値	平均値 (mg/L)	75%値 <sup>※2</sup> (mg/L)	m/n <sup>※3</sup>	評価 <sup>※4</sup>	調査機関
父鬼川	父鬼浄水場取水口	A	2 mg/L 以下	0.6	0.8	0/8	○	和泉市 (水道施設室)
	阿弥陀橋			0.6	0.7	0/4	○	和泉市 (環境政策室)
	神田橋			1.0	1.0	1/12	○	大阪府
槇尾川	城前橋	B	3 mg/L 以下	0.8	0.8	0/4	○	和泉市 (環境政策室)
	桑原大橋			1.4	1.5	0/4	○	和泉市 (環境政策室)
	繁和橋			1.5	2.1	0/12	○	大阪府
松尾川	冬堂橋	B	3 mg/L 以下	1.9	1.8	0/4	○	和泉市 (環境政策室)
	箕形橋			1.2	1.7	0/4	○	和泉市 (環境政策室)
	新緑田橋			2.0	2.2	2/12	○	大阪府

(※1) 類型：利水目的に応じ、水域を区切って A A、A、B、C、D、E の 6 つの類型を設けている。各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準値が具体的に示される。

(※2) 75%値：日間平均値の年間の 75% 値（データ数 4 の場合、小さい方から 3 番目の値）

(※3) n : 総検体数 m : 環境基準未達成の検体数

(※4) 評価：環境基準の達成状況（75%値で評価：年間を通じて日平均値が環境基準を満足する割合が 75% 以上の場合をいう。）

出典：市資料、大阪府水質調査結果（河川）

類型	利用目的の適応性	BODの基準値
A A	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	1 mg/L 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	2 mg/L 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	3 mg/L 以下
C	水道 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	5 mg/L 以下
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	8 mg/L 以下
E	工業用水 3 級、環境保全	10 mg/L 以下

（備考）

1. 基準値は、日間平均値とする
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
4. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$  一中腐水性水域の水産生物用
5. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
6. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

### 第3節 生活排水処理の現状

#### 1. 現状生活排水処理システム

##### 1) 現状生活排水処理フロー

現状生活排水処理フローを図 3-3 に示します。

一般家庭や事業所等で発生した生活雑排水<sup>※1</sup>及びし尿は、下水道処理、合併処理浄化槽で処理され放流されています。一方、単独処理浄化槽やし尿汲み取りの場合は、し尿は処理されていますが、生活雑排水が未処理のまま放流されています。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生した汚泥及びし尿汲み取りのし尿は、第1事業所のし尿処理場にて適正に処理しています。

※1 生活雑排水：生活雑排水とは、炊事、洗濯、入浴など日常生活に伴って排出される生活排水から、し尿（トイレ汚水）を除いたものをいいます。

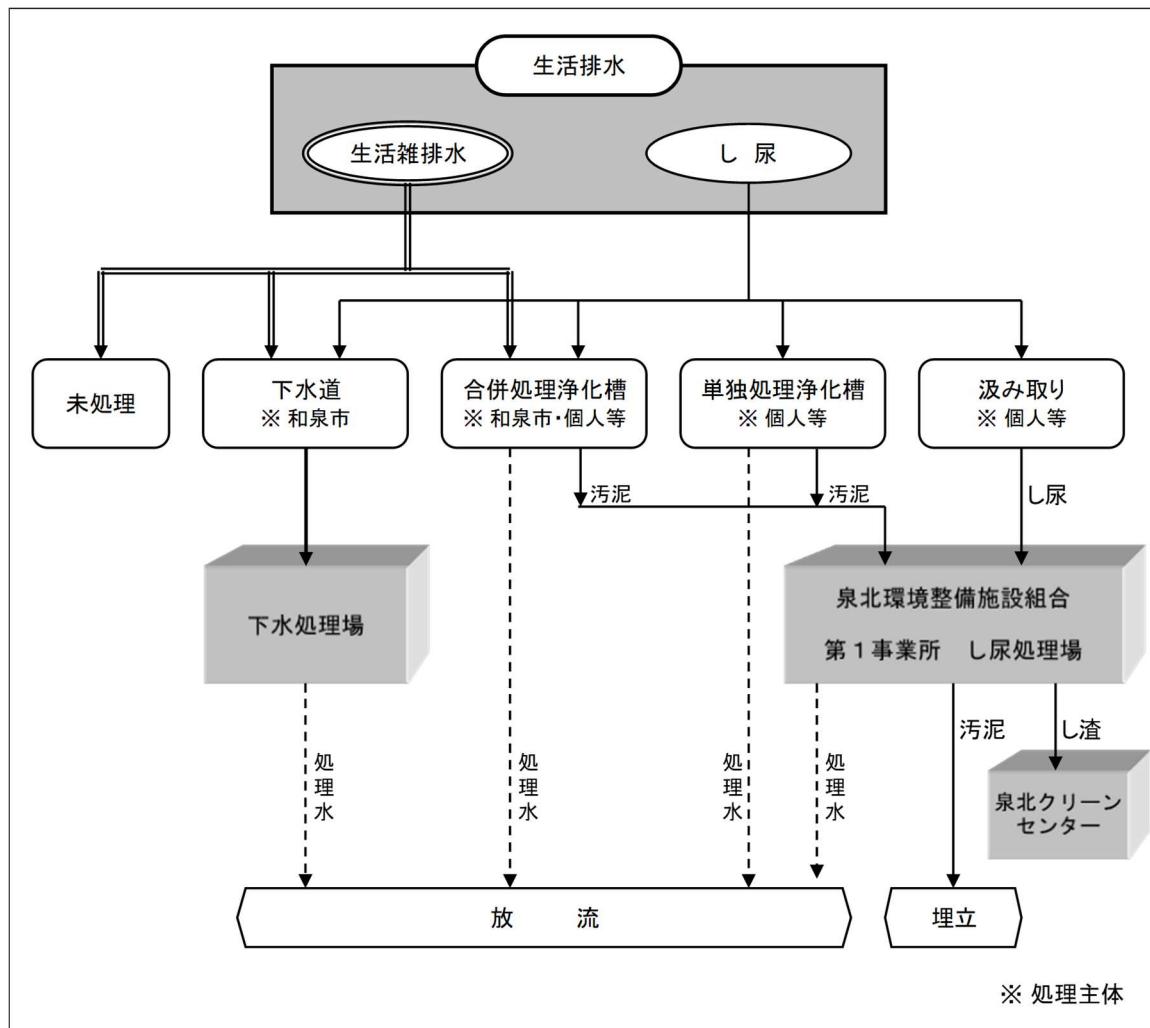


図 3-3 現状生活排水処理フロー

## 2) 生活排水排出システム

### (1) 生活排水処理人口

生活排水処理形態別人口の実績推移を表 3-3、図 3-4 に示します。

本市は、主に公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を進めています。令和6年度末では、計画処理区域内人口 182,104 人の内、生活排水の適正処理を行っている人口は 160,644 人であり、生活排水適正処理率は 88.2% ((水洗化・生活雑排水処理人口) / 計画処理区域内人口 × 100) に達しています。

表 3-3 生活排水処理形態別人口の実績推移

項目＼年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
計画処理区域内人口	184,813	184,185	183,214	182,630	182,104
水洗化・生活雑排水処理人口	161,259	161,222	160,914	160,764	160,644
下水道水洗化人口	148,036	147,994	147,894	147,867	147,660
合併処理浄化槽人口	13,223	13,228	13,020	12,897	12,984
うち国交付金設置人口	3,205	3,212	3,195	3,168	3,136
単独処理浄化槽人口	14,989	14,768	14,533	14,422	14,283
非水洗化人口	8,565	8,195	7,767	7,444	7,177
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水適正処理率	87.3%	87.5%	87.8%	88.0%	88.2%

注) 生活排水適正処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

資料: 市データ

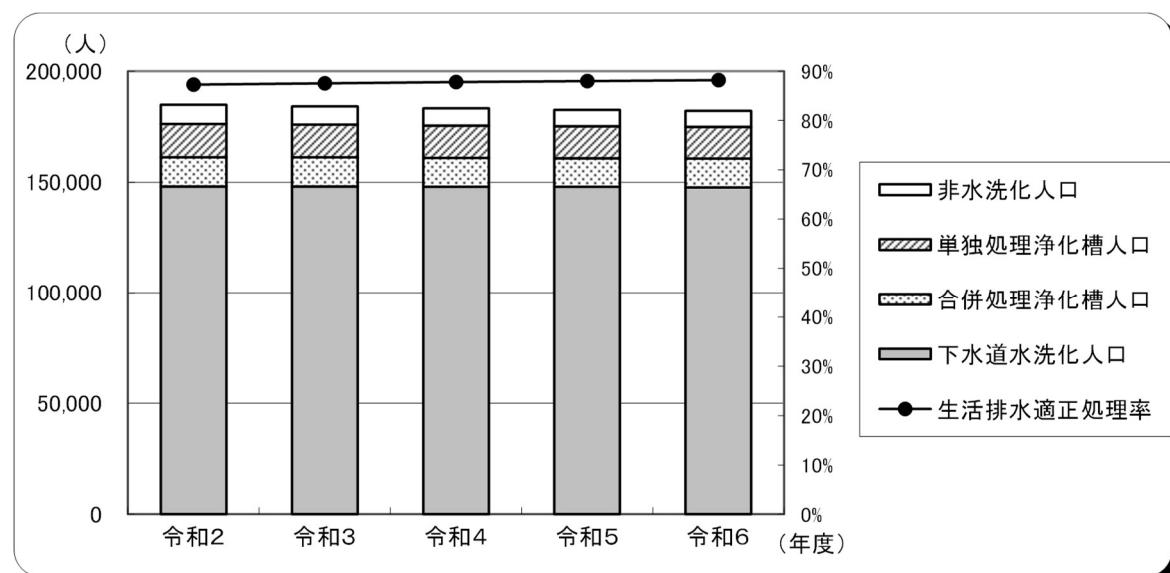


図 3-4 生活排水処理形態別人口の実績推移

## (2) し尿・浄化槽汚泥発生量

し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移を表 3-4 及び図 3-5 に示します。

し尿発生量については、令和2年度から令和3年度は急激に減少し、その後概ね減少傾向を示しながら令和6年度は約 13,700kL/年となっています。浄化槽汚泥発生量については、令和2年度に比べ令和3年度は約 2 倍に増加し、その後高止まりしつつ、ほぼ横ばいで推移しながら令和6年度は約 8,500kL/年となっています。

し尿発生原単位は、し尿発生量とほぼ同様の傾向を示しながら令和6年度は 5.21L/人日となっており、浄化槽汚泥発生原単位については、浄化槽汚泥発生量とほぼ同様の傾向を示しながら令和6年度は 0.85L/人日となっています。

表 3-4 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移

項目＼年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
収集人口 (人)	非水洗化人口	8,565	8,195	7,767	7,444	7,177
	浄化槽人口	28,212	27,996	27,553	27,319	27,267
発生量 (kL/年)	し尿発生量	20,076.8	14,989.0	15,381.4	14,747.1	13,635.3
	浄化槽汚泥発生量	4,736.9	8,350.0	7,945.0	7,922.2	8,458.1
	合 計	24,813.7	23,339.0	23,326.4	22,669.3	22,093.4
年間日数(日)		365	365	365	366	365
原単位 (L/人日)	し尿発生原単位	6.42	5.01	5.43	5.41	5.21
	浄化槽汚泥発生原単位	0.46	0.82	0.79	0.79	0.85

注) 原単位:発生量÷収集人口÷年間日数×1000

資料:市データ、令和2年度から令和6年度 組合事業概要

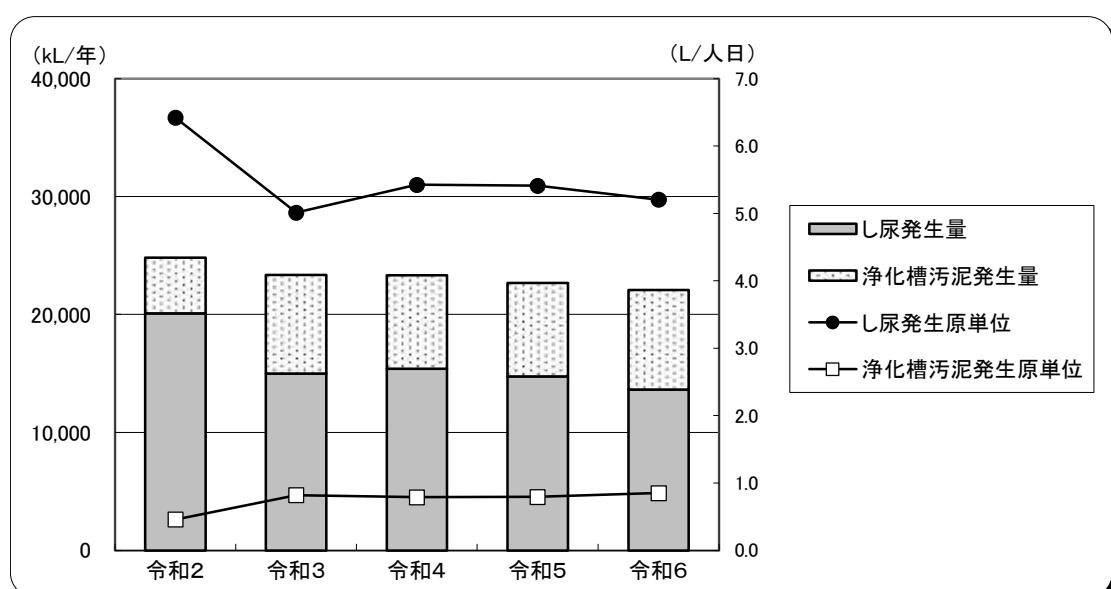


図 3-5 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移

### 3) 生活排水中間処理システム

#### (1) 下水道

下水道の整備状況を表 3-5 に示します。

本市下水道事業は北部処理区及び泉北処理区の 2 処理区において事業が進められており、下水道全体計画処理面積は 5,125ha です。

また、令和 6 年度末現在の普及率は、北部処理区 90.5%、泉北処理区 99.5% となっています。

表 3-5 下水道計画の整備状況

項目	処理区	和泉市	下水道全体計画区域外			備考
			北部	泉北	下水道全体計画区域外	
下水道全体計画	処理面積	(ha)	5,125	4,883	242	–
	処理人口	(人)	196,630	177,460	19,170	–
整備状況 令和6年度末現在	計画区域内人口	(人)	182,104	166,122	14,873	1,109 ①
	下水道全体計画区域内人口	(人)	180,995	166,122	14,873	–
	整備面積	(ha)	2,279	2,058	221	–
	整備人口	(人)	165,174	150,376	14,798	– ②
	告示人口	(人)	162,684	147,921	14,763	– ③
	水洗化人口	(人)	147,660	133,220	14,440	– ④
	普及率	(%)	90.7%	90.5%	99.5%	– ② ÷ ① × 100
	水洗化率	(%)	90.8%	90.1%	97.8%	– ④ ÷ ③ × 100

注)水洗化率=水洗化人口÷告示人口

資料:市資料

#### (2) 合併処理浄化槽

下水道全体計画区域外については和泉市公共浄化槽条例に基づき、市が合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う公共浄化槽等整備推進事業を実施しています。

また、下水道全体計画区域内で下水道整備に期間を要する区域においては、浄化槽設置整備事業を実施しています。

各事業における設置基数・人口の実績推移を表 3-6 ~ 表 3-7 に示します。

表 3-6 公共浄化槽等整備推進事業による設置基数・人口の実績推移

項目	人槽\年度	平成27年度 ～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
基数 (基)	5人槽	29	2	1	0	3	1	36
	6～7人槽	21	0	1	1	0	1	24
	8～10人槽	2	0	1	0	0	0	3
	11～50人槽	2	0	0	0	0	1	3
	合計	54	2	3	1	3	3	66
人口 (人)	5人槽	62	4	2	0	4	2	74
	6～7人槽	75	0	4	4	0	2	85
	8～10人槽	14	0	2	0	0	0	16
	11～50人槽	0	0	0	0	0	0	0
	合計	151	4	8	4	4	4	175

注)累計は、平成27年度から令和6年度までの合計数。

表 3-7 浄化槽設置整備事業による設置基数・人口の実績推移

項目	人槽\年度	平成4年度 ～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
基数 (基)	5人槽	176	1	1	1	0	0	179
	6～7人槽	496	1	0	3	1	0	501
	8～10人槽	168	0	0	1	0	1	170
	11～20人槽	10	0	0	0	0	0	10
	合計	850	2	1	5	1	1	860
人口 (人)	5人槽	543	4	2	2	0	0	551
	6～7人槽	1,897	4	0	9	3	0	1,913
	8～10人槽	724	0	0	2	0	5	731
	11～20人槽	45	0	0	0	0	0	45
	合計	3,209	8	2	13	3	5	3,240

注)累計は、平成4年度から令和6年度までの合計数。

#### 4) し尿・浄化槽汚泥処理

昭和38年2月地方自治法第284条に基づき一部事務組合（泉大津市和泉市清掃組合）を発足し、両市のごみ及びし尿の共同処理を行ってきましたが、昭和41年5月に隣接する高石市の加入に伴い、3市の広域的下水道事業を含めた一部事務組合「泉北環境整備施設組合」と改称しました。なお、平成26年4月からは公共下水道事業を組合構成3市に移管し、現在は、3市のごみ及びし尿の処理のみを行っています。し尿汲み取り便槽から汲み取られた「し尿」及び単独処理浄化槽と合併処理浄化槽から発生する「余剰汚泥等」は、市の許可業者が収集し、

組合の第1事業所し尿処理場で処理しています。組合のし尿処理施設概要を表3-8に示します。

また、処理プロセスで発生する脱水汚泥は埋立処分し、し渣は組合のごみ焼却処理施設で処理しています。

泉北環境整備施設組合では、第1事業所（し尿処理施設）の老朽化に伴い、施設の建築物、水槽等を活用し下水道放流に切り替えて「汚泥再生処理センター」にリニューアル（改造・改修）する事業を進めています。なお、先行して、処理水のみ、令和9年度（第1四半期）から泉大津市管理の下水道に放流する予定です。

表 3-8 し尿処理施設概要

施設名	第1事業所 し尿処理場	
	し尿処理施設	備 考
敷地面積	8,642.22m <sup>2</sup>	平成9年12月： 基幹的施設更新(二次スクリーン及び冷凍機取替) 平成18年3月： 浄化槽汚泥の海洋投棄廃止に伴い、浄化槽汚泥前脱水設備を撤去するとともに、前処理後の浄化槽汚泥を直接水処理系で処理するため、処理フローを改造 平成20年3月： 曝気槽並びに攪拌槽2系列を改修
建物面積	2,998.62m <sup>2</sup>	平成28年3月： 地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託により、忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥受入を開始
竣工年月	昭和62年1月	平成28年6月： トラックスケール設置
処理方法	低希釀高負荷酸化処理方式	令和5年3月： 一般廃棄物処理施設基本計画を策定
処理能力	200kL/日 (し尿125kL/日、浄化槽汚泥75kL/日)	

資料：組合ホームページ

## 2. 生活排水対策の推進の状況と課題

### 1) 生活排水処理の現状

一般家庭や事業所等で発生した生活雑排水（台所、風呂、洗濯など）及びし尿は、下水道並びに合併処理浄化槽で処理され放流されています。一方、単独処理浄化槽やし尿汲み取りの場合は、し尿は処理されるが生活雑排水が未処理のまま放流されています。（図 3-3 参照）

これが河川など公共用水域の水質汚濁の主な原因となっています。

また、令和6年度末では、計画処理区域内人口 182,104 人の内、生活排水の適正処理を行っている人口は 160,644 人であり、生活排水適正処理率は 88.2%（水洗化・生活雑排水処理人口）／計画処理区域内人口 × 100）です（表 3-3、図 3-4 参照）。さらなる生活排水適正処理率の上昇が必要です。

### 2) 公共下水道の整備状況

本市では公共下水道事業計画に基づき下水道の整備を進めており、令和6年度の下水道普及率<sup>※1</sup>は 90.7%、下水道水洗化率<sup>※2</sup>は 90.8% となっています。（図 3

－6、図 3-7)

この公共下水道整備の進捗が、BOD汚濁負荷量の削減に大きく寄与していることから、今後も引き続き、公共下水道整備を進めると共に水洗化率向上のため、啓発に努めます。

※1 下水道普及率：下水道普及率とは、行政人口に、下水道で整備された区域内の人口が占める割合です。

$$\text{下水道普及率} = \frac{\text{整備人口}}{\text{行政人口}} \times 100$$

※2 下水道水洗化率：下水道水洗化率とは、下水道で処理可能な区域内の人口に、下水道に接続する人口が占める割合です。

$$\text{下水道水洗化率} = \frac{\text{下水道水洗化人口}}{\text{告示人口}} \times 100$$

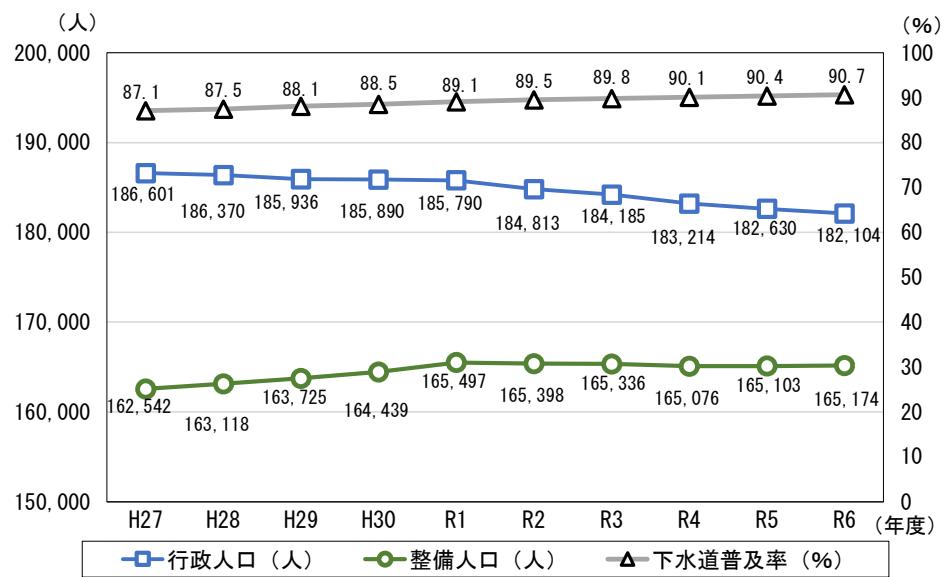


図 3-6 下水道普及率の推移

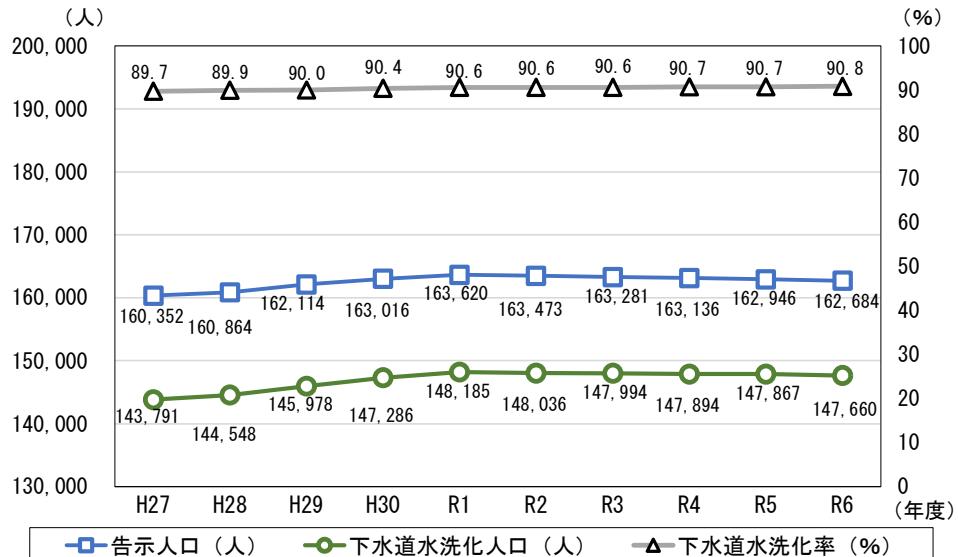


図 3-7 下水道水洗化率の推移

### 3) 合併処理浄化槽の設置状況

本市では、公共下水道全体計画区域外や下水道全体計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域では、し尿と生活雑排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽の普及を推進しており、市街化区域及び市街化調整区域を併せた市域全体に設置されている合併処理浄化槽は、令和6年度末で2,145基です（図3-8）。

また、平成4年度より合併処理浄化槽の設置補助を、平成27年度から令和元年度まで浄化槽市町村整備推進事業、令和2年度より公共浄化槽等整備推進事業を行っており、合併処理浄化槽の普及を推進しています。令和6年度の設置補助基数は1基、公共浄化槽の整備基数は3基でした。

この合併処理浄化槽の普及が、BOD汚濁負荷量の削減に少なからず寄与していることから、今後も引き続き、公共下水道全体計画区域外や下水道全体計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域における合併処理浄化槽の普及の推進が必要です。

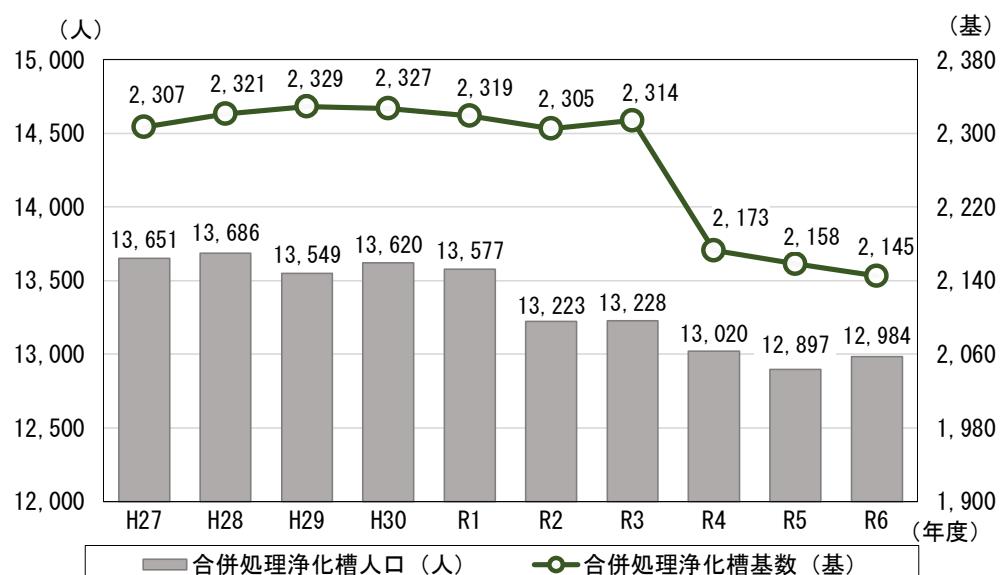


図 3-8 合併処理浄化槽設置基数の推移

### 3. 第5次基本計画のレビュー

第5次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の施策内容・目標達成状況を表 3-9 に示します。

なお、点検・評価の評価は、

◎：計画どおり取り組んでいる。

○：おおよそ計画どおり取り組んでいる。

△：計画の調査・検討・調整中である。

－：計画の見直し・再検討を要する

としています。

表 3-9 第5次基本計画（令和3年3月策定）の施策内容・目標達成状況

計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
1. 生活排水の数値目標	令和7年度の生活排水適正処理率の目標：88.8% 令和17年度の生活排水適正処理率の目標：91.0% 将来的には生活排水適正処理率100%を目指します。	令和6年度末時点での生活排水適正処理率は、88.2%です。	評価：○ おおよそ計画どおり、生活排水適正処理率の向上に取り組んでいます。
2. 自然環境への負荷の低減	(1) 公共下水道による生活排水処理の改善	河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進します。	評価：○ おおよそ計画どおり、下水道の整備が進められています。
	(2) 公共下水道への水洗化促進	公共下水道の整備が完了した地区にはまだ公共下水道へ接続していない住宅・事業所等があります。公共用水域の水質保全を図るために公共下水道への水洗化促進の啓発を進めていきます。	評価：○ おおよそ計画どおり、下水道への接続が進められています。
	(3) 収集便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進及び促進	生活雑排水の処理を進めるためには、単独処理浄化槽を設置している一般家庭・事業所等について、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を推進していきます。	評価：○ 左記の施策等により、合併処理浄化槽への転換が進められています。
	(4) 净化槽の適正な維持管理の推進	合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を使用している一般家庭・事業所等について、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知するとともに、適正な維持管理のための仕組みづくりについても検討していきます。	評価：○ 左記の施策等により、適正な維持管理のための広報・啓発が行なわれています。
	(5) 生活排水対策の啓発活動	水質汚濁の原因の一つが一般家庭・事業所等から排出される生活排水であり、その適正処理に関する情報等を、広報紙や市ホームページ等を活用して市民・事業者等に提供していきます。 また、一般家庭・事業者等でできる発生源対策や生活排水処理に関する意識啓発に努めています。	評価：△ コロナ禍の影響を大きく受け、啓発事業は全体として縮小しました。啓発の進め方について現在見直し検討中です。
	(6) 災害等に備えた体制づくり	新型コロナウィルス等の感染症蔓延時の収集体制の維持やゲリラ豪雨、台風及び地震が発生した際のし尿・汚泥の排出に関する情報周知の構築、収集・運搬体制の確保を行います。	評価：○ 災害廃棄物処理計画の策定や自治体との支援協定の締結により、災害時の体制の確保を行っています。
3. 適正・効率的な収集・処理体制の確保	(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の検討	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現在、市が許可した収集運搬業者が行っていますが、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少等を踏まえ効率的な収集運搬体制を検討していきます。	評価：○ 収集運搬体制の検討が行われています。
	(2) し尿処理施設の適正な維持管理・延命化	第1事業所し尿処理場は老朽化が進んでいることや、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量が今後も減少していく見込みであることから将来を見通した適正な管理を実施し、延命化を図っていきます。	評価：○



## 4. 現状生活排水処理システムに係る課題点・留意点

### 1) 生活排水処理システム

#### (1) 生活雑排水の未処理（一部）放流

河川等の水質汚濁の原因となっている生活雑排水は、適正な処理施設で処理されることが望まれますが、汲み取り便槽や単独処理浄化槽の住宅・事業所等では、ほぼ未処理のままで放流されています。

河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するためにも下水道、合併処理浄化槽の利用による生活排水処理を推進していく必要があります。

#### (2) 収集体制の検討

下水道の普及が更に進み、し尿・浄化槽汚泥量が減少することが予想されます。そのため、収集車両及び人員の収集体制の見直しが必要となります。

### 2) 生活排水中間処理システム

#### (1) 公共下水道への水洗化促進

公共下水道の整備が完了した地区には、まだ公共下水道へ接続していない住宅・事業所等があります。公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道への早期接続を促進していく必要があります。

#### (2) 公共浄化槽等整備推進事業の推進及び浄化槽設置整備事業の促進

下水道全体計画区域外は公共浄化槽等整備推進事業を推進し、下水道全体計画区域内で下水道整備に期間を要する区域においては浄化槽設置整備事業による生活排水処理の促進を図ります。

#### (3) し尿処理施設の老朽化

第1事業所し尿処理場の老朽化が進んでいることや、今後も搬入量が減少する見込みであることから、令和7年度より汚泥再生処理センターへのリニューアル更新を実施しています（令和9年度末完成予定）。

### 3) その他

#### (1) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、浄化槽法第7条、第11条に基づく処理水質の検査の他、1回/年の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられています。機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理の実施状況の把握及び適正な維持管理を実施していない浄化槽への対策が必要です。

## 第4節 生活排水処理基本計画

### 1. 基本方針

基本的な考え方で示した以下の3点を基本方針とします。

- ①自然環境の負荷の低減
- ②適正かつ効率的な収集・処理体制の確保
- ③生活排水対策として啓発活動の積極的な推進

### 2. 自然環境への負荷の低減

#### 1) 公共下水道による生活排水処理の改善

河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進します。

#### 2) 公共下水道への水洗化促進

公共下水道の整備を完了した地区にはまだ公共下水道へ接続していない住宅・事業所等があります。公共用水域の水質保全を図るためにには、公共下水道への水洗化促進の啓発を個別訪問などを通じて進めていきます。

#### 3) 汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び促進

生活排水の適切な処理を進めるため、汲み取り便所及び単独処理浄化槽を設置している一般家庭等について、下水道全体計画区域外においては、市が主体となり合併処理浄化槽の設置及び管理を行う浄化槽市町村整備推進事業（令和2年度からは浄化槽法の改正により公共浄化槽等整備推進事業）にて合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

また、下水道全体計画区域内であっても、下水道整備に期間を要する区域においては、個人が合併処理浄化槽への転換を行う費用の一部を補助する浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

#### 4) 浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を使用している一般家庭・事業所等について、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知するとともに、適正な維持管理のための仕組みづくりについても検討していきます。

#### 5) 生活排水対策の啓発活動

水質汚濁の主な原因の一つが一般家庭・事業所等から排出される生活排水であり、その適正処理に関する情報の提供、並びに正しい知識の普及と水質浄化に対する意識の高揚を図っていきます。

広報いづみや市ホームページへの啓発記事掲載、イベント事業等での環境パネル展示や環境講座の実施及び水質簡易測定用パックテスト・パンフレット等の配布を行います。

生活排水対策を推進するための地域リーダーとして校区等の推薦及び公募により生活排水対策指導員を配置し、台所での対策など家庭ができる生活排水対策について地域の会合や集会での啓発など、地域に根ざした活動を行っていきます。

また、河川水質や自然の状態を知り、水辺環境や河川水質保全の重要性についての理解と認識を深めてもらうため、水辺において水生生物や植物などの自然観察会等を実施していきます。

### 3. 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

#### 1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の検討

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現在、市が許可した収集運搬業者が行っていますが、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少等を踏まえ、効率的な収集運搬体制を検討していきます。

また、感染症蔓延時における収集体制の維持や、ゲリラ豪雨、台風及び地震が発生した際のし尿・汚泥の排出に関する情報周知の構築、収集・運搬体制の確保を行います。

#### 2) し尿処理施設の適正な維持管理

収集したし尿・浄化槽汚泥は、第1事業所し尿処理場に搬入し、適切に浄化処理を行ったうえで公共用水域へ放流します。

令和9年より、汚泥再生処理センターのリニューアルに伴い、収集したし尿・浄化槽汚泥は下水処理場で処理します。

#### 3) 災害等に備えた体制づくり

感染症蔓延時の収集体制の維持や、ゲリラ豪雨、台風及び地震が発生した際のし尿・汚泥の排出に関する情報周知の構築、収集・運搬体制の確保を行います。

### 4. 生活排水対策として啓発活動の積極的な推進

#### 1) 生活排水対策にかかる啓発活動

生活排水対策には公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及とともに、地域における実践活動の取り組みを広く推進することが必要です。

このため、市民全員が主体的に生活排水対策の活動に取り組めるよう、啓発・普及活動を行っています。

啓発の基本方針として、生活排水対策に関する正しい知識の普及と水質浄化に対する意識の高揚があげられます。

### (1) 合併処理浄化槽の普及促進

公共浄化槽等整備推進事業及び浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

### (2) 広報・啓発

広報いづみ・市ホームページへの啓発事業掲載、イベント事業等での環境パネル展示や環境講座の実施等を行います。

### (3) 生活排水対策指導員活動

生活排水対策を推進するための地域リーダーとして、校区等の推薦及び公募により生活排水対策指導員を配置し、台所での対策など家庭ができる生活排水対策について、地域の会合や集会での啓発ビデオ上映および啓発用品の配布など、地域に根ざした啓発活動を行います。令和4年度から6年度の3年間は、16名の指導員を委嘱しています。

### (4) 生活排水対策推進月間

生活排水の河川への影響が特に冬期に大きくなることから、2月を「生活排水対策推進月間」と定め、市内全域で生活排水対策の重要性のPRや各家庭における生活排水による負荷を抑える取り組み等、生活排水対策実践の徹底を促進します。

### (5) 水辺の自然観察会

水辺において水生生物や植物などの自然観察会を実施し、河川水質や自然の状態を知り、水辺環境や河川水質保全の重要性についての理解と認識を深めてもらうよう啓発しています。

また、水質簡易測定用パックテストの提供は引き続き毎年実施しています。

## 2) 生活排水対策に係る啓発の推進

“いづみ”の名にふさわしい水辺環境を取り戻すために、啓発活動は生活排水対策にとって重要なものであり、例えば合併処理浄化槽を設置した家庭でも、その後の管理が適正におこなわれなければ放流水質に悪影響を与えます。

また、その他の施設でも、家庭での心がけにより処理施設への負担が少なくなるなど、施設整備後にも啓発活動は必要であり、特に処理施設が未整備の地域では、啓発活動が水質改善に大きな効果をもたらすものと考えられます。

特に、公共下水道の整備が、当分の間見込めない地域に対して、生活排水対策を推進するには、地域住民の生活排水対策に対する意識啓発を中心とした、家庭での台所対策等による汚濁負荷量の削減を図っていく必要があります。

そのひとつとして、地域における生活排水対策を推進する生活排水対策指導員の設置・育成を行い、その啓発活動をより効果的、実践的に実施していくことが

重要です。

### (1) 台所対策

- ・食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲みきれる分だけを注ぎ、残りを流さないようにする。
- ・油は使いきる工夫をするとともに、家庭用廃食油の回収を利用する。やむを得ず捨てる場合は、古新聞などにしみこませて、燃えるごみとして捨てる。
- ・調理くずや食べ残しを流さないように水切り袋などを使う。燃えるごみとして捨てる。
- ・食器や鍋の汚れは、紙などでふき取ったり、ヘラでかき取ってから洗う。
- ・米のとぎ汁は植木の水やりに利用する。(養分を含んでいるので、よい肥料になる。)
- ・食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を使う。

### (2) トイレ・風呂・洗濯時の対策

- ・トイレは使用後にこまめに掃除する。(洗剤を使って掃除する回数が少なくてすむ。)
- ・入浴や洗濯の際は、石けん・洗剤・シャンプー・リンスなどは適量を使う。(たくさん使っても洗浄力が高まるわけではない。)
- ・髪の毛などが流れてしまわないように、お風呂の排水口に目の細かいネットを張る。
- ・お風呂の残り湯は洗濯に利用する。(温水なので汚れ落ちがよくなる。衛生上、すぎぎは水道水で。)

### (3) その他

- ・身近な水路や側溝などの清掃を行う。
- ・浄化槽を設置している方は、適切な維持管理を行う。

## 5. 今後の取組

河川など公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策として“汚れた水をきれいにする”生活排水処理施設の整備を推進し、あわせて、“汚れた水の発生を少なくする”家庭での生活排水対策に関する実践活動及び啓発事業を積極的に推進していくことが重要です。

### 1) 公共下水道の整備と水洗化促進

河川など公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、整備済み地域における公共下水道への水洗化の啓発を進めていきます。特に、下水道公示後的一般家庭などには、工事費の融資斡旋制度や指定排出設備工事業者の情報提供など、

個別訪問による啓発を進めていきます。

### (1) 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の推進

公共下水道全体計画区域外や下水道全体計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域では、合併処理浄化槽の普及推進により生活排水処理を進めます。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を設置している一般家庭等に対し、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を引き続き周知していきます。

さらに、生活雑排水の処理を進めるためには、単独処理浄化槽を設置している一般家庭等について、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

上述の合併処理浄化槽の普及促進を図るため、公共浄化槽等整備推進事業及び浄化槽設置整備事業を実施していきます。

### (2) 生活排水対策基本構想による生活排水処理施設の整備

公共下水道全体計画において、既計画決定区域（市街化区域）における下水道整備率が約9割に達していることから、一層の下水道整備を推進するため、既存集落を中心とした市街化調整区域へ下水道事業計画区域拡大を行い、市街化調整区域についても順次、下水道整備を行います。

また、公共下水道計画区域外の生活排水処理については、市が主体となり合併処理浄化槽の整備及び管理を行う公共浄化槽等整備推進事業により合併処理浄化槽への転換を推進していきます（図3-9）。

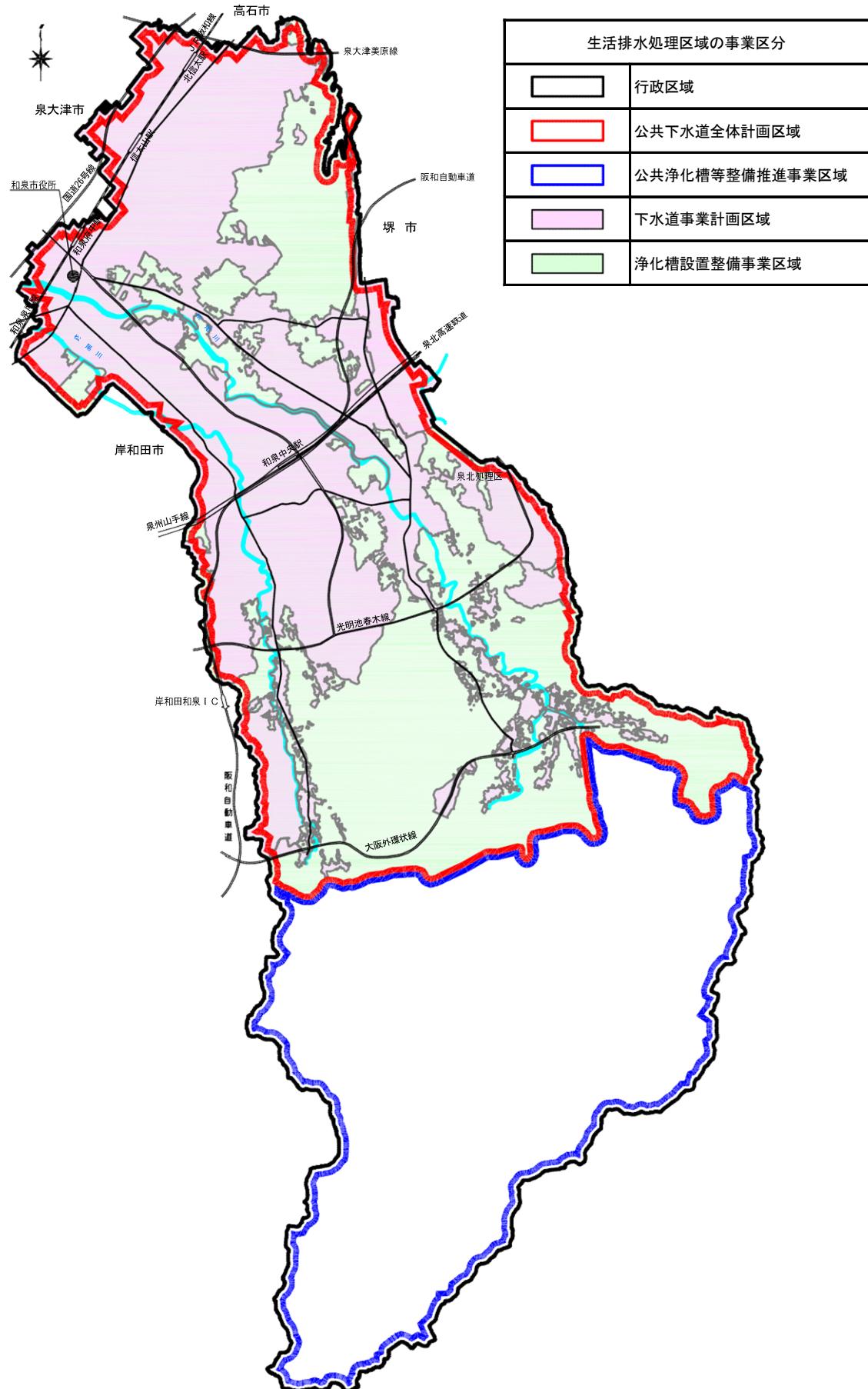


図 3-9 生活排水対策基本構想図

## 6. 目標の設定

### 1) 生活排水の数値目標

生活排水適正処理率((水洗化・生活雑排水処理人口)／計画区域内人口×100)の現状及び目標を以下に示します。

令和6年度の生活排水適正処理率の実績 : 88.2%  
令和12年度の生活排水適正処理率(短期目標) : 89.7%  
令和17年度の生活排水適正処理率(中期目標) : 90.7%  
令和22年度の生活排水適正処理率(長期目標) : 91.7%  
(将来的には生活排水適正処理率100%を目指します。)

### 2) 生活排水処理形態別人口の将来目標

生活排水処理形態別人口の将来目標を表3-10に示します。

表3-10 生活排水処理形態別人口の将来目標

項目	年度	現在 令和6年度	短期目標年度 令和12年度	中期目標年度 令和17年度	計画目標年度 令和22年度
生活排水適正処理率		88.2%	89.7%	90.7%	91.7%

注) 生活排水適正処理率:水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

#### (1) 人口の内訳

単位:人

項目	年度	現在 令和6年度	短期目標年度 令和12年度	中期目標年度 令和17年度	計画目標年度 令和22年度
①行政区域内人口		182,104	176,760	171,380	165,140
②計画処理区域内人口		182,104	176,760	171,380	165,140
③水洗化・生活雑排水処理人口		160,644	158,467	155,418	151,418

## (2) 生活排水の処理形態別内訳

項目	年度 令和6年度	単位:人		
		短期目標年度 令和12年度	中期目標年度 令和17年度	計画目標年度 令和22年度
①計画処理区域内人口	182,104	176,760	171,380	165,140
②水洗化・生活雑排水処理人口	160,644	158,467	155,418	151,418
②.1 下水道水洗化人口	147,660	147,270	145,653	143,145
②.2 合併処理浄化槽	12,984	11,197	9,765	8,273
②.3 農業集落排水施設	0	0	0	0
②.4 コミュニティ・プラント	0	0	0	0
③水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	14,283	12,175	10,624	9,133
④非水洗化人口	7,177	6,118	5,338	4,589
⑤計画処理区域外人口	0	0	0	0
生活排水適正処理率	88.2%	89.7%	90.7%	91.7%

### 3) 水質の目標

河川の目標水質については、清流をとりもどすことを目標に掲げ、数値目標としては環境基準を維持するものとします。

- 清流を蘇らせ、多くの魚や昆虫が生息する河川
- 水質の改善
  - 槇尾川、松尾川 : B O D 3 mg/L 以下 (B類型<sup>※1</sup>)
  - 父鬼川 : B O D 2 mg/L 以下 (A類型<sup>※1</sup>)
- 親しみのにおける水辺環境づくり

※1 類型：大阪府において、水質汚濁に係る環境基準のうち、B O D等水質項目について、河川水域の利水目的に応じて6つの類型 (A A、A、B、C、D、E) に区分し、類型ごとに水質の基準値（目標値）を定めています。  
詳細については、73ページを参照願います。

## 7. し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測

し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測結果を図 3-10 に示します。

し尿・浄化槽汚泥発生量は令和 6 年度直近のし尿発生原単位 5.21 (L/人日)、浄化槽汚泥発生原単位 0.85 (L/人日) で令和 7 年度以降も一定量で推移していくものと仮定し、し尿発生量はし尿発生原単位に非水洗化人口ならびに年間日数を乗じて単位換算して求めました。

また、浄化槽汚泥発生量もし尿発生量と同様に、浄化槽汚泥発生原単位に単独・乗じて単位換算して求めています。

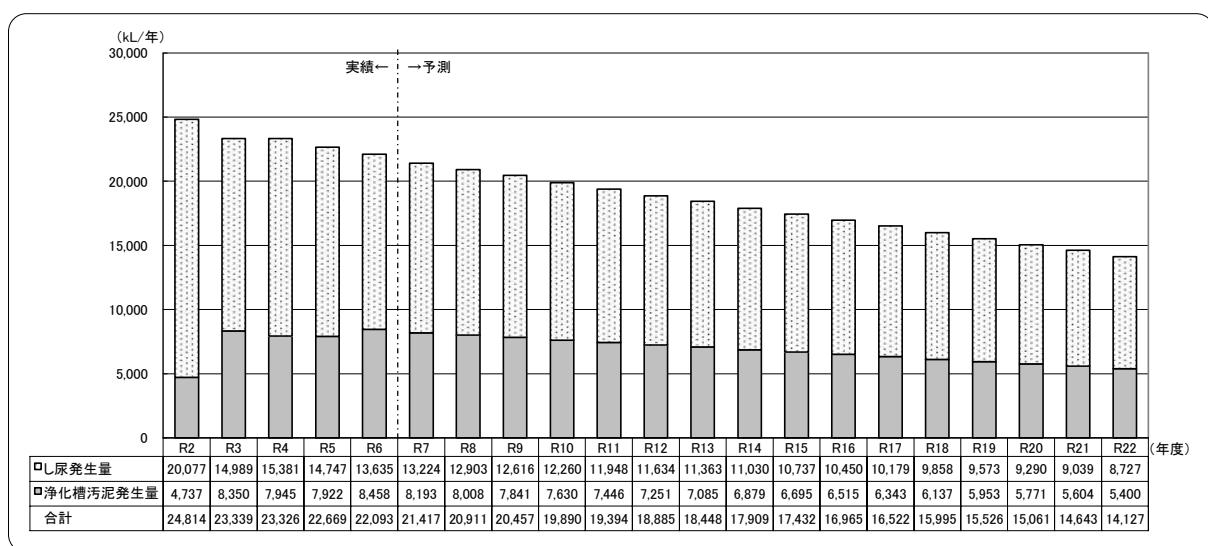


図 3-10 し尿発生量・浄化槽汚泥発生量の実績及び将来予測結果